

男女間における暴力に関する調査

報告書

平成15年3月

熊本県



はじめに

近年、夫婦や恋人の間の暴力や、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などについて、個人の人権を侵害する問題として、また、男女共同参画社会づくりの妨げになる問題として、社会的に取り組む必要性が高くなってきています。いわゆるDV防止法や、雇用機会均等法、ストーカー規制法等、これらの行為の防止や規制を目的とした法律も整備され、人々の関心も高まっています。

今般、県内にお住まいの20才以上の方の中から、選挙人名簿の無作為抽出によって選んだ4000人の方々を対象に、こうした暴力行為に対する意識や体験について、お尋ねしました。その結果、当初の予想を上回る2000を超える方々から回答をお寄せいただき、この問題への関心の高さを感じることができました。

この報告書は、これらの方々からいただいた回答を集計・分析したものです。貴重なご意見を活用し、関係機関と協力しながら、今後の被害防止対策や被害者支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今回の調査にご協力いただいた県民の皆様、関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

くまもと県民交流館長

村山 敬士

目次

概要編

第1章 調査の目的等	1
第2章 調査結果の概要	3

本編

第1部 特別寄稿 熊本学園大学 教授 篠崎 正美	11
「女性に対する暴力の根絶に向けて」	

第2部 実態調査結果報告

1 回答者の状況	19
（1）性別および年齢構成	19
（2）居住地と職業構成	20
（3）婚姻状況と配偶者の職業	20
2 ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）意識	21
（1）「男らしさ、女らしさ」について	21
（2）仕事・家庭の役割分担について	22
（3）家庭での方針決定について	23
3 男女間における暴力に関する法律・条例等の認知状況	24
（1）「男女雇用機会均等法」の改正について	25
（2）「ストーカー規制法」について	26
（3）「DV防止法」について	26
（4）「配偶者暴力相談支援センター」について	27
（5）「熊本県男女共同参画推進条例」の禁止規定について	28
4 「セクシュアル・ハラスメント」に関する意識と体験	29
（1）許容の度合い	29
（2）体験の有無	41
（3）加害者について	49
（4）被害による影響の有無	51
（5）相談の有無と相談後の状況	51

5	「DV（夫婦や恋人間の暴力）」に関する意識と体験-----	53
	（1）許容の度合い-----	53
	（2）夫婦間で暴力をふるう相手とは別れるべきか-----	65
	（3）周辺での見聞きの有無-----	66
	（4）DV行為の体験の有無-----	67
	（5）DV行為加害者の意識-----	91
	（6）DV行為被害者の意識-----	93
6	「ストーカー行為」被害の体験-----	98
	（1）被害体験の有無-----	98
	（2）加害者について-----	99
	（3）相談の有無-----	99
	（4）解決方法-----	100
7	「その他の暴力行為」の被害の体験-----	101
	（1）痴漢被害の有無-----	101
	（2）性的行為の強要-----	101
8	暴力被害対策について-----	102
	（1）相談先・支援機関の認知状況-----	102
	（2）必要な被害防止対策及び被害者に対する支援策-----	103

参考資料編

1	自由意見から-----	104
2	男女共同参画社会づくりに関する調査票-----	138
3	集計表-----	152

概 要 編

第1章 調査の目的等

1 調査目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の男女間における暴力は、個人の人権を侵害する問題であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題となっている。

近年、いわゆるDV防止法や、雇用機会均等法、ストーカー規制法等、これらの行為の防止や規制を目的とした法律も整備され、県としても、被害防止や被害者支援に向けての取り組みを一層強化する必要がある。

このため、県内におけるこうした暴力の実態や人々の意識を把握することにより、問題点や課題を整理し、今後の施策に役立てるものとする。

2 調査対象

- ・母集団 熊本県内に居住する20歳以上の男女
- ・標本数と抽出方法 選挙人名簿から層化二段無作為抽出法により4000人を抽出
(全市町村を対象に、基本的に人口規模に応じて比例案分し、各市町村最低10サンプルとなるよう調整)

3 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

4 調査期間

平成15年1月10日(金)～平成15年1月25日(土)

5 調査項目

- (1) ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）意識
- (2) 男女間における暴力に関する法律・条例等の認知状況
- (3) 男女間における暴力に関する意識と体験
- (4) 暴力被害対策について
- (5) その他自由意見

6 回収結果

回収率は5割を超え、調査内容に対する県民の関心の高さがうかがえる結果となった。

	標本数	有効回収数（率）
男性	1 9 1 5	9 0 2（47.1%）
女性	2 0 8 5	1 1 4 0（54.7%）
不明		2 5
総数	4 0 0 0	2 0 6 7（51.7%）

7 その他

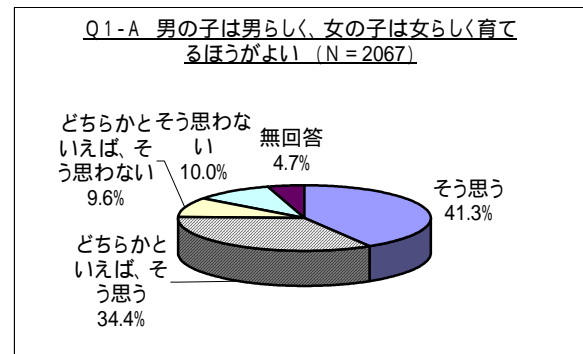
調査の集計結果について、熊本学園大学社会福祉学部篠崎正美教授に、分析を依頼した。

第2章 調査結果の概要

1 ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）意識

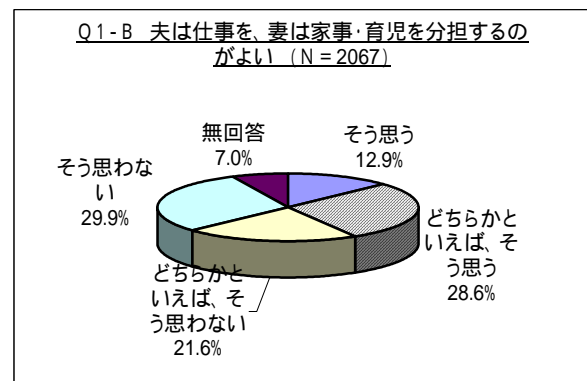
(1) 「男らしさ、女らしさ」について

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」という考え方について、「そう思う」(41.3%)、「どちらかといえば、そう思う」(34.4%)と答えた肯定意見が75.7%に対し、「そう思わない」(10.0%)、「どちらかといえば、そう思わない」(9.6%)と答えた否定意見は19.6%であった。



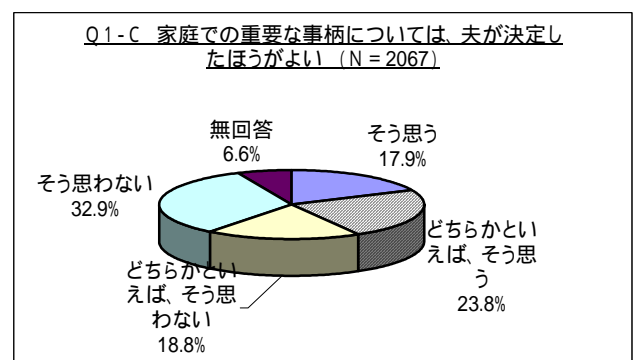
(2) 仕事・家庭の役割分担について

「夫は仕事を、妻は家事・育児を分担するのがよい」という考え方については、「そう思う」(12.9%)、「どちらかといえば、そう思う」(28.6%)と答えた肯定意見が41.5%に対し、「そう思わない」(29.9%)、「どちらかといえば、そう思わない」(21.6%)と答えた否定意見は51.5%となっており、否定意見が10ポイント上回っていた。



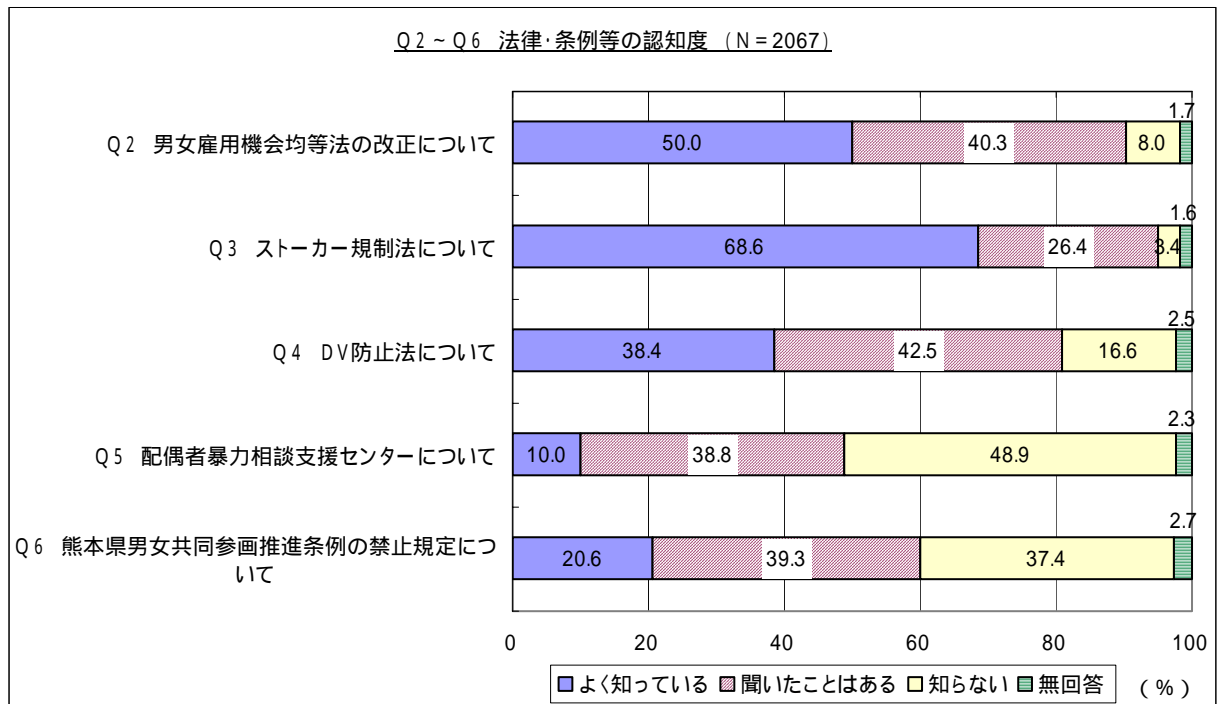
(3) 家庭での方針決定について

「家庭での重要な事柄については、夫が決定したほうがよい」という考え方については、「そう思う」(17.9%)、「どちらかといえば、そう思う」(23.8%)と答えた肯定意見が41.7%に対し、「そう思わない」(32.9%)、「どちらかといえば、そう思わない」(18.8%)と答えた否定意見は51.7%と否定意見が10ポイント上回っていた。



2 男女間における暴力に関する法律・条例等の認知状況

男女間の暴力に関する各種法律等について、「よく知っている」と答えた人は、「ストーカー規制法」が68.6%、「男女雇用機会均等法」の改正についてが50.0%と半数を超える認知度となっているが、「DV防止法」については、38.4%と4割を下回っていた。「熊本県男女共同参画推進条例の禁止規定」や「配偶者暴力相談支援センター」については、「よく知っている」と答えた人はそれぞれ20.6%、10.0%と、1～2割程度の認知度であった。



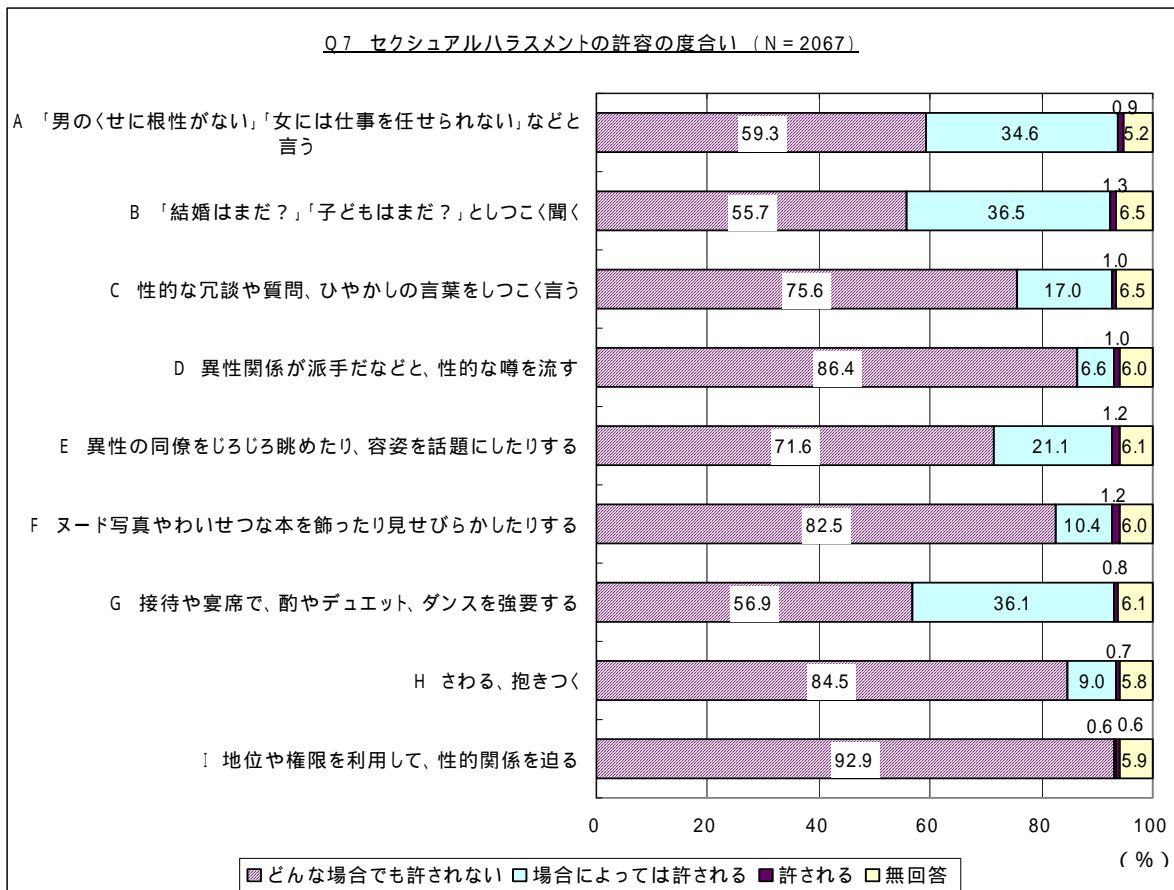
3 男女間における暴力に関する意識と体験

(1)「セクシュアル・ハラスメント」(性的いやがらせ)について

セクシュアル・ハラスメント行為に関する意識について尋ねたところ、「どんな場合でも許されない」とする意見が多かったのは、「地位や権限を利用して、性的関係を迫る」(92.9%)や、「異性関係が派手だなどと、性的な噂を流す」(86.4%)、「さわる、抱きつく」(84.5%)といった行為であった。

残りの項目についても、すべて「どんな場合でも許されない」という意見が過半数を占めたが、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」(37.8%)や、「接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する」(36.9%)、「『男のくせに根性がない』『女には仕事を任せられない』などと言う」(35.5%)といった行為については、「場合によっては許される」「許される」とする意見が比較的多くみられた。

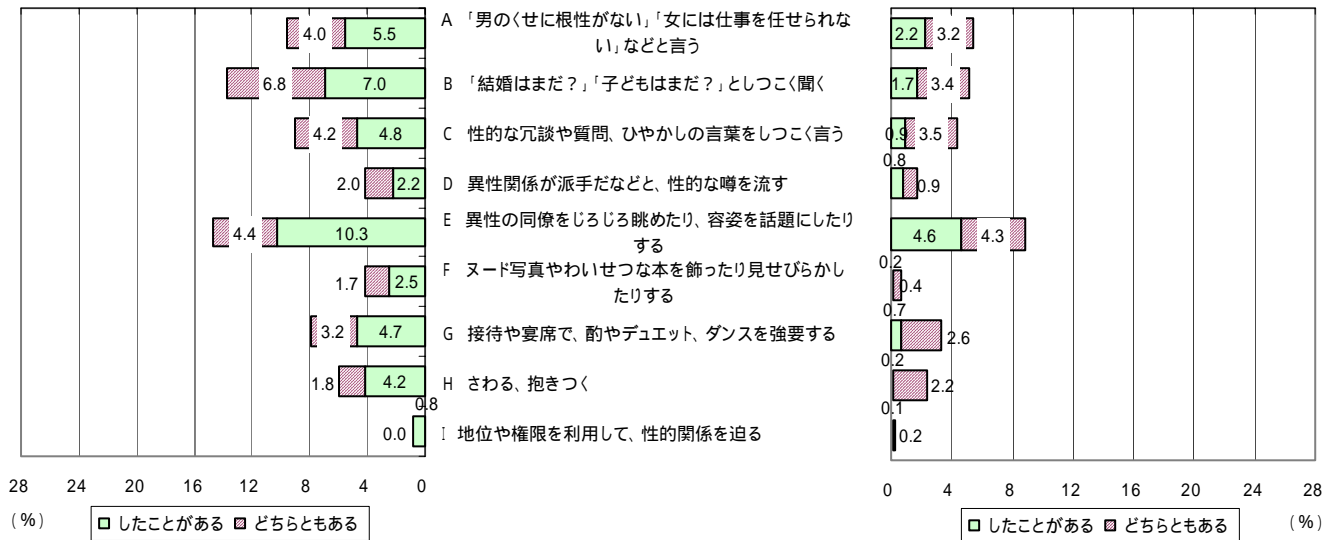
具体的な加害・被害体験では、全体的な傾向として、「したことがある」よりも、「されたことがある」と回答した人のほうが多かった。「したことがある」の上位3項目は、「異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする」(7.0%)、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」(4.0%)、「『男のくせに根性がない』『女には仕事を任せられない』などと言う」(3.8%)の順であった。一方、「されたことがある」の上位3項目は、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」(14.4%)、「接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する」(14.1%)、「さわる、抱きつく」(13.5%)の順であった。



セクシャルハラスメントの体験（性別）

（男性N = 902、女性N = 1140）

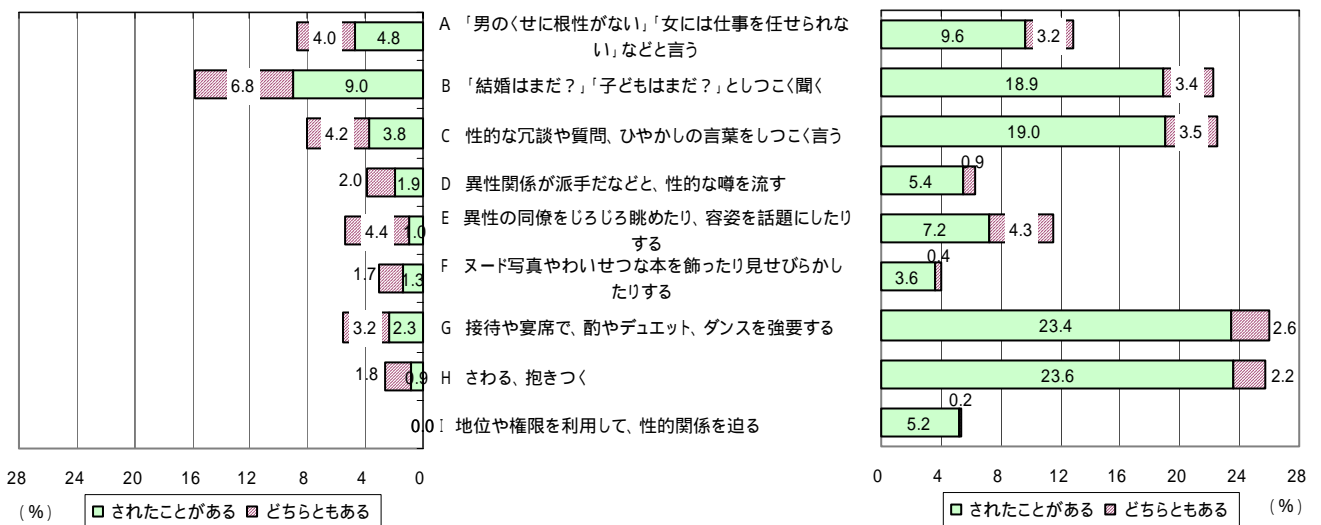
加害体験



男
性

女
性

被害体験

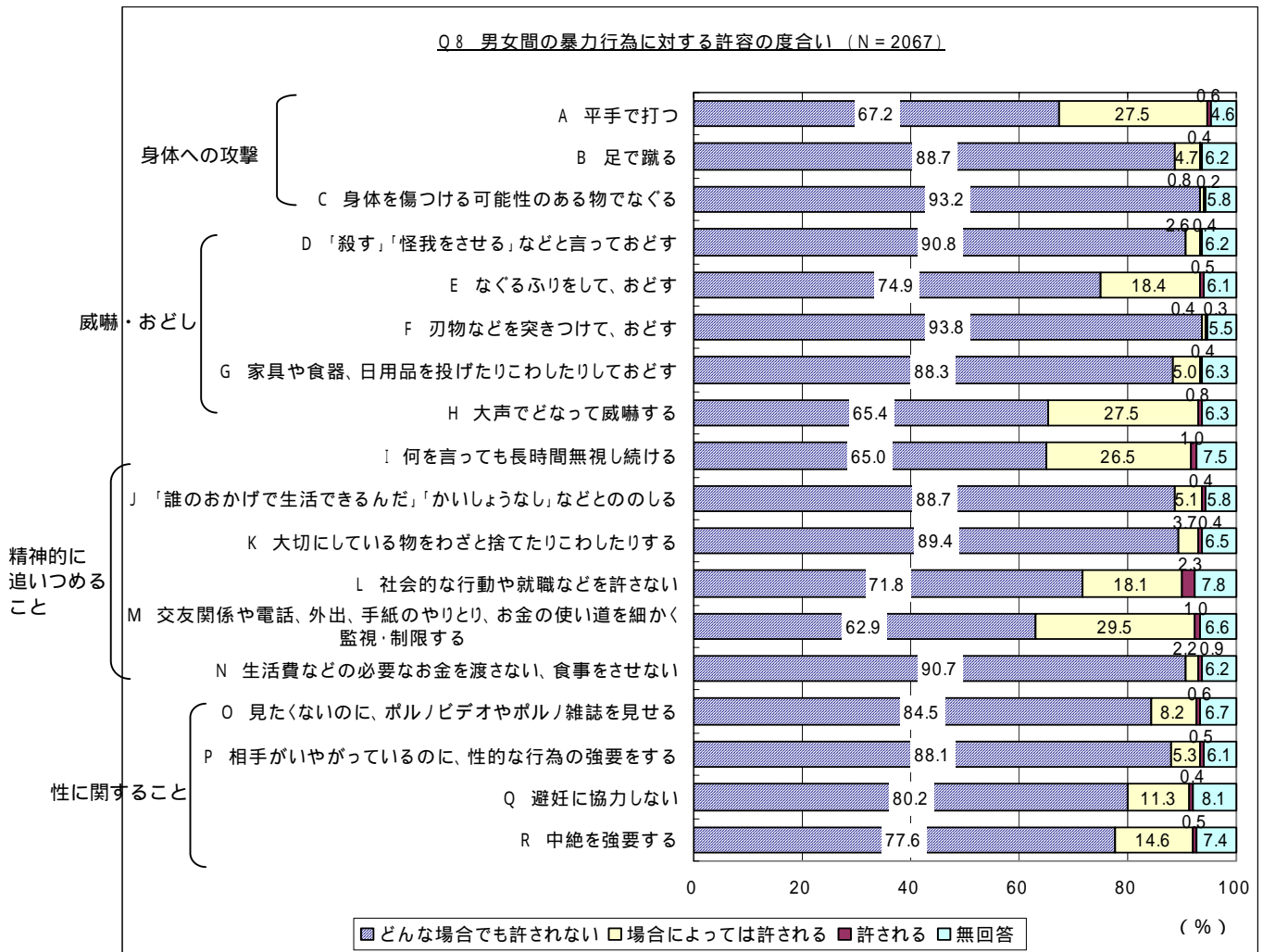


(2) 「DV(夫婦や恋人間の暴力)」について

配偶者や恋人等親しい関係にある人との間における暴力行為(「身体への攻撃」「威嚇・おどし」「精神的に追いつめること」「性に関すること」)に関する意識について尋ねたところ、「どんな場合でも許されない」とする行為は、「刃物などを突きつけておどす」(93.8%)、「身体を傷つける可能性のある物でなくる」(93.2%)、「『殺す』『怪我をさせる』などと言っておどす」(90.8%)、「生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない」(90.7%)などが9割以上の回答であった。

残りの項目についても、すべて「どんな場合でも許されない」という意見が過半数を占めたが、「交友関係や電話、外出、手紙のやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する」(30.5%)、「大声でどなって威嚇する」(28.3%)、「平手で打つ」(28.1%)、「何を言っても長時間無視し続ける」(27.5%)といった行為については、「場合によっては許される」「許される」という意見が比較的多く見られた。

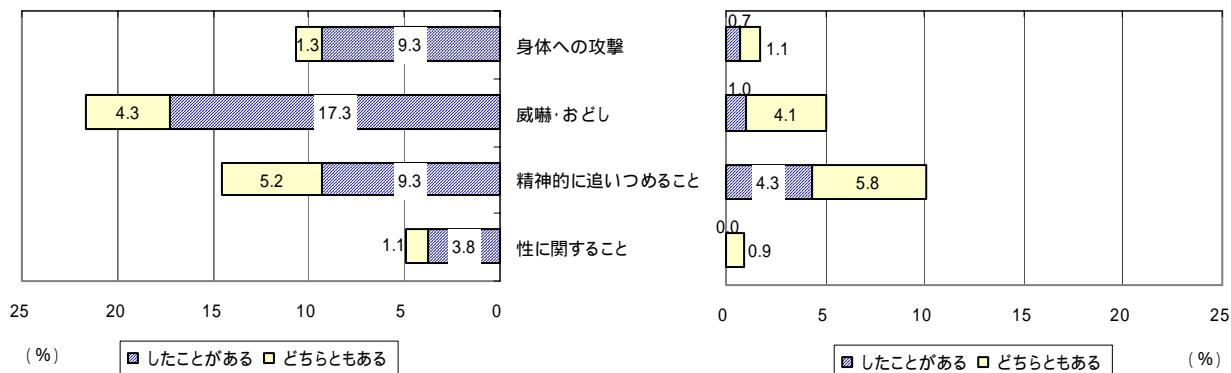
加害・被害体験では、全体的に加害体験は男性、被害体験は女性の割合が高く、「威嚇・おどし」が多かった。「身体への攻撃」「威嚇・おどし」の被害体験がある人に、「そのような時どうしたか」「何か影響があったか」「誰かに相談したか」尋ねたところ、半数が「我慢している」と回答し、4割が心身に何らかの影響を受けていた。相談状況は、3割が誰かに相談しているが、うち約半数が「あまり状況は変わらなかった」と回答している。



DVの体験（性別）

（男性N = 902、女性N = 1140）

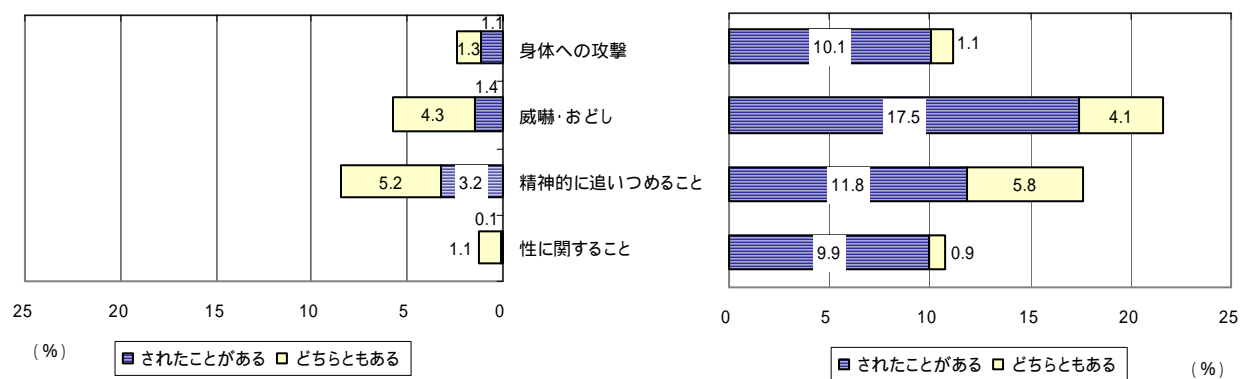
加害体験



男
性

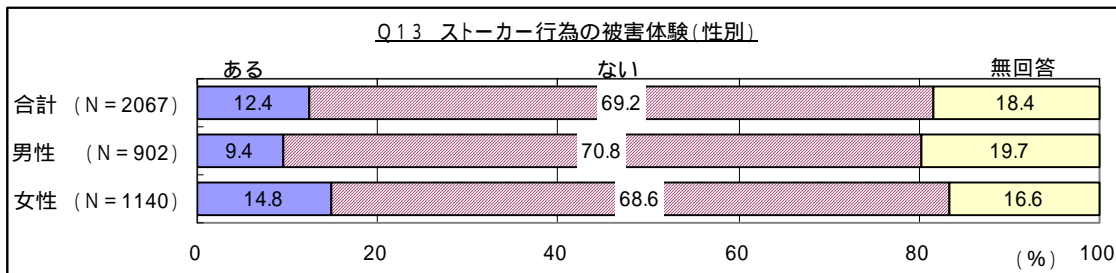
女
性

被害体験



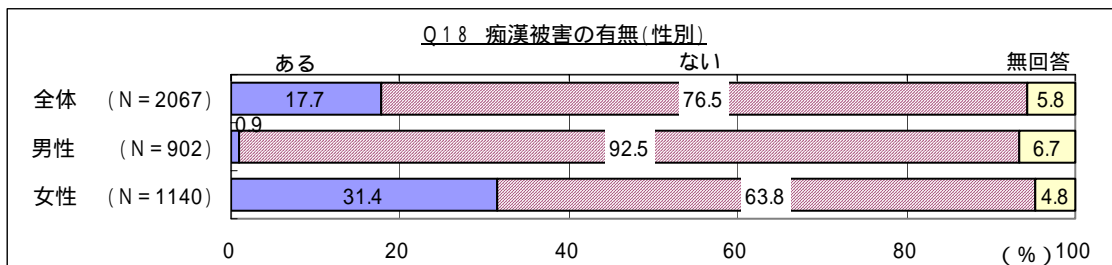
(3)「ストーカー行為」について

ストーカー行為については、男性が9.4%、女性が14.8%と、ともに1割前後の人が被害体験があると回答している。内容としては、「無言電話やいやがらせの連続電話等をよこす」(8.6%)次いで、「あなたについての中傷やでたらめな噂を言いふらす」(2.9%)が多かった。また、加害者については約半数の人が相手を特定しており、「職場関係者」(13.2%)、「顔見知り程度の人」(10.9%)、「知らない人」(9.7%)、「知人・友人」(8.2%)、「元恋人」(7.0%)と続いている。一方、被害者の相談状況としては、約7割の人が何らかの相談をしている。相談相手は、「家族、親族」が42.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が29.2%で、ほぼこの2つの項目に集中している。

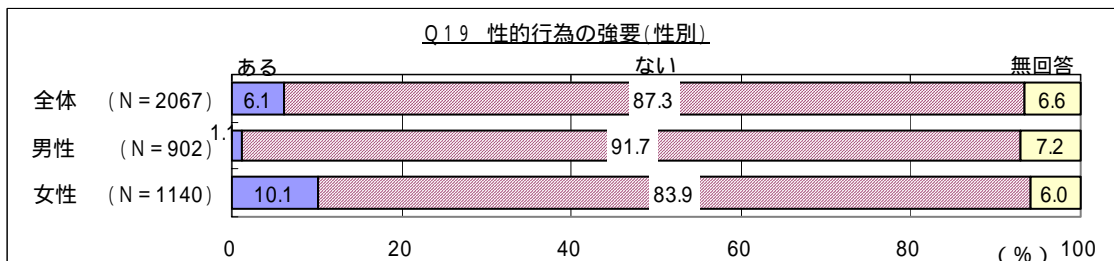


(4)「その他の暴力行為」について

痴漢被害について、経験が「ある」と回答した人が17.7%であった。性別では、「ある」と回答した人は、男性が0.9%に対して、女性が31.4%で、特に20代女性は54.7%と半数を超えていた。

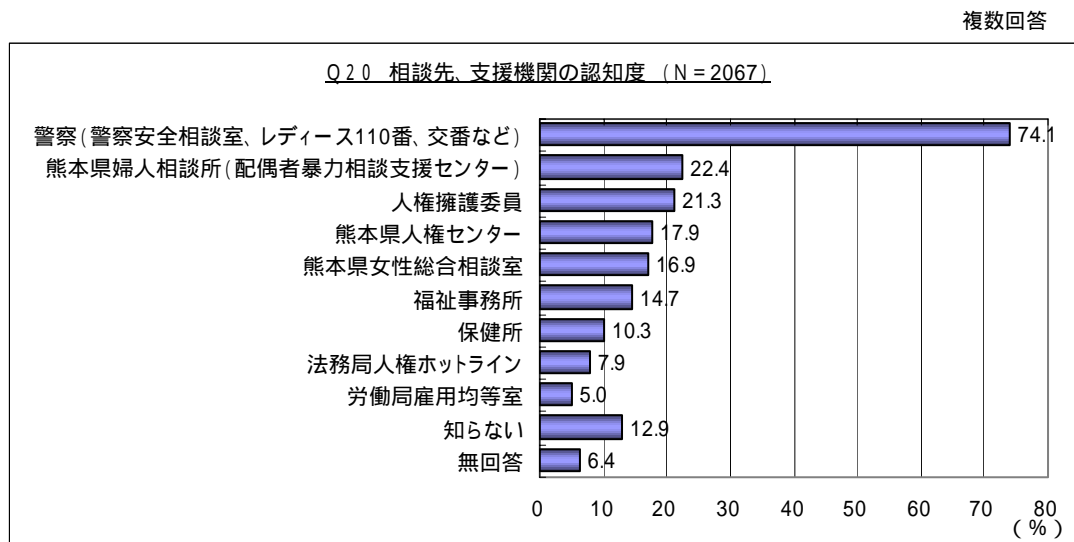


いやがっているのに性的な行為(わいせつな行為や性交等)を強要されたことがあるかについて、「ある」と回答した人は6.1%であった。性別では、男性が1.1%に対して、女性は10.1%であった。

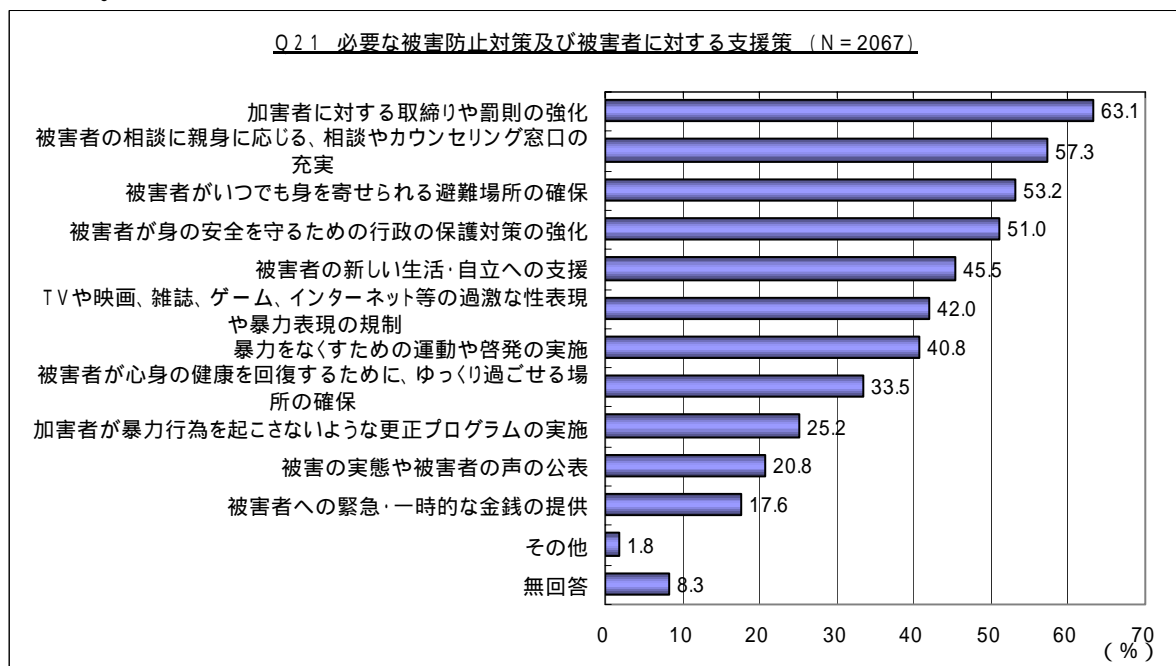


4 暴力被害対策について

暴力被害の相談先・支援機関の認知度は、「警察（警察安全相談室、レディース 110 番、交番など）」が 74.1%と最も高かった。この他、「熊本県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」が 22.4%、「人権擁護委員」が 21.3%であった。一方、相談・支援機関について「知らない」と回答した人が 12.9%であった。



暴力被害防止対策及び被害者に対する支援策で何が必要だと思うかについては、「加害者に対する取締りや罰則の強化」が 63.1%、「被害者の相談に親身に応じる、相談やカウンセリング窓口の充実」が 57.3%、「被害者がいつでも身を寄せられる避難場所の確保」が 53.2%、「被害者が身の安全を守るための行政の保護対策の強化」が 51.0%と、比較的高い数値であった。



本 編

第 1 部 特別寄稿

女性に対する暴力の根絶に向けて

熊本県における「男女共同参画社会づくりに関する調査結果」から一

熊本学園大学社会福祉学部

篠崎 正美

1. 国際的な動向と国の施策

女性に対する暴力根絶への取り組み、特に職場や私的領域におけるそれは、日本では欧米に比べて20～30年遅れてきたといえる。1993年の国連での「女性に対する暴力撤廃宣言」、1995年第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」などを契機に、わが国でも「男女共同参画2000年プラン」(1996年)において、初めて公的領域・私的領域を問わず、「女性に対する暴力」が人権侵害であり重要な行政課題であることが明白に示された。

これに先立ち、1992年には、福岡セクシュアル・ハラスメント裁判が、原告勝訴となり、職場に広がっているセクハラ問題が女性の労働権、労働環境を阻害し、人格や名誉を損なう犯罪となりうることを示した。この後もセクハラ問題は一向に減少せず、大阪府では知事候補のセクハラ事件まで起こった。これらを受けて、1999年4月には、罰則付きではないものの、改正雇用機会均等法において、事業主に対し「セクシュアル・ハラスメントへの配慮」を義務付けた。

2000年5月には、増加し、深刻化していたストーカー等の行為に対して、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定、11月に施行された。ストーカーとは、一方的な恋愛感情や好意の感情が満たされないことへの恨みの感情を満たす行為、すなわち「つきまとい行為」と、同一人物へのその繰り返しを意味する。2001年度には、ストーカー等の行為に関する警察への相談件数は25000件を超えており、個人の身体や自由、名誉に関して重大な危害状況が存在していることがわかる。

1999年5月には、「児童買春・児童ポルノ禁止法」が議員立法で国会に上程され成立、同年11月に施行された。

2000年6月、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」では、北京行動綱領の12の重大問題領域での各国の取り組みの成果と課題が議論された(成果文書)。この中で、女性に対する暴力に関し、「課題」として、「優先事項として、適当な場合には、女性に対する暴力に対する有効な立法措置を導入することを念頭において、法律の再検討や改正を行うとともに、その他の必要な手段をとって、あらゆる女性や少女があらゆる形態の肉体的、精神的および性的暴力から保護され、裁判に訴える手段が与えられるようにする」(パラグラフ69-a)ことが明記された。この成果文書への日本政府の合意は、ドメスティック・バイオレンスへの法的措置をほとんど備えていなかったわが国においてあらたな立法措置を講じる根拠となったと理解される。これと並行しての超党派の女性国会議員の活動により、2001年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以

下、DV防止法と略記)が施行された(完全実施は翌年4月1日)。

周知のように、DV防止法によって、国や警察の責務が明確化されたが、同時に、自治体にも大きな責務を課している。

DVの防止と被害者保護の義務(第2条)、関係機関(支援センター、都道府県警察、福祉事務所等)の連携・協力(第9条)、職務関係者に対する研修(第23条2項)、住民への教育・啓発(第24条)、調査研究の推進(第25条)、民間団体に対する必要な援助(第26条)などである。

2. 熊本県の施策

これらの、国際的・国内的な、女性に対する暴力根絶への動きをうけて、男女共同参画社会基本法(1999年)に義務付けられた、都道府県における「男女共同参画プラン」の策定においては、ほとんどの都道府県で、女性に対する人権の尊重・確立と女性に対する暴力の防止を、重要な目標として掲げている。熊本県においても、潮谷知事の指揮の下に策定された「熊本県男女共同参画計画 ハーモニープランくまもと21」において、4つの基本的課題のひとつとして「女性の人権への配慮」があり、その(1)に、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が掲げられている。

そのための施策の基本的な方向として、セクハラや性犯罪、ストーカー行為、DV、売買春など、女性に対する暴力への厳正な対処、相談・個人指導など被害者救済、暴力の発生防止と根絶のための関係機関の連携、被害女性を守るための避難所の充実、等が示されている。

さらに、熊本県男女共同参画推進条例において、職場・学校・地域・家庭等における性的嫌がらせ等の禁止、DVの禁止も明記され(第13条)、これらに関する相談申し立てが受け付けられる仕組み(第23条)も設けられ、非常に整備された行政の仕組みづくりが立ち上げられている。

問題は、市町村などの基礎自治体、事業主、男女の県民が、こうした国の法律や、国・県の行政の女性に対する暴力根絶のために、やっと立ち上がり整備されてきた枠組みをどれだけ理解しているかであろう。このことは裏がえせば、行政がどれほど、このような仕組みを広報し周知させてきたかの問題でもある。また、県民の側では、こうした制度を活用して、安全安心な地域や職場、家庭生活を創造し、ひいては、自らの豊かな人生を生きる手段として活用していくことが重要である。なおかつ、そのような仕組みの中で、暴力防止や被害者保護と自立支援を、行政と協働しつつ実践していく民間団体の厚い層が生まれることが、女性に対するあらゆる暴力の防止にとって有効な手立てとなるであろう。

今回の実態調査は、県や市町村の行政にとっても、県民男女にとっても、民間団体にとっても、その具体的な行動への示唆を与えるものであると期待する。

3. 今回調査を読む

1) 回収結果

今回の調査で特記されるのは、男女4000人への郵送法で、有効回収率が51.7%だった点である。平成11年に総理府（現・内閣府）が行った調査の回収率は、75.7%の高い回収率であるが、この調査方法は郵送留置訪問回収（希望者のみ郵送による返送）であった。今回の熊本県調査は、回収率20～40%が通常である郵送法としては、格段の高い回収率であり、回答の有効度がそれだけ高いといえることができる。と同時に、この問題に関して、県民の関心の高さを象徴しているとも理解される。

回答者の性別、年齢別、職業別の構成も母集団とくらべて大きな偏りがあるとは言えず、ほぼ順当な代表性を示すといえることができる。

二つの大きな注目点があり、ひとつは、郡部（町村部）と市部での、DVに対する意識や被害・加害の出現率である。もうひとつは、女性のみでなく男性に対しても、被害経験と加害経験の両方をたずねていることである。

2) 男女共同参画や女性に対する暴力へ対処する法律・条例の認知状況

ストーカー規制法や男女雇用機会均等法改正についての認知度は、「よく知っている・聞いたことはある」をあわせると9割を超え、かなり周知されている。中でも「よく知っている」が半数を超える。DV防止法の認知度は、これに続くものの、より具体的に配偶者暴力相談支援センター、さらには先に述べた熊本県条例の禁止規定の認知度はこれより低く、とりわけ「よく知っている」ものが1～2割にとどまっている。

さまざまな機会を通じての、DV法や条例の周知が望まれる。興味深いのは、雇用機会均等法、ストーカー規制法、DV防止法のすべてについて、女性より男性のほうが認知度が高いことである。女性の「法的リテラシー」「法や社会制度への関心」を学校や職場、社会教育において高めていくことが必要である。

同じようなことが、年齢別にもいえる。20代、30代は、配偶者暴力相談支援センター、条例の禁止規定に関してきわめて低い。若い年齢層に対して、男女共同参画や女性に対する暴力についての啓発が必要である。

3) セクシュアル・ハラスメント

セクハラにかかわる具体的な項目については、30代から60代までの女性はかなり高い「非許容」度であるが、20代、70代では「非許容」度は低下する。人権教育の不足や世代的にそれが希薄だったことの反映と考えられる。男女を比べると、男性の「非許容」度もかなり高くなっているが、女性よりは低く、男性の意識啓発はまだまだ重要である。

また、セクハラ行為への「非許容」度は、ジェンダー意識（男は男らしく女は女らしく育てるのがよい；男は仕事・女は家事・育児を分担するのがよい；家庭の重要な事柄は夫が決定したほうがよい）と一定の相関が見られる。セクハラをはじめ女性に対する暴力は、<ジェンダーに基づく暴力>（ラディカ・クマラスワミ）といわれていることが裏付けられている。セクハラやDVなど、女性に対する暴力を根絶するためには、男女の不平等が組み込まれている社会システムそのものを見直しつつジェンダー意識を変革することが、それぞれの暴力に具体的に対処していくことと同時に重要である。

セクハラ被害体験と加害体験を見ると、男性の加害体験より、女性の被害体験の割合がほとんどの具体的項目で多くなっている。特に「性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う」「接待や宴席で、酌やデュエット・ダンスを強要する」「さわる、抱きつく」などで著しい。セクハラ行為の加害者は、回答の過半数が職場の上司・同僚である。職場でのセクハラ防止や性差別防止への教育研修が必須である。同時に、改正雇用機会均等法では、事業主に対してセクハラのない職場環境を保つよう求めているのであり、事業主への積極的な働きかけも重要な課題である。

セクハラは、地域社会でもおこっている。また学校やサークル等でも起こっており、少数ではあるが無視されてはならない。少数であるために被害が声に出しにくいということも考えられる。むしろどれほど少数であっても、起こってはならないことが起こっているのだという認識を社会的に共有することが根絶への第一歩である。

セクハラ被害にあった人の3分の1が、何らかの心身の変調を生じている。しかし、そのことや被害の相談相手は、インフォーマルな間柄に多くがとどまっている。職場の中に、あるいは地域の公的な機関で、安心して相談し解決が図れるような仕組みがぜひとも必要である。

4) ドメスティック・バイオレンス

認知

夫婦や恋人など親しい間柄での暴力について、多くの具体的な行為についてその許容度は、きわめて低い。「どんな場合でも許されない」という強い認識が示されているものがほとんどである。平成11年の総理府の調査とくらべても、今回調査の暴力への認識は厳しい。

「大声で怒鳴って威嚇する」「何を言っても長時間無視する」「殴る振りをして脅す」「『誰のおかげで生活できるんだ』『かいしょうなし』などとののしる」「交友関係などを細かく監視制限する」「見たくないのにポルノビデオなどを見せる」などは、総理府調査（4年前）では、半数以下の「どんな場合でも暴力にあたる」との回答であったが、今回調査ではいずれも「どんな場合でも許されない」との認識が大きく上回っているのである。この2、3年間に、DVについての認識の急速な広がりがあったことがその違いの大きな要因であろう。DVの具体的な行為についても、ジェンダー意識が一定の相関を持つことが示されてい

る。

被害体験

DVを「身体的暴力」「威嚇・脅し」「精神的暴力」「性的暴力」の4つの種類で分類した。女性の被害体験を見ると、「身体的暴力」は11.2%、「威嚇・脅し」は21.6%、「精神的暴力」は17.6%、「性的暴力」10.8%であった。それぞれの暴力は重複している部分があり、特に「威嚇・おどし」の行為を受けたことがあると回答した人のうち、71.7%が「身体的暴力」を、53.3%が「精神的暴力」を、57.4%が「性的暴力」を、重複して受けていた。

「身体的暴力」や「精神的暴力」、「性的暴力」も、それぞれ他の3タイプの暴力と重なっており、実際のDVが決して単純なものでないことがわかる。しかし、中でも、「威嚇・脅し」との重なりは多さは、威嚇や脅しがある段階で、何らかの対処（抗議や話し合い、第三者への相談、逃げる事、などが考えられるが、いずれにしても安全な方法で）ができれば、そこでそれ以上の暴力への進展が防止できるかもしれない。このときに、場合によっては、男性へのサポートやカウンセリングが有効な場合もあると考えられる。

総理府調査と比べての被害体験の出現率は、暴力の認知のときとは逆に、今回調査はかなり低くなっている。これが、実際に熊本県でDV被害が少ないことを意味するのか、あるいは回収率が低いことが影響しているのかは不明である。

暴力被害の影響は、「心身の不調」「おびえ」「喫煙や飲酒」「子どもにあたる」「死にたいと思う」「拒食・過食」その他さまざまな側面に及んでいる。男性よりも女性において変調、不調の割合ははるかに高い。家庭が破壊され、子供が影響を受け、そして何よりも被害者本人が身体や生命、尊厳を傷つけられている。

にもかかわらず、これに対処する行動が、半数は「我慢する」というものである。「抵抗・反抗する」も3人に1人はみられるものの、「謝る、なだめる」「恐怖で何もできない」なども少なくない。

相談した場合、相談相手は友人知人、家族親族といった私的な間柄に集中している。警察、裁判所、弁護士、人権擁護委員、医師・看護師など、公的機関や専門職への相談はごく限られている。DV相談は、家族の恥だとか、人に知られたくない、といった心理機制が働くことは十分考えられるだけに、秘密が保持されることや、気軽に信頼して専門的な相談を受けられる体制の整備と、そのPRが十分に広く行われる必要がある。特に、DVは緊急な保護が必要な場合も少なくないので、一般の人が覚えやすい連絡方法（たとえば、110番や199番のようなどこからでも無料でアクセスできる電話など）を検討する必要があるのではないだろうか。

5) ストーカー行為被害

17%もの人が、何らかのストーカー被害を受けたことがあると答えており、由々しいことである。安全な地域社会からは、かなり遠い実態だといわざるを得ない。多くは女性の被害者であるが、男性の回答者もおよそ10人に1人が被害を受けている。40%くらいは職場や知り合いからの被害であるが、相手が誰かわからない不気味さもある。ここでは、警察への相談が8.9%とやや高くなっているものの、まだまだ警察への信頼を高めていく必要があるであろう。

6) 痴漢の被害や性的被害

女性の31.4%が痴漢の被害を経験している。とくに、20代女性では54.7%、40代女性で47.3%、30代女性で39.9%という高い率である。痴漢が日常的な犯罪となっていることがわかる。このことも、地域社会の安全を大きく損ね、女性の生活を脅かしているであり、男性への有効な教育、厳正な対処が急がれる。

女性の10.1%が「わいせつな行為や性交などの性的被害」を受けたと回答している。これも驚くべき数字である。性的被害は、被害を受けても隠され、泣き寝入りとなりやすい暴力であり、これについても地域社会での安全性のための環境点検や、被害女性が声を上げて訴えられるような、被害者の人権と秘密保持を十分に配慮した警察の適切な体制作りが求められる。具体的には、女性被害者には女性警察官が必ず対応できるような体制も必要である。

7) 暴力被害対策について

支援機関の認知度

警察の暴力被害の支援機関としての認知度はきわめて高い。熊本県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センターも兼ねる）も、22.4%（女性では24.2%）とかなり知られている。女性の間では、女性総合相談室の比重も相対的に高い。しかし、その他の支援機関に関しては、男性の認知度のほうが女性を上回っており、「暴力相談」のための「社会的資源」への女性の情報が行きわたっていないことが見て取れる。

もうひとつの問題は、こうした認知と実際の相談相手との大きなギャップである。大多数の人々特に女性は、セクハラやDVの被害を身内や身近な友人知人に相談するか、誰にも相談しないかである。

専門的で公的な支援機関などを上手に活用して、問題を速やかにまた合理的に解決した成功例等を、実際に示すことによって（もちろんプライバシー保持の大原則に触れないやり方を工夫してであるが）これらの社会的資源をもっと多くの被害者に利用してもらうこ

とが必要であろう。警察の認知度が高いだけに、まず、警察の役割モデルが示されるべきではないだろうか。女性に対する暴力への対処において、欧米では、警察の研修に信頼できるNGOが参加するなどの連携も見られる。また、DVやセクシュアル・ハラスメントへの対処マニュアルの作成にも、NGOの経験を参考として取り込んでいる例も少なくない。

必要な被害防止策と被害者支援策

回答のトップは、加害者取締りや罰則の強化である。セクハラにしてもDVにしても、現行の法律では、加害者への罰則はないに等しいか欧米と比べてかなり軽いと言わざるを得ない。被害者が、女性に対する暴力を、裁判で訴えるという選択肢を選ばない(選びにくい)意識状況や環境が存在するからでもある。

続いて、被害者の相談に親身に応じる相談やカウンセリング窓口、とあるが、これなどは上の で述べた、家族や友人などと同じように、真に親身になって相談に応じてくれるような支援機関が求められている、ということであろう。その他、多くの選択された回答の中にはすでに実行されている施策もある。これらをさらに広報していくとともに、個別の被害者のニーズに柔軟にしかも公平さを保ちつつ対処できる、柔構造の支援システムが必要である。被害者は一人の市民県民であり、その生活様式は多様である。暴力によって生活障害を受けているがその生活の多様さに十分配慮しつつ支援を進めていく姿勢とシステムが、求められるのである。

おわりに

今回調査では、セクハラ、痴漢、性暴力、DV、ストーカーなどの女性に対する暴力被害が、本県においてどの程度広がっているかが、初めて明らかになった。こうした被害のあるものは(ストーカーなど)女性のみでなく、男性にもかなりみられることも(予想されてはいたが)重要な発見であった。しかし、多くの場合、暴力は男性から女性に向けられており、これらの暴力を根絶するには個人の心理や社会・文化の中に構造化されているジェンダー差別そのものを明らかにし、なくしていく努力が必要であることが示された。暴力は被害者個人はもとよりであるが、その家庭で生活するあらゆるメンバーとりわけ子どもたちに悪影響を及ぼす。地域社会の安全を破壊し、企業で働く人々の労働環境を悪化させる。その社会的・精神的、さらには経済的損失はおびただしいことを認識する必要がある。本県において、女性に対するさまざまな暴力を根絶していくために何が必要とされるかの課題を考えてみたい。

1) あらゆる社会セクターのトップが「女性の人権」の尊重とジェンダー平等な社会を構築することへのしっかりとした意思を持ち、それぞれのセクターや組織にそれが広げられるよう十分な条件整備と配慮を行うことである。公的セクターのみでなく、会社や民間団体、地域社会などの民間セクターにおいても、安心・安全で個人の尊厳と能力が発揮できる社会への明確な意思を持つことである。もちろん、このような意識喚起のための県とし

での責務があるであろう。

2) もちろん、トップダウン方式だけでなく、県民市民自らが、自分自身の人権を守ると同時に、暴力を予防し、被害者を支援することができるような啓発や研修に関心を持つよう働きかける必要がある。

3) 暴力の防止や再発防止のためにも、加害者への厳正な対処と合わせて、加害者更正プログラムの開発や、予防のための教育の強化が求められる。性差別やジェンダー格差を当然視する文化を刷り込まれてきた男性は、セクハラや痴漢、さらにはDVなどの行為が、犯罪であるという認識を十分に教えられることなく、男性優位・男性中心の慣行や意識の中でこうした行為をある部分男性性として正当化する形で育ってきたと考えられる。その意味で、学校・職域・家庭・地域のあらゆる領域で、ジェンダー平等や女性の人権尊重の教育をきちんとプログラム化し、指導者を育成し、実行することが不可欠である。特に公教育の役割は大きい。

4) 暴力の被害に関して郡部と市部の違いがあるかどうか注目したいと述べた。データの分析では、目立った違いは認められなかったために、図表等で示されることもなかった。しかし、他方で、たとえば、DV被害相談の数には、市部と郡部でかなりの開きが存在しているのである。これについて、県の配偶者暴力相談支援センター等への相談の数を筆者が分析したところ、市部と郡部の相談数は、人口比において3:1程の開きが見られた(2002年度DV被害者保護関係団体意見交換会の県配布資料より)。つまり、市部におけるほうがそれだけDV相談の数が多いということである。しかし、被害についての今回調査の回答において市部と郡部の違いが見られないということは、郡部では、被害があっても「相談」に行ける人が少ない、ということの意味していると考えられる。町や村で、DVやセクハラ被害にあっている人が、市部に住んでいる人と同様に相談できる意識風土や窓口などの環境整備を図ることが求められている。

5) また、調査では、被害者の「相談」相手が、インフォーマルな人々に集中している点も、問題と捉えるべきであろう。全てとは言わないまでも、加害者への厳正な対処が行われず、加害が繰り返される可能性を残すものであるとともに、被害者の泣き寝入りとして必要な保護やサポートが行われない可能性がある。公的機関に対しても必要な相談をして良いし、できるのだという信頼を作り出すことが肝要である。このためには、被害者のみならず加害者の人権に対する配慮、二次被害の防止、プライバシーの厳正な保持、相談における専門性の確立、などを行うとともに、県民市民に周知を図る必要がある。このためには関係する諸機関組織において、女性に対する暴力の「担当部署」のみでなく、全体的な研修体制が求められる。さまざまな「ジェンダーに基づく暴力」に関する認識の共有と、廃絶への意思が共有されなければならない。とりわけ警察、福祉行政、医療関係機関、司法関係においては、組織的な対処が急がれる。

6) あらゆる領域で発生している女性に対する暴力への適切な対処、予防には、行政だけの力では、限界ある。民間との協同、民間の力を育成援助する施策も大きく求められる。

第 2 部 実態調査結果報告

調査結果を読む際の留意点

- (1) 設問ごとに、単純集計及びクロス集計結果を掲載している。クロス集計は回答者の基本的属性をベースに行い、いくつかの設問については設問間のクロスも実施した。ただし、結果は特徴的な分析結果のみ掲載している。
- (2) 図表中の「N」は該当する回答者数である。
- (3) 百分比は 100%として算出し、少数第 2 位を四捨五入したものである。したがって、構成比を合計しても 100%にならない場合がある。
- (4) 質問によっては複数回答を認めたものもあり、その構成比の合計は 100%を超える。
- (5) 表、グラフでは、選択肢を簡略化している場合があるので、必要に応じて巻末の調査票もしくは別枠記載を参照のこと。

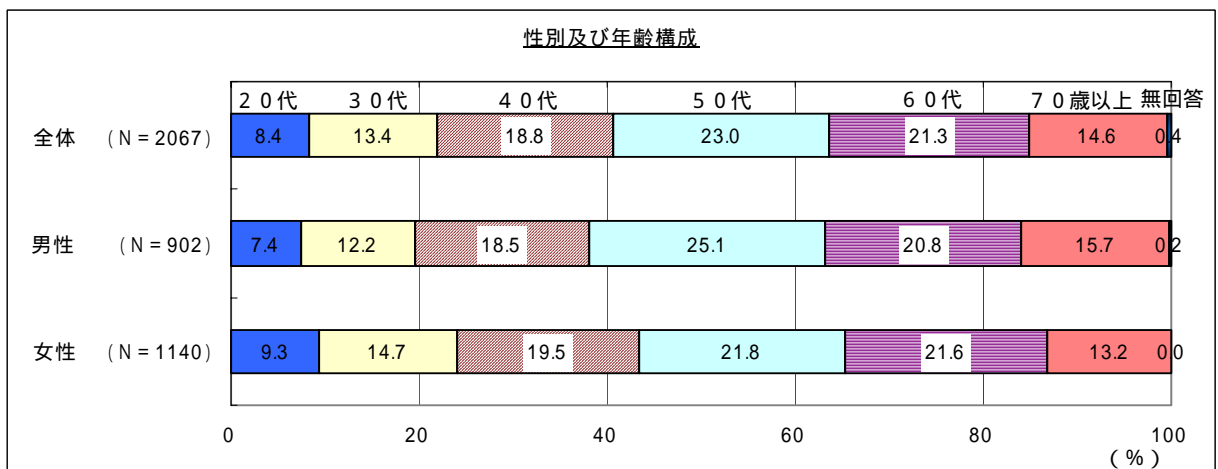
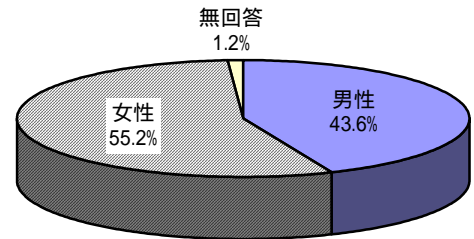
1 回答者の状況

(1) 性別及び年齢構成

性別は、男性が 43.6% (902 人) に比べ、女性が 55.2% (1140 人) と 1 割程度上回っています。

年齢構成については、40代、50代、60代がそれぞれ 2 割前後を占めました。20代は 8.4% と 1 割を下回っています。全体の構成割合は、40代～50代が 4 割強 (41.8%)、次いで 60代以上が 4 割弱 (35.9%)、20代～30代が 2 割強 (21.8%) となっています。

F1 性別 (N = 2067)

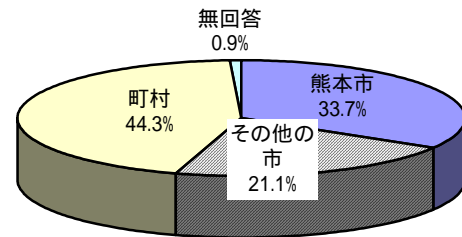


(2) 居住地と職業構成

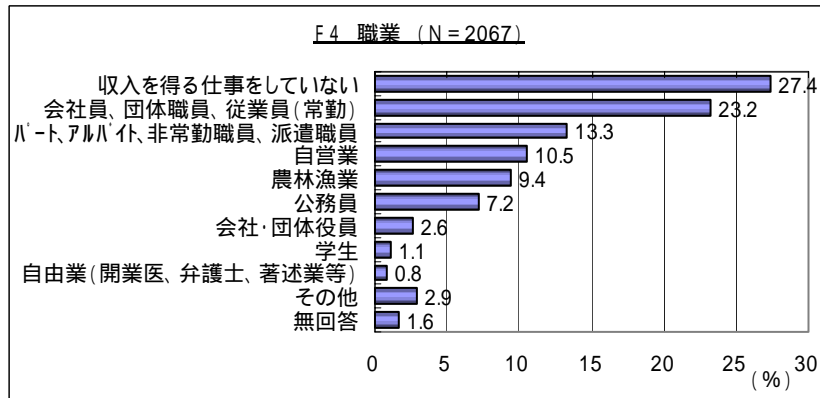
居住地については、「熊本市」が3割強(33.7%)、「その他の市」が2割強(21.1%)、「町村」が4割強(44.3%)となっています。

職業については、常勤の会社員・団体職員・従業員が23.2%、パート・アルバイト等が13.3%、自営業が10.5%、「収入を得る仕事をしていない」が27.4%などとなっています。

F3 現在の居住地 (N=2067)



F4 職業 (N=2067)

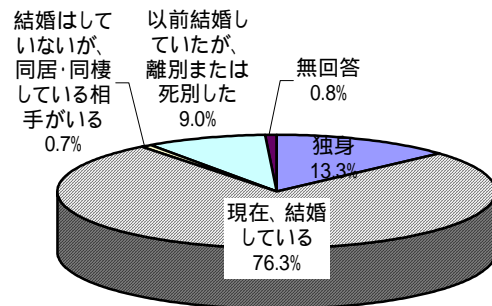


(3) 婚姻状況と配偶者の職業

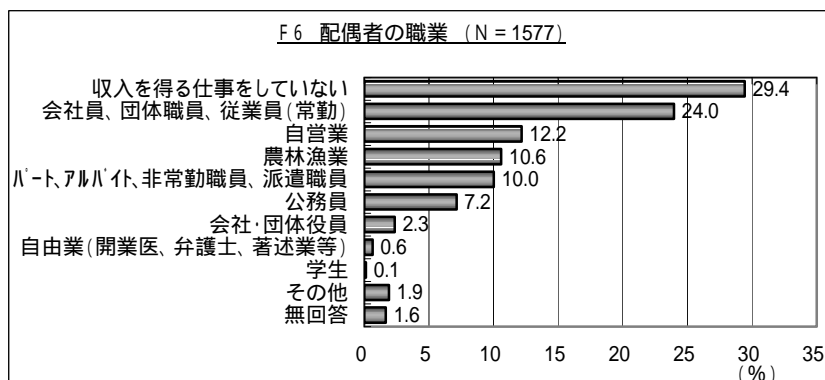
回答者の4人のうち3人(76.3%)が既婚者でした。独身者は2割強(22.3%)で、うち以前結婚していた人は約1割(9.0%)となっています。

現在結婚している人の配偶者の職業は、常勤の会社員・団体職員・従業員が24.0%、自営業が12.2%、農林漁業が10.6%、パート・アルバイト等が10.0%、「収入を得る仕事をしていない」が29.4%などとなっています。

F5 現在の婚姻状況 (N=2067)



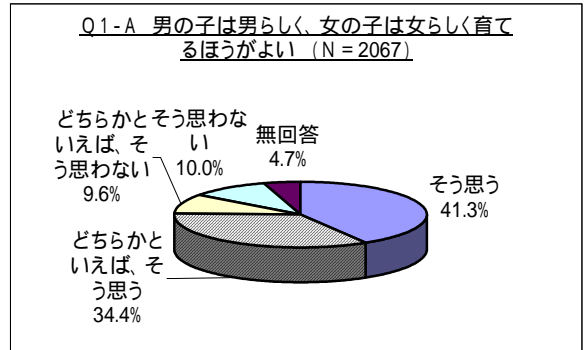
F6 配偶者の職業 (N=1577)



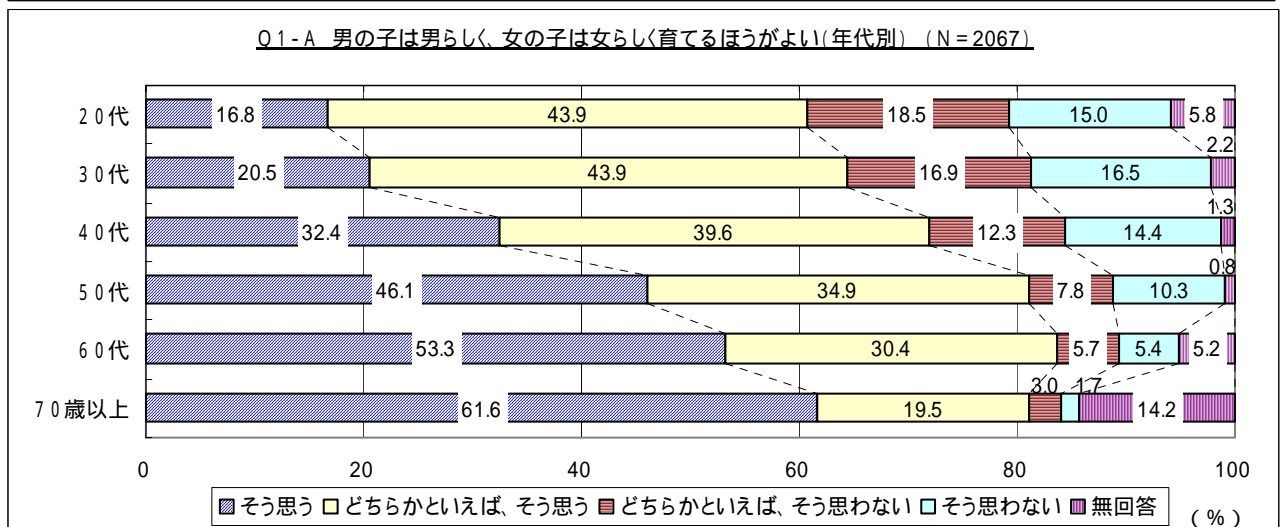
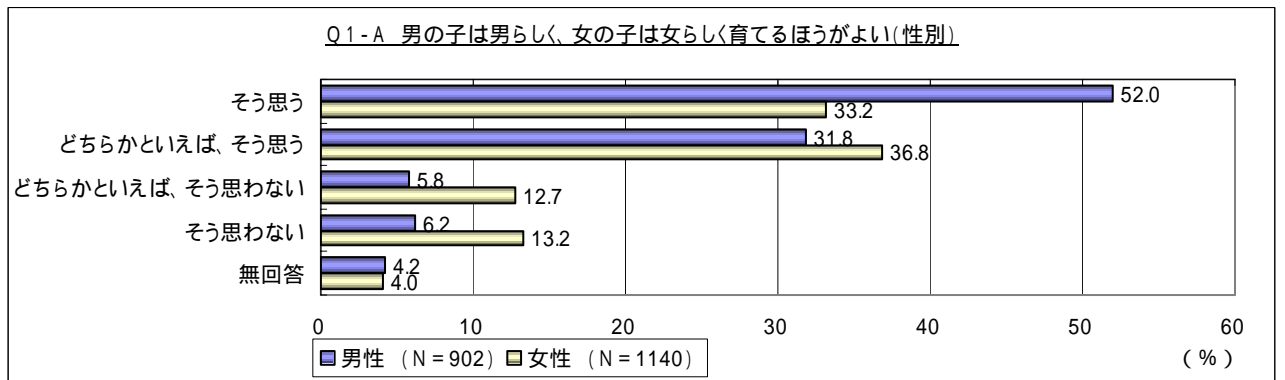
2 ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）意識

（１）「男らしさ、女らしさ」について

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」という考え方について、「そう思う」（41.3%）、「どちらかといえば、そう思う」（34.4%）と答えた肯定意見が75.7%に対し、「そう思わない」（10.0%）、「どちらかといえば、そう思わない」（9.6%）と答えた否定意見は19.6%となっています。

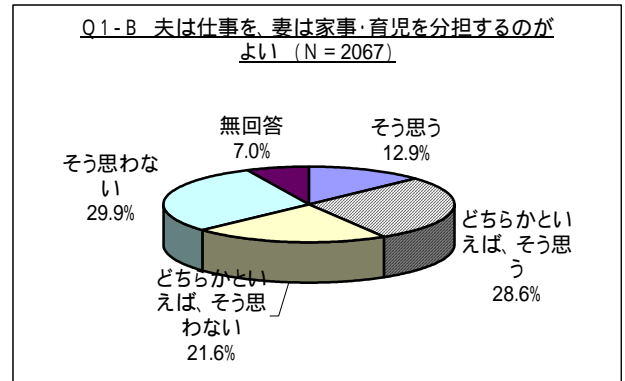


「そう思う」という積極的肯定意見は、男性が52.0%に対して女性は33.2%で、男性のほうが約20ポイント高くなっています。年代別では、70歳以上(61.6%)、60代(53.3%)といった高齢層で高くなっています。一方、「そう思わない」という積極的否定意見は、男性(6.2%)よりも女性(13.2%)が、また年代別では30代(16.5%)、20代(15.0%)、40代(14.4%)といった年代でやや高くなっています。



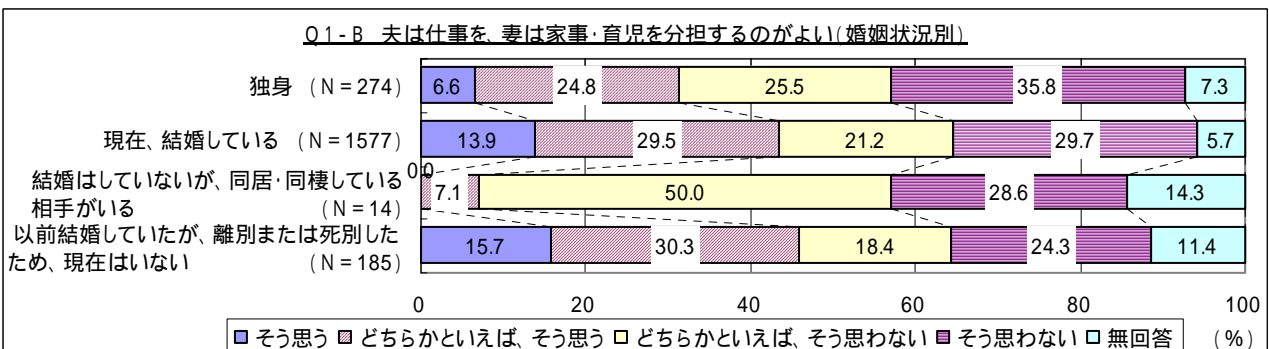
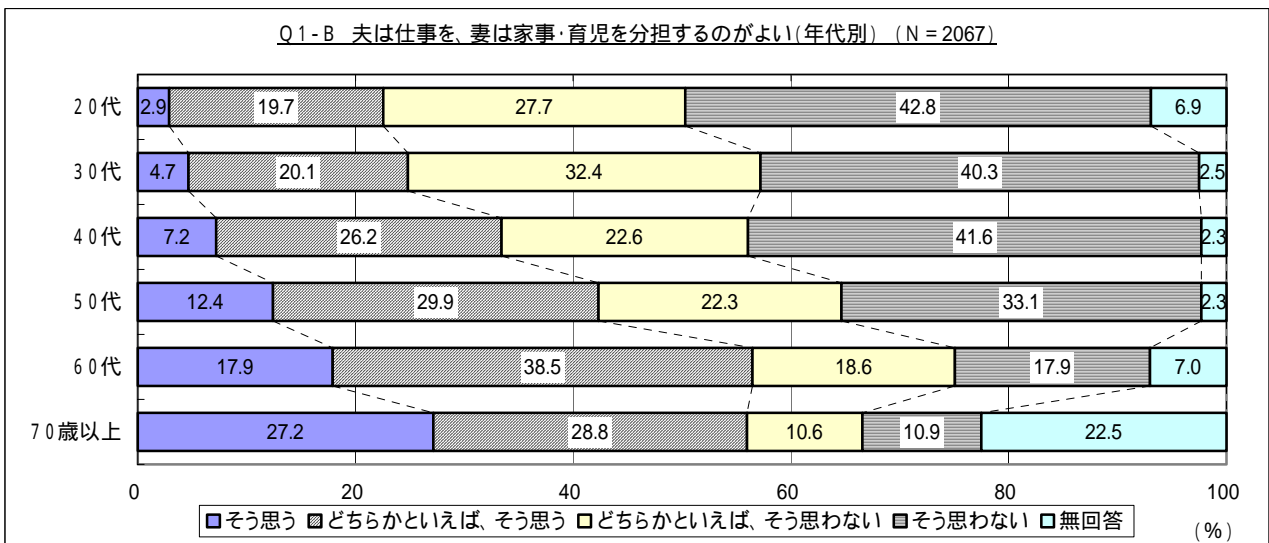
(2) 仕事・家庭の役割分担について

「夫は仕事を、妻は家事・育児を分担するのがよい」という考え方については、「そう思う」(12.9%)、「どちらかといえばそう思う」(28.6%)と答えた肯定意見が41.5%に対し、「そう思わない」(29.9%)、「どちらかといえばそう思わない」(21.6%)と答えた否定意見は51.5%となっており、否定意見が10ポイント上回っています。



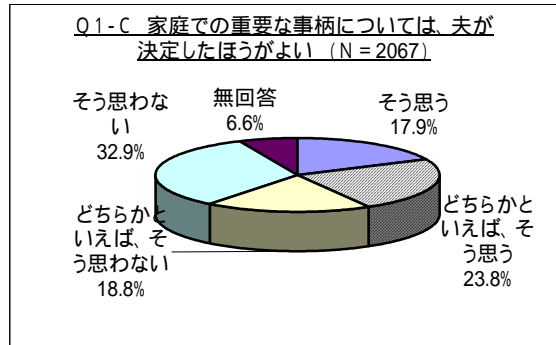
性別では大きな違いはありませんでした。年代別では、「そう思う」という積極的肯定意見が、60代(17.9%)や70歳以上(27.2%)という高齢層で高くなっています。一方「そう思わない」という積極的否定意見は、20代(42.8%)、30代(40.3%)、40代(41.6%)といった世代で高くなっており、「夫は仕事、妻は家事・育児」といった考え方が、性別の違いよりも、年代の違いによって、受けとめられ方が異なっています。

婚姻状況では、「現在、結婚している」の否定意見が50.9%に対し、「独身」の否定意見は61.3%と約10ポイント高くなっています。特に積極的否定意見は35.8%と3割を超えています。



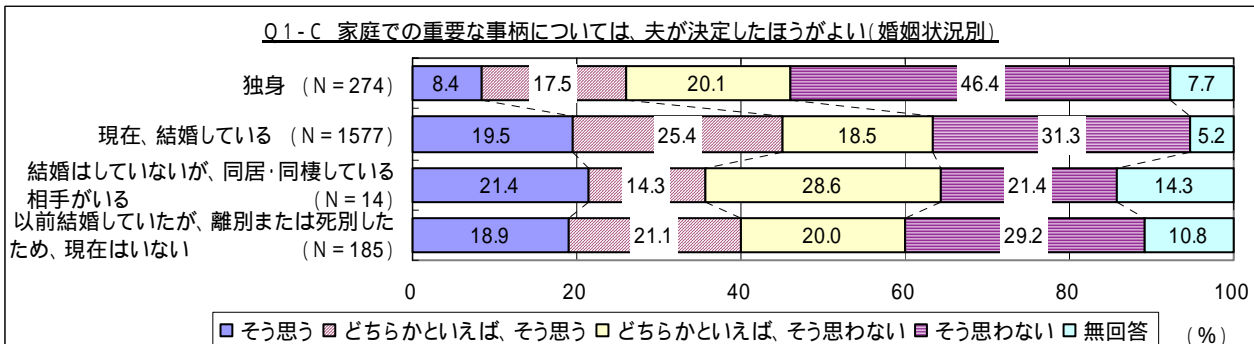
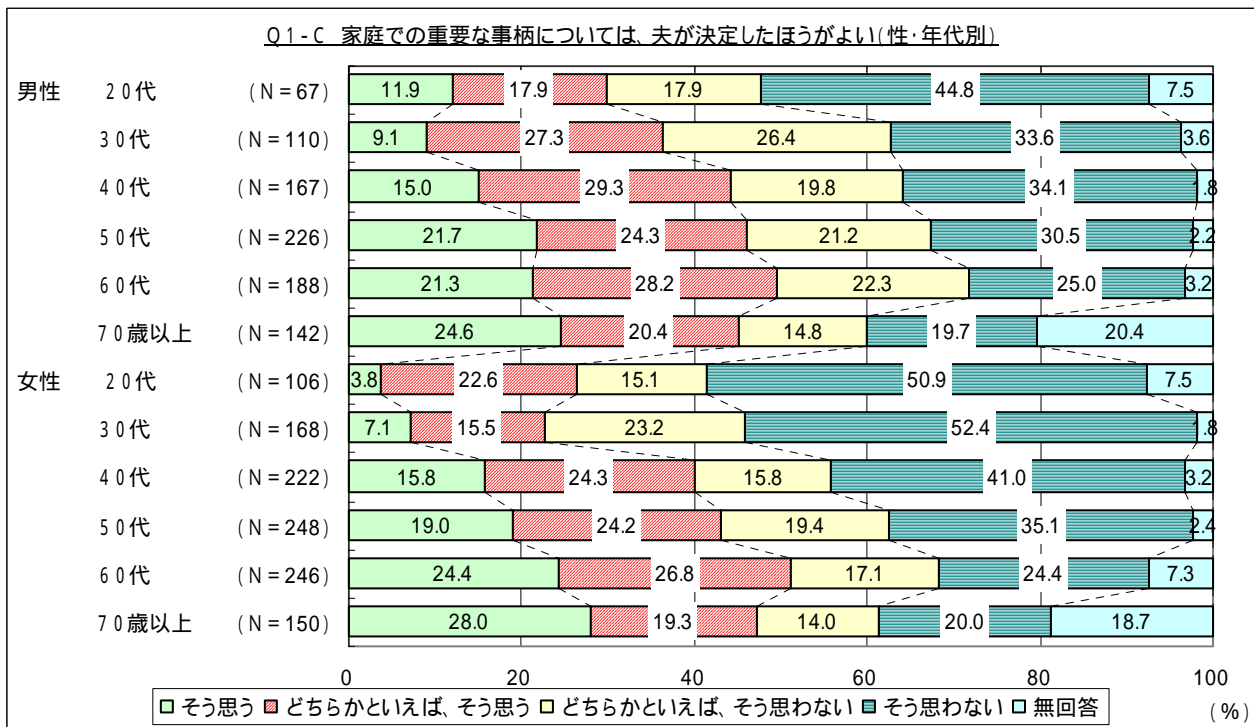
(3) 家庭での方針決定について

「家庭での重要な事柄については、夫が決定したほうがよい」という考え方については、「そう思う」(17.9%)、「どちらかといえばそう思う」(23.8%)と答えた肯定意見が41.7%に対し、「そう思わない」(32.9%)、「どちらかといえばそう思わない」(18.8%)と答えた否定意見は51.7%と、否定意見が10ポイント上回っています。



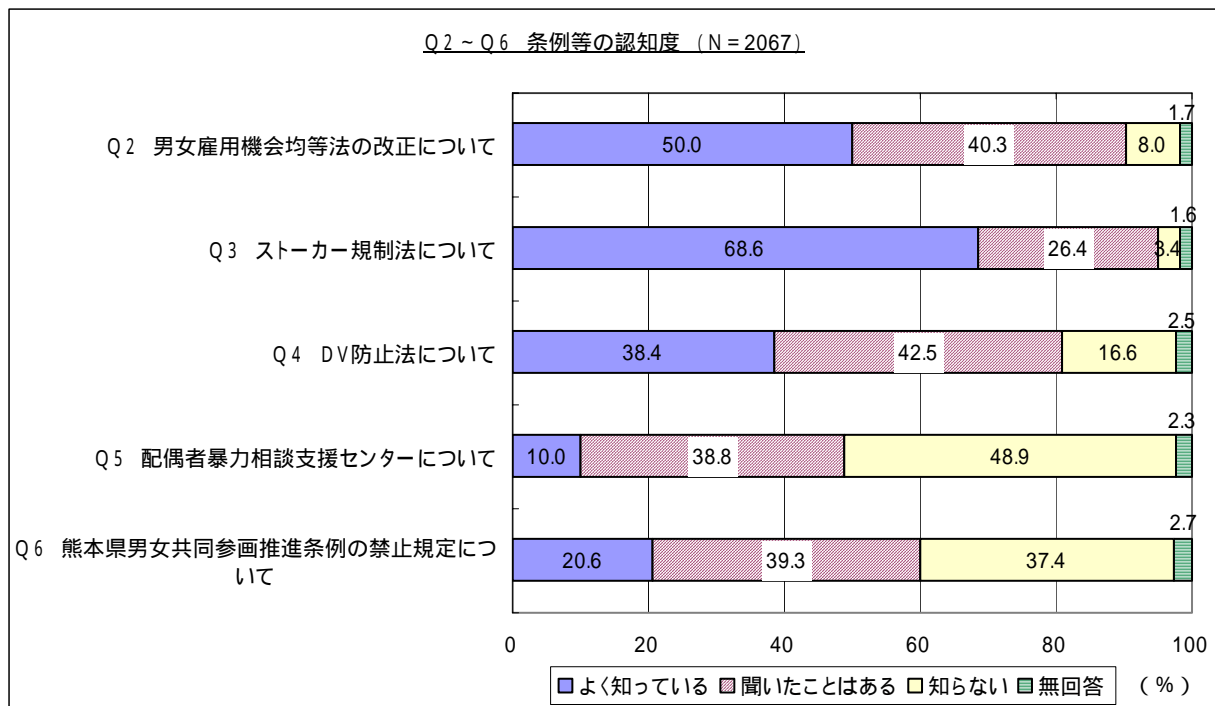
性別で大きな違いはありませんでしたが、年代別では、「そう思う」という積極的肯定意見は、60代、70歳以上の女性で高くなっています。一方、「そう思わない」という積極的否定意見は、20代、30代、40代の女性と、20代の男性で高くなっています。

婚姻状況でみると、「現在、結婚している」の否定意見は49.8%に対し、「独身」の否定意見は66.5%と、約17ポイント高くなっています。特に積極的否定意見は46.4%と、半数近くを占める結果となっています。



3 男女間における暴力に関する法律・条例等の認知状況

男女間の暴力に関する各種法律等について、「よく知っている」と答えた人は、^{注1}「ストーカー規制法」が 68.6%、^{注2}「男女雇用機会均等法」の改正についてが 50.0%と、半数を超える認知度となっていますが、^{注3}「DV防止法」については、38.4%と4割を下回っていました。また、^{注4}「熊本県男女共同参画推進条例の禁止規定」や「配偶者暴力相談支援センター」については、「よく知っている」と答えた人は1～2割程度と低い結果となっています。



注1 ストーカー規制法...ストーカー行為等の規制に関する法律

注2 男女雇用機会均等法...雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

注3 DV防止法...配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

注4 熊本県男女共同参画推進条例の禁止規定...何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。(第13条)

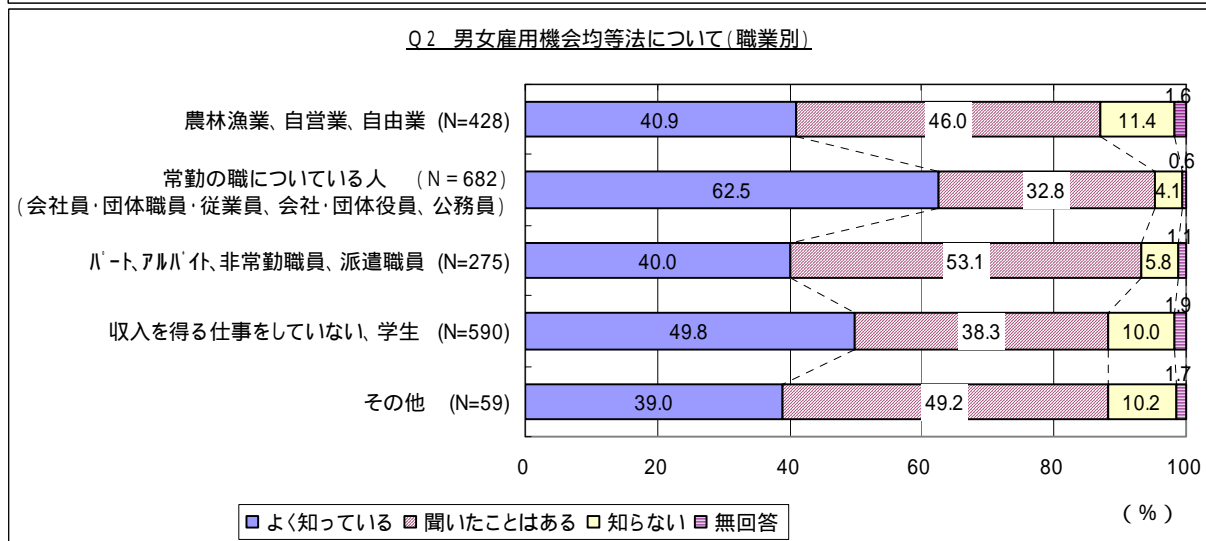
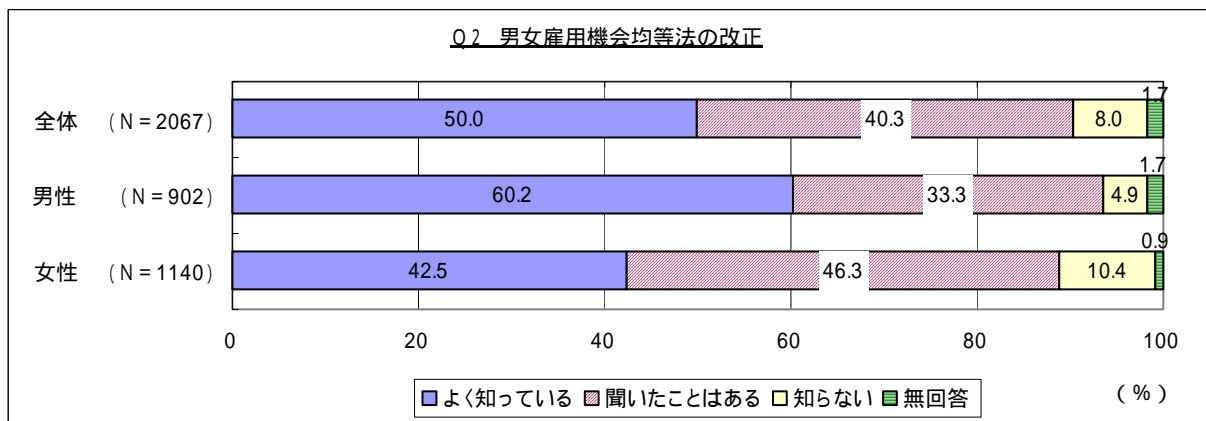
一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為(セクシュアル・ハラスメント)

二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為(DV、ストーカー行為等)

(1) 「男女雇用機会均等法」の改正について

「男女雇用機会均等法」の改正（職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事業主の配慮義務規定）^{注5}については、「よく知っている」が50.0%、「聞いたことはある」が40.3%、一方、「知らない」との回答は8.0%でした。

性別で見ると、男性の認知度（60.2%）が、女性の認知度（42.5%）を約18ポイント上回っています。職業別では、常勤の職についている人の「よく知っている」という回答が62.5%と、高くなっています。

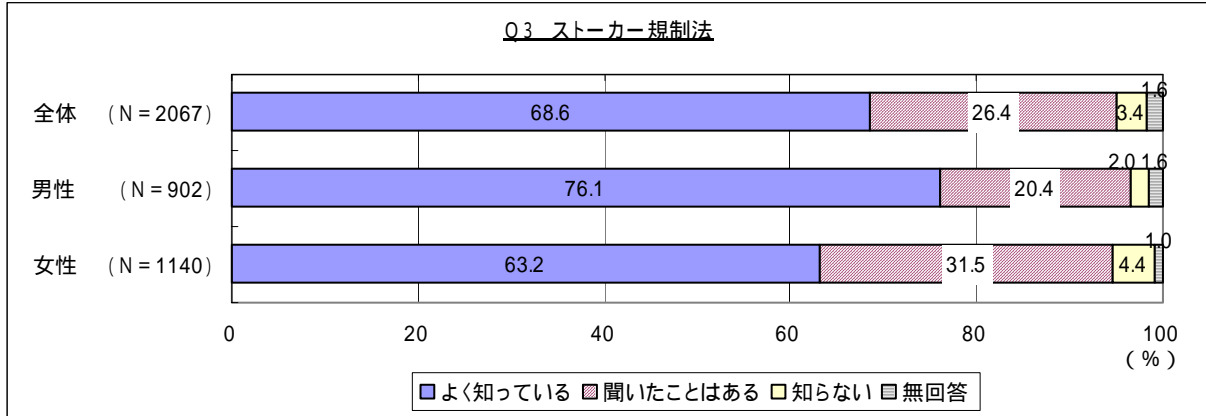


注5 セクシュアル・ハラスメント...相手が望まない性的な意味合いを持つ行為（性的いやがらせ）

(2)「ストーカー規制法」について

「ストーカー規制法」については、「よく知っている」が68.6%、「聞いたことはある」が26.4%、「知らない」が3.4%でした。

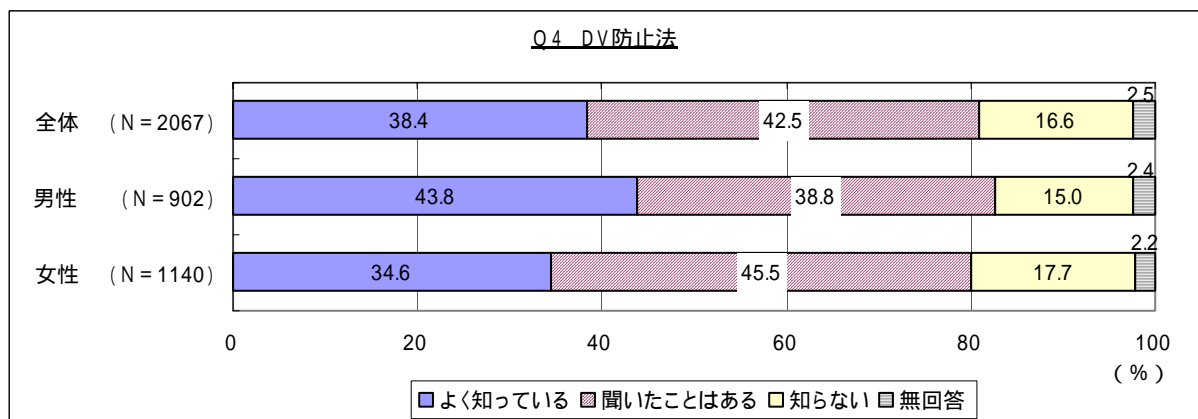
性別で見ると、男性の認知度(76.1%)が、女性の認知度(63.2%)を約13ポイント上回っています。



(3)「DV防止法」について

「DV防止法」については、「よく知っている」が38.4%でした。「聞いたことはある」は42.5%、「知らない」は16.6%でした。

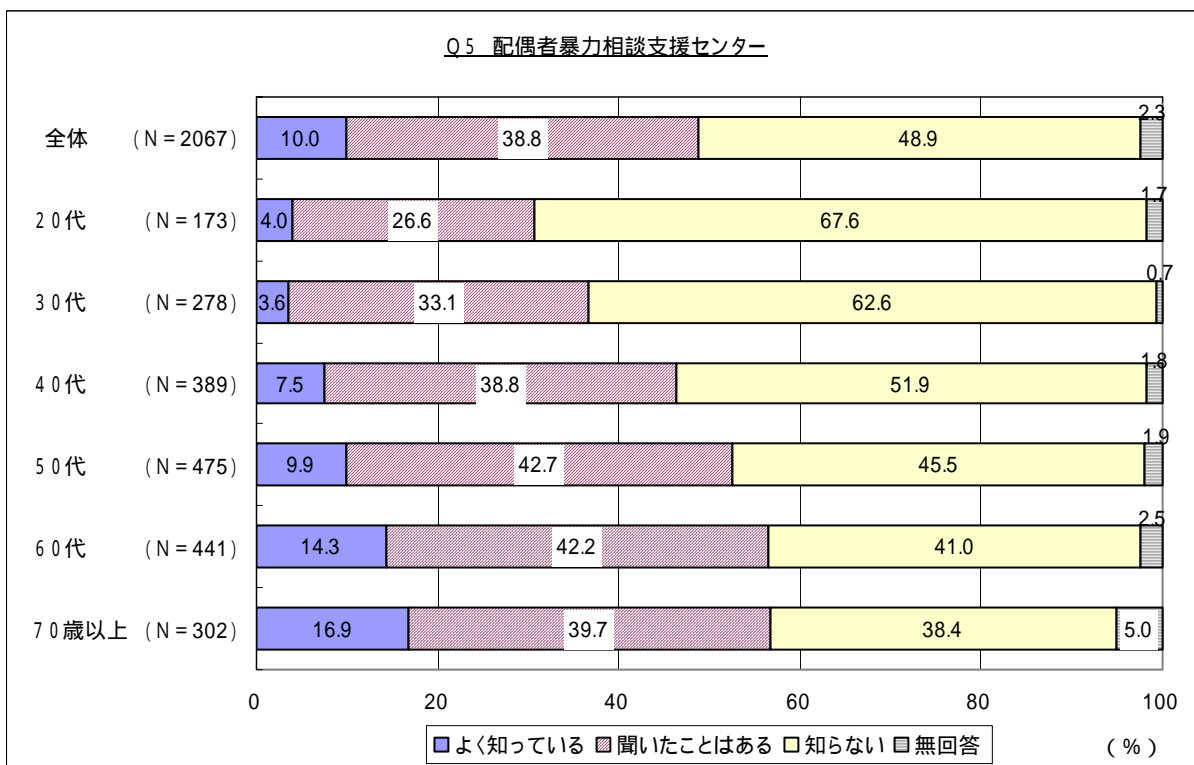
性別で見ると、男性の認知度(43.8%)が、女性の認知度(34.6%)を約9ポイント上回っています。



(4)「配偶者暴力相談支援センター」について

「DV防止法」に基づき「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置されたこと（熊本県では^{注6}県婦人相談所）については、「よく知っている」は10.0%で、「聞いたことはある」が38.8%、「知らない」は48.9%でした。

年代別では、「知らない」が、20代（67.6%）、30代（62.6%）といった若い年代で高くなっています。

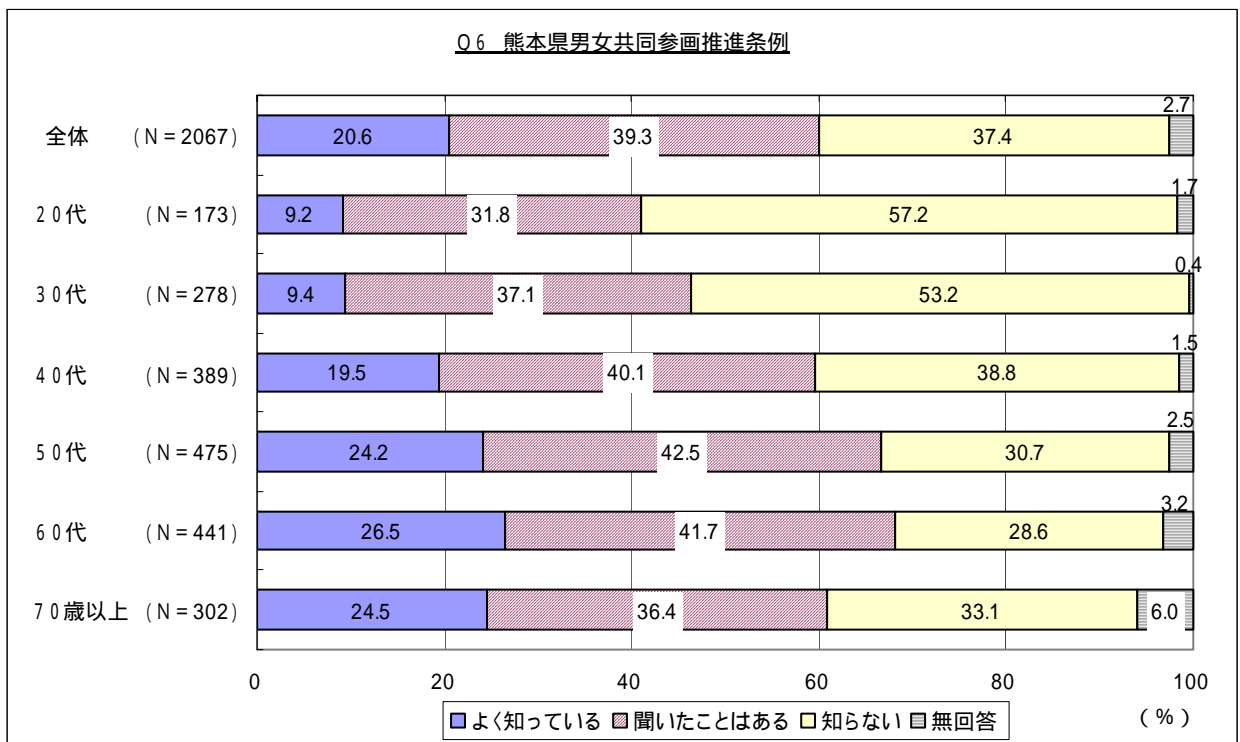


注6 県婦人相談所...平成15年度から「女性相談センター」に改称

(5) 「熊本県男女共同参画推進条例」の禁止規定について

「熊本県男女共同参画推進条例」のセクシュアル・ハラスメントや、DV、ストーカー行為などの禁止規定については、「よく知っている」が20.6%で、「聞いたことはある」は39.3%、「知らない」は37.4%という結果でした。

年代別では、「知らない」が、20代(57.2%)、30代(53.2%)で半数を超えています。



4 「セクシュアル・ハラスメント」に関する意識と体験

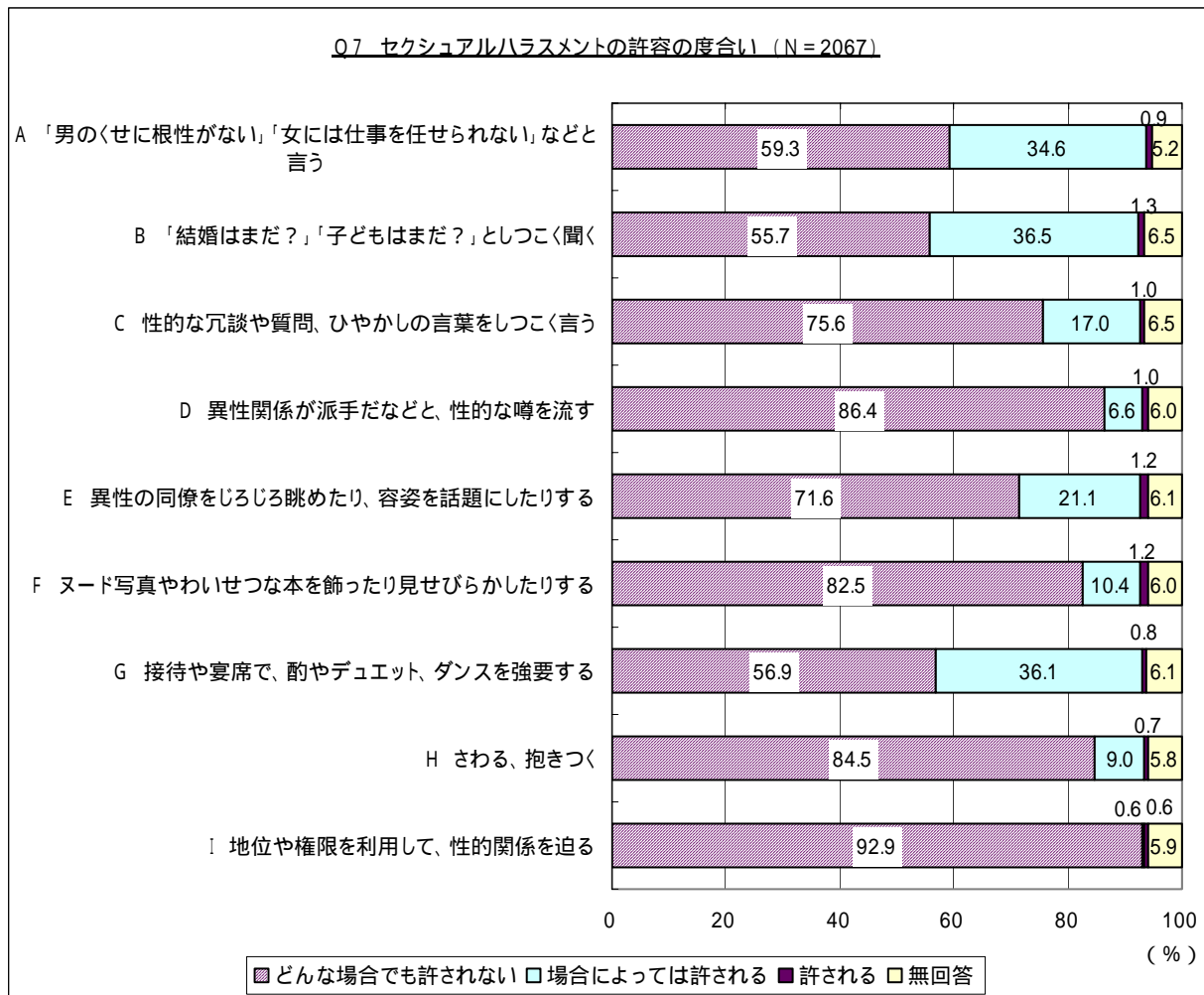
(1) 許容の度合い

〔総括〕

「セクシュアル・ハラスメント」に関する意識として、9つの行為について、職場内で行われた場合、それが許されるかどうかを尋ねました。

全体的に、「どんな場合でも許されない」とする意見が多かったのは、「地位や権限を利用して、性的関係を迫る」(92.9%)や、「異性関係が派手だなどと、性的な噂を流す」(86.4%)、「さわる、抱きつく」(84.5%)といった行為でした。

一方、「場合によっては許される」「許される」(以下、「許容範囲」という)とする意見が比較的多かったのは、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」(37.8%)や、「接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する」(36.9%)、「『男のくせに根性がない』『女には仕事を任せられない』などと言う」(35.5%)といった行為でした。

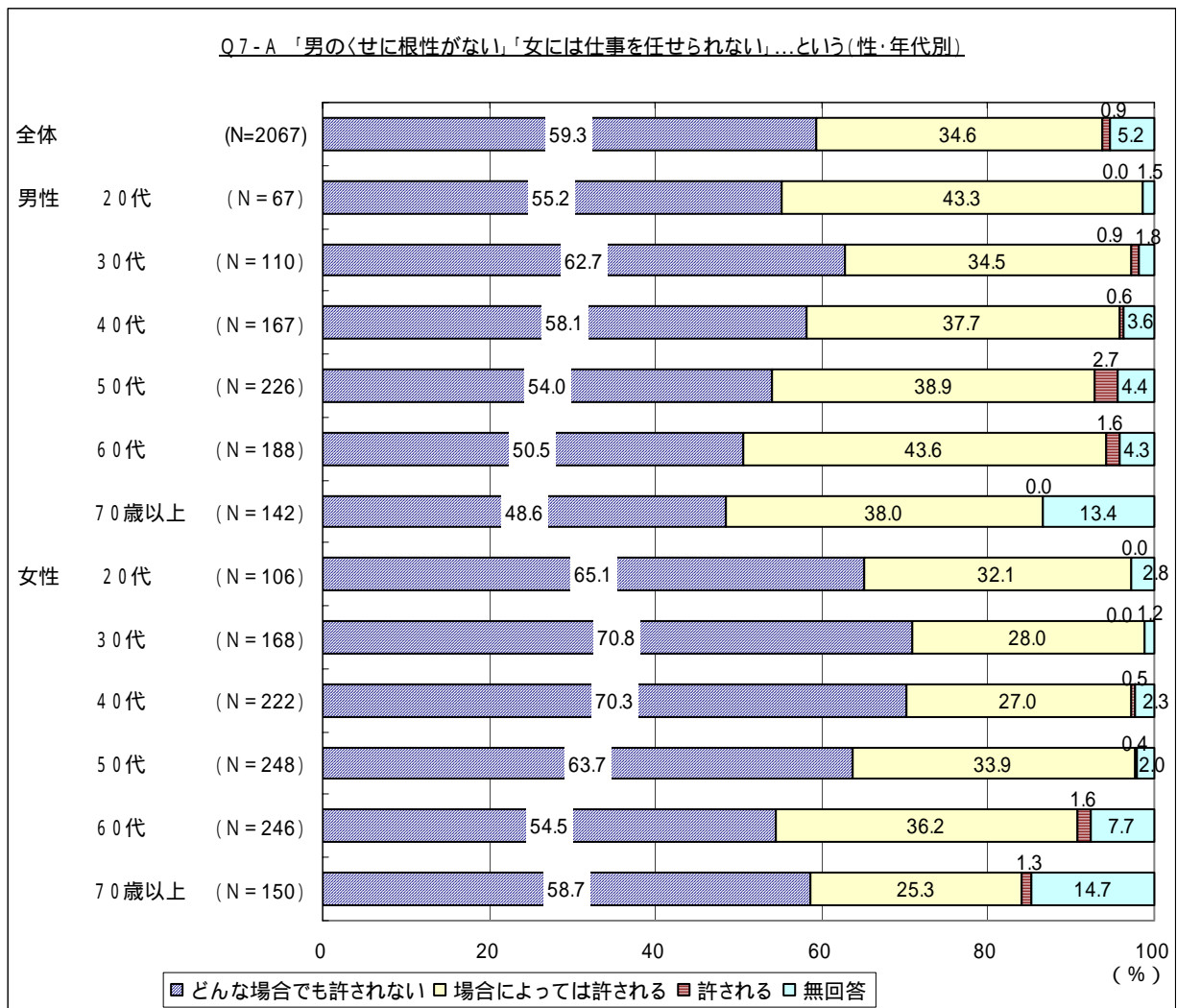


〔項目別分析〕

A 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと言う

「『男のくせに根性がない』『女には仕事を任せられない』などと言う」行為については、「どんな場合でも許されない」が59.3%に対し、「場合によっては許される」は34.6%、「許される」は0.9%といった結果で、許容範囲とする意見が4割近く（35.5%）を占めています。

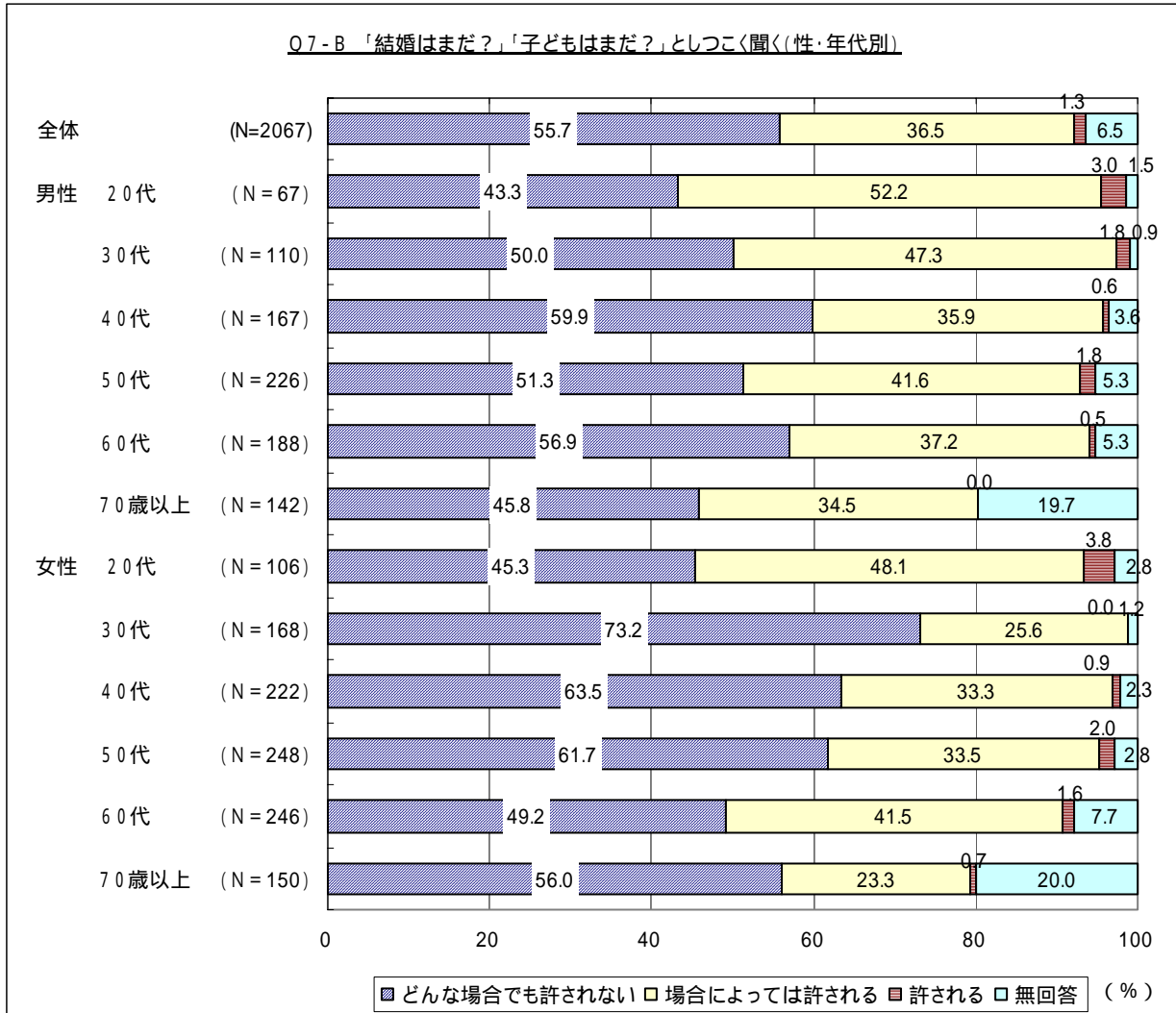
「どんな場合でも許されない」とする意見は、20代、30代、40代の女性で多くなっています。



B 「結婚はまだ?」「子どもはまだ?」としつこく聞く

「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」行為については、「どんな場合でも許されない」が55.7%に対して、「場合によっては許される」は36.5%、「許される」は1.3%で、許容範囲とする意見が4割近く(37.8%)を占めています。

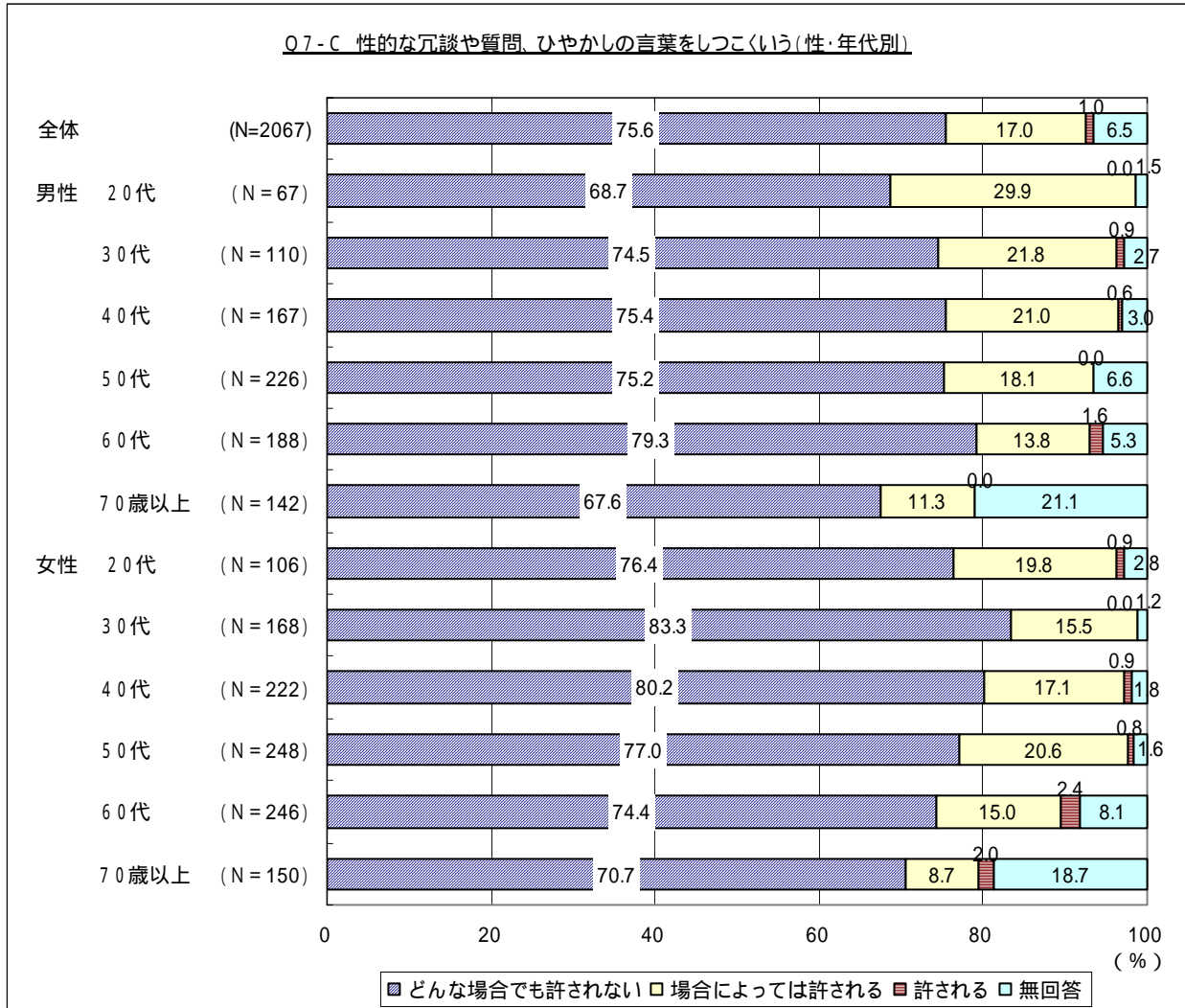
「どんな場合でも許されない」という意見は、30代、40代の女性が多く、20代の男女では少なくなっています。



C 性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う

「性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う」行為については、「どんな場合でも許されない」が75.6%に対し、「場合によっては許される」は17.0%、「許される」は1.0%で、許容範囲とする意見は18.0%と2割を下回っています。

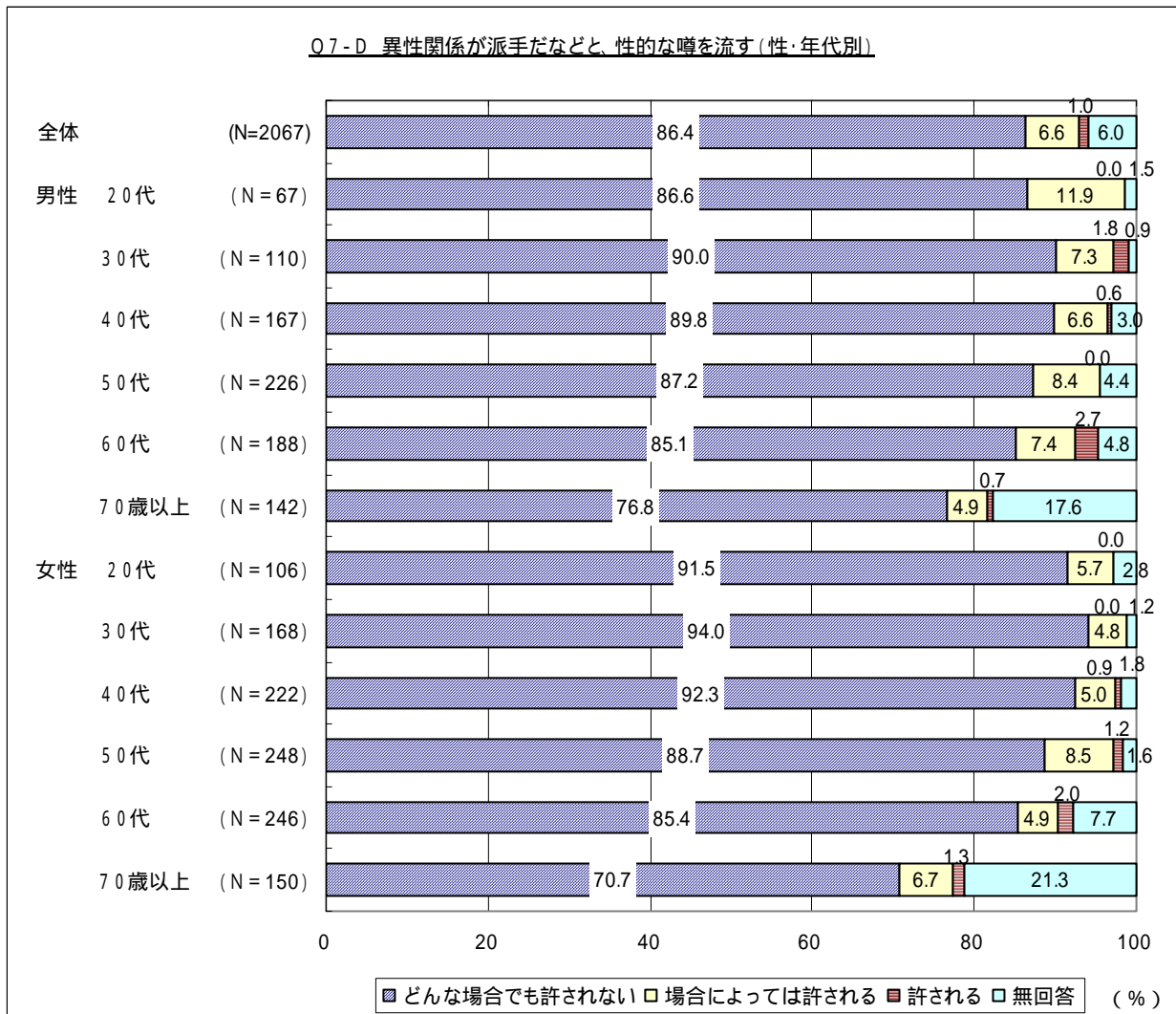
「どんな場合でも許されない」とする意見は、30代、40代の女性で8割を超えています。



D 異性関係が派手だなどと、性的な噂を流す

「異性関係が派手だなどと、性的な噂を流す」行為については、「どんな場合でも許されない」が86.4%に対し、「場合によっては許される」は6.6%、「許される」は1.0%で、許容範囲とする意見は7.6%と1割を下回っています。

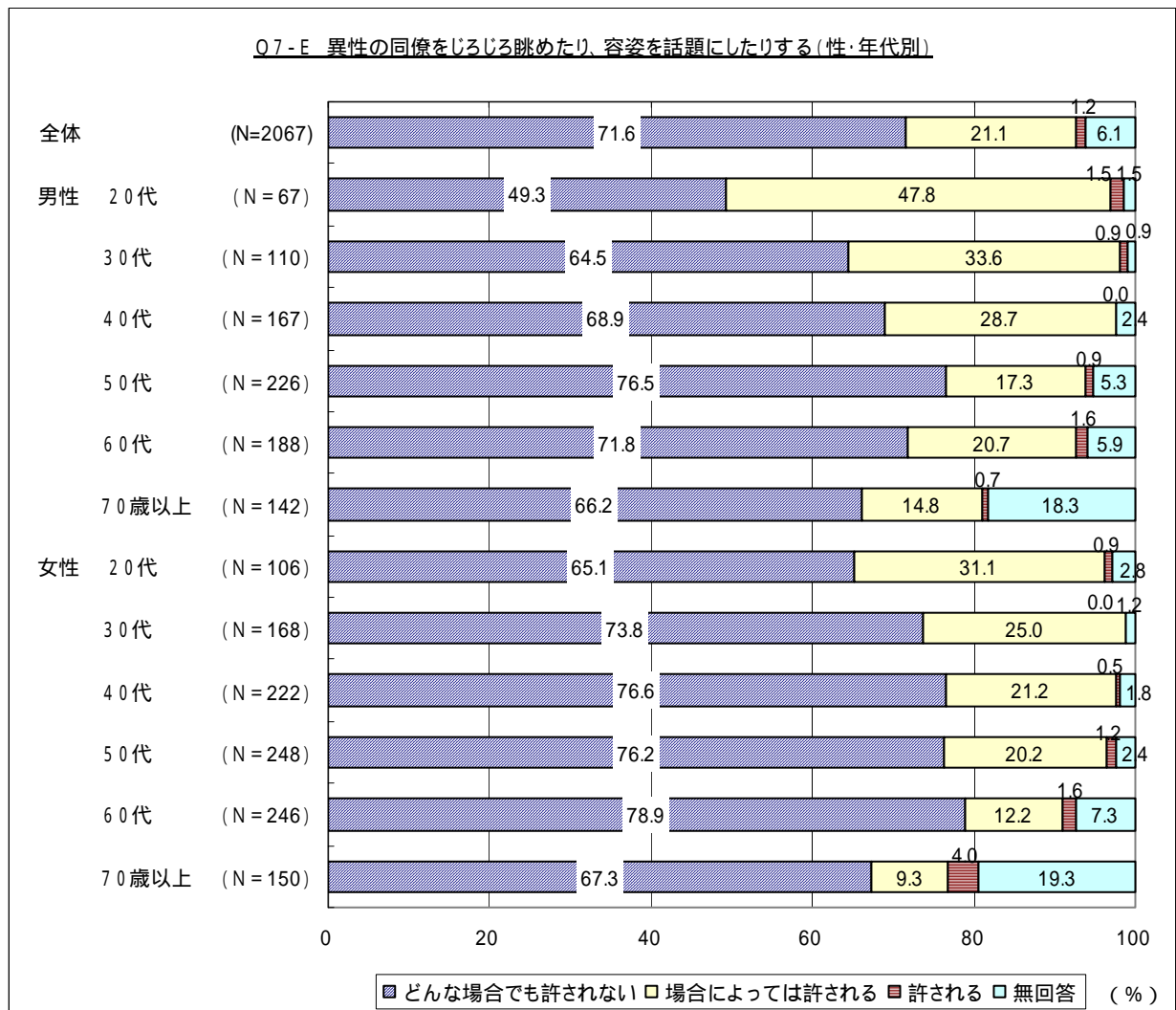
「どんな場合でも許されない」という意見は、特に20代、30代、40代の女性で多くなっています。



E 異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする

「異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする」行為については、「どんな場合でも許されない」が71.6%に対し、「場合によっては許される」は21.1%、「許される」は1.2%で、許容範囲とする意見は22.3%と2割を超えています。

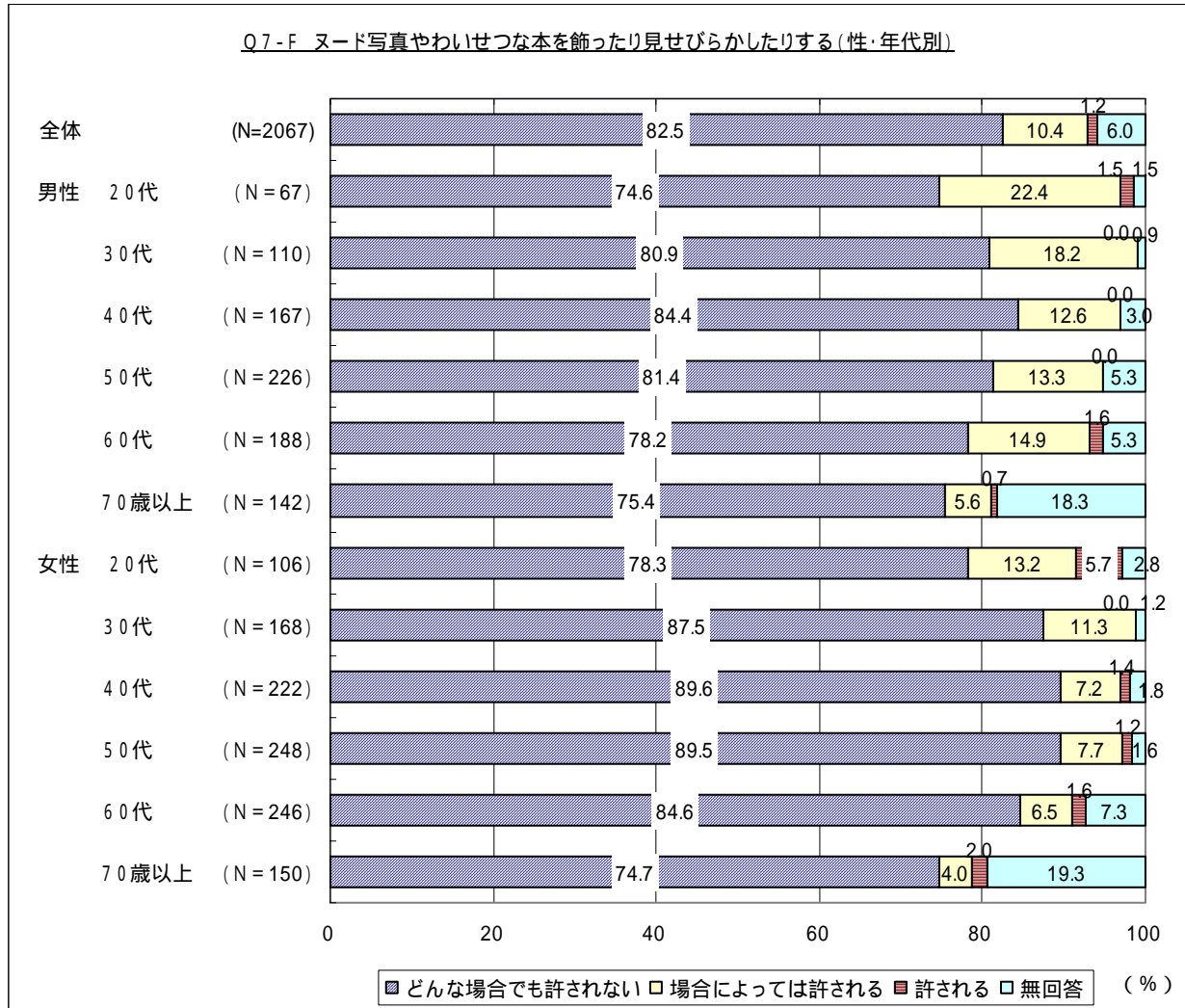
「どんな場合でも許されない」とする意見は、総じて女性より男性が少なくなっていますが、特に20代の男性では49.3%と半数を下回っています。20代の男性は、「場合によっては許される」と考えている人が47.8%と半数近くを占めています。



F ヌード写真やわいせつな本を飾ったり見せびらかしたりする

「ヌード写真やわいせつな本を飾ったり見せびらかしたりする」行為については、「どんな場合でも許されない」が82.5%に対し、「場合によっては許される」は10.4%、「許される」は1.2%で、許容範囲とする意見は11.6%と1割程度となっています。

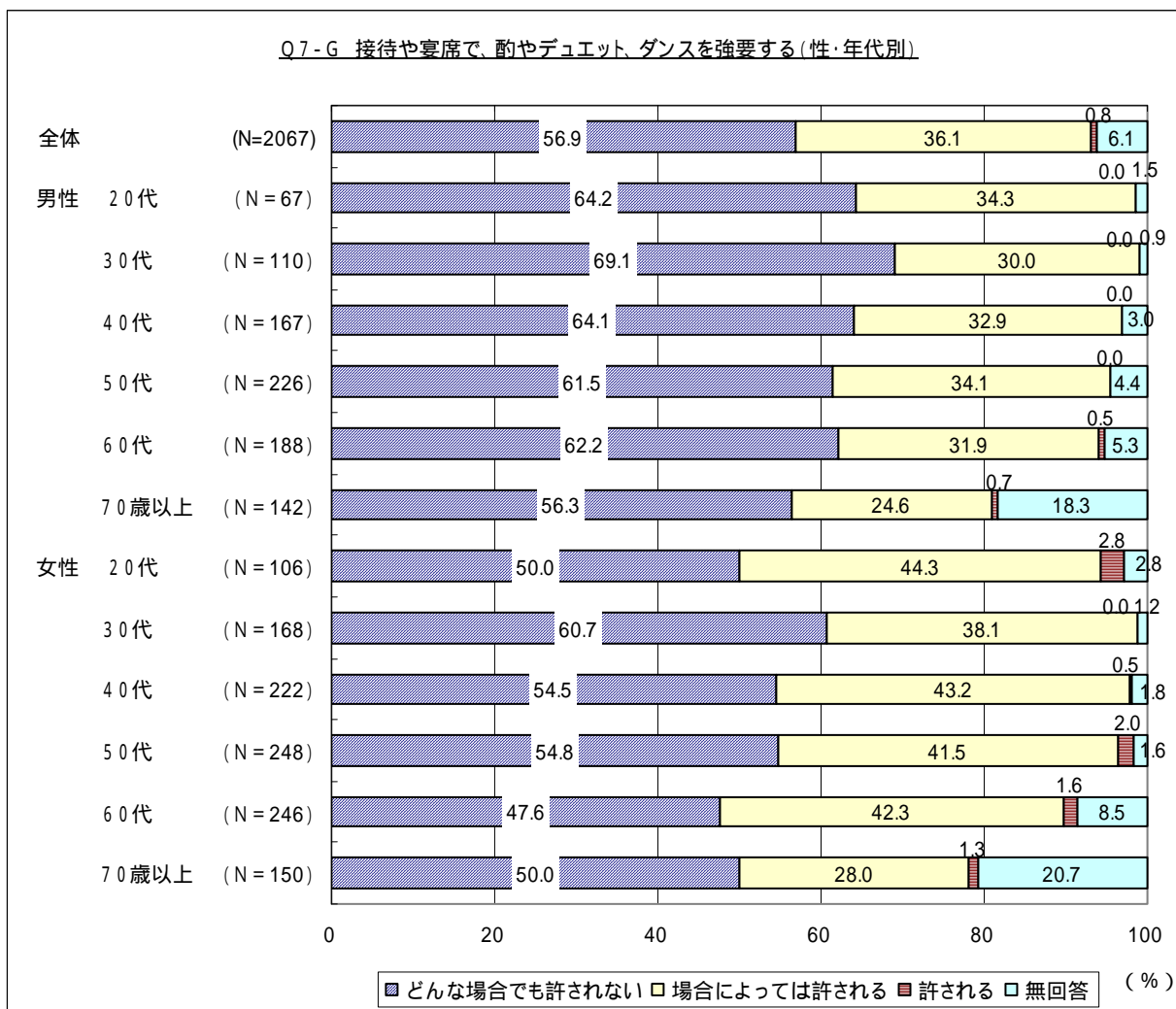
「どんな場合でも許されない」とする意見は、20代から60代のすべての年代で、女性より男性のほうが割合は少なく、男性のほうが許容範囲とする意見がやや多いようです。



G 接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する

「接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する」行為については、「どんな場合でも許されない」が56.9%に対し、「場合によっては許される」は36.1%、「許される」は0.8%で、許容範囲とする意見は36.9%と4割近くを占める結果となっています。

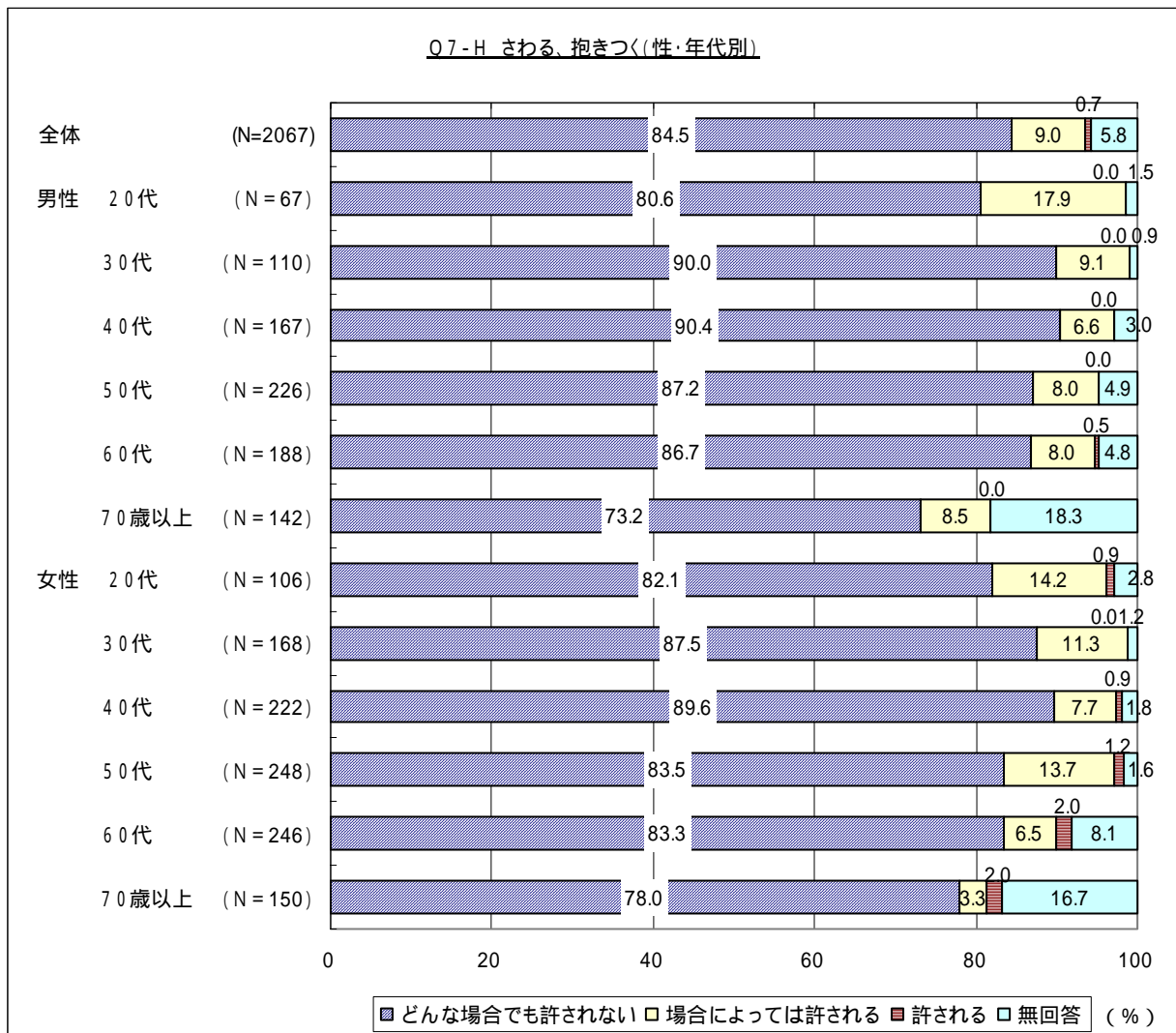
「どんな場合でも許されない」とする意見は、各年代とも女性よりも男性の方が割合は多く、男性のほうが許容できないという意識が高いという結果となっています。



H さわる、抱きつく

「さわる、抱きつく」行為については、「どんな場合でも許されない」が 84.5%に対し、「場合によっては許される」は 9.0%、「許される」は 0.7%で、許容範囲とする意見は 9.7%と約 1 割みられました。

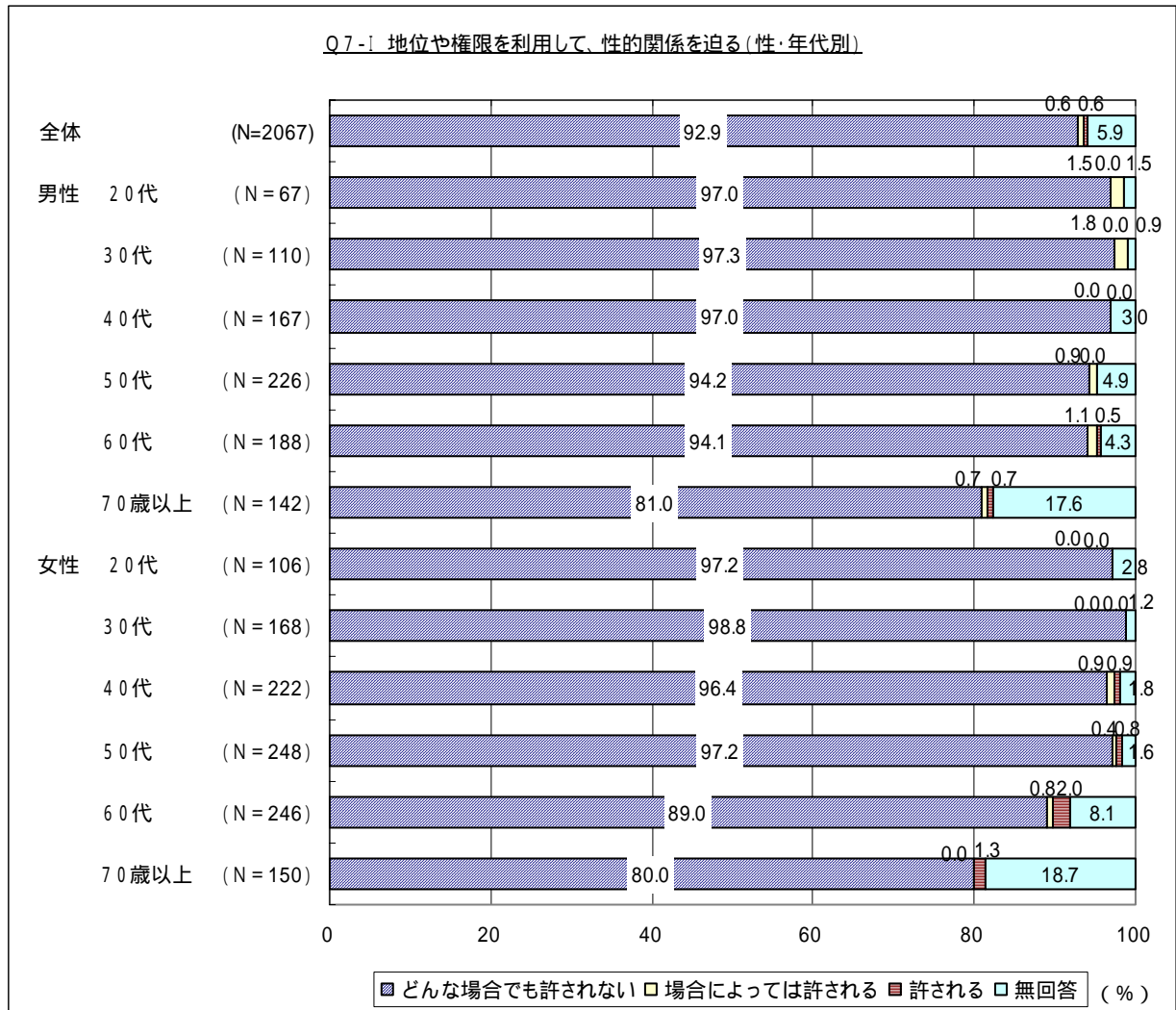
「どんな場合でも許されない」とする意見は、男性では 30代から 60代までのすべての年代で全体傾向を上回っているのに対して、女性では、30代、40代のみで上回っており、男性のほうが許容できないという意識がやや高くなっています。



I 地位や権限を利用して、性的関係を迫る

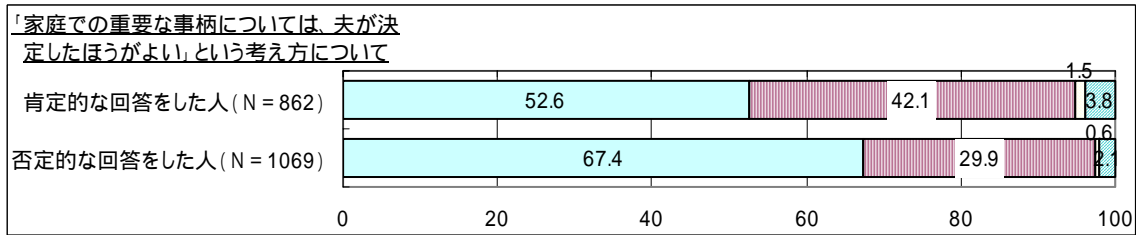
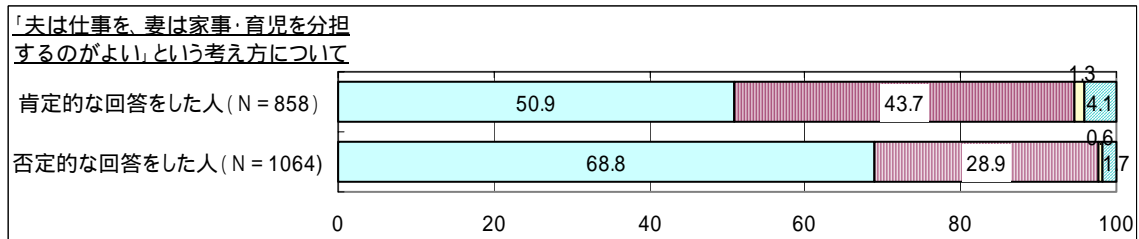
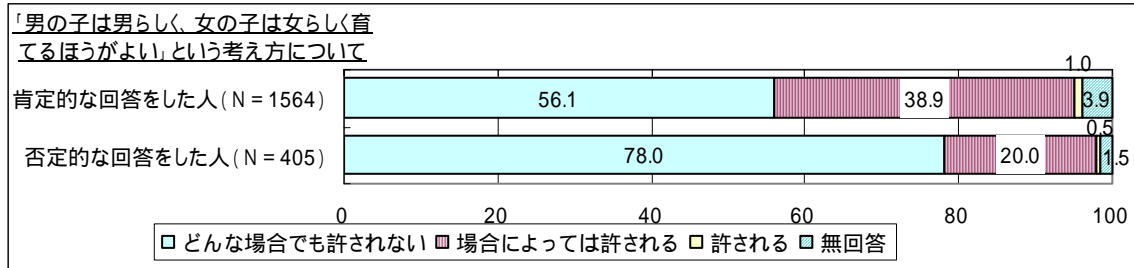
「地位や権限を利用して、性的関係を迫る」行為については、「どんな場合でも許されない」が92.9%に対し、「場合によっては許される」は0.6%、「許される」は0.6%で、許容範囲とする意見は1.2%でした。

「どんな場合でも許されない」とする意見は、男女とも70歳以上になると全体傾向を10ポイントほど下回っています。

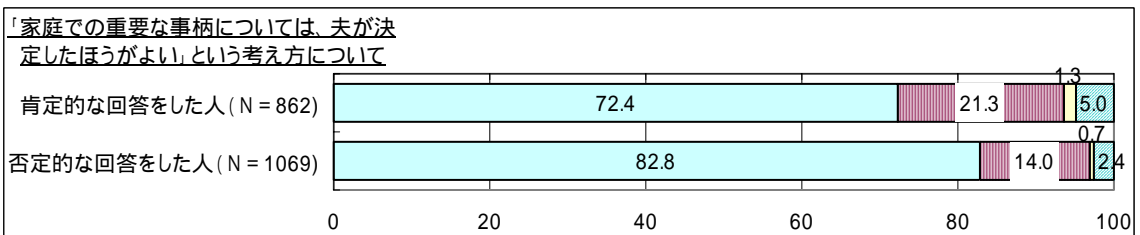
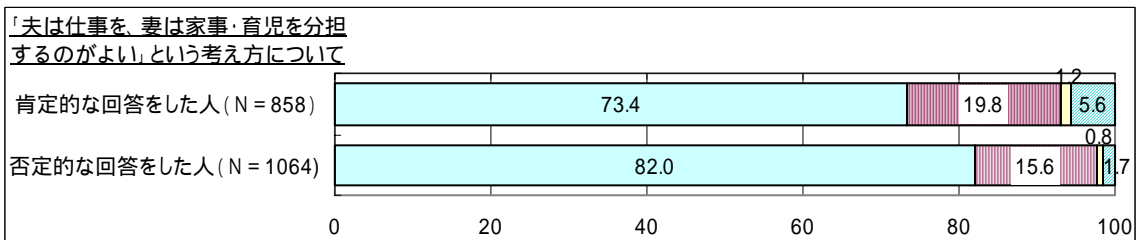
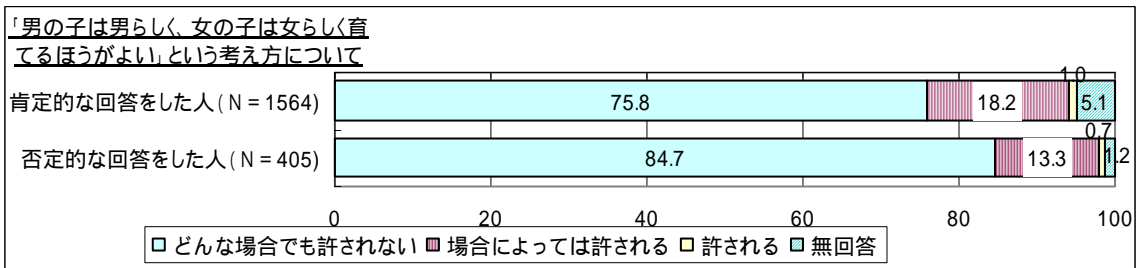


ジェンダー意識の度合い別に「セクシュアル・ハラスメント」の許容度をみると、ジェンダーに対して否定的な回答をした人は、全体的に「セクシュアル・ハラスメント」に対して許容できないという意識が高い傾向がうかがえます。以下は代表的な項目です。

A 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと言う (単位：%)

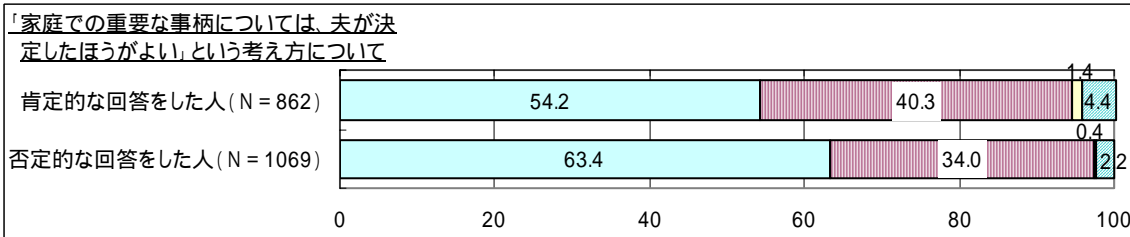
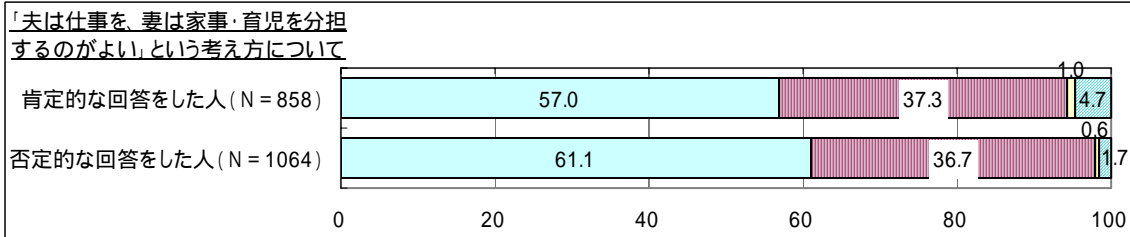
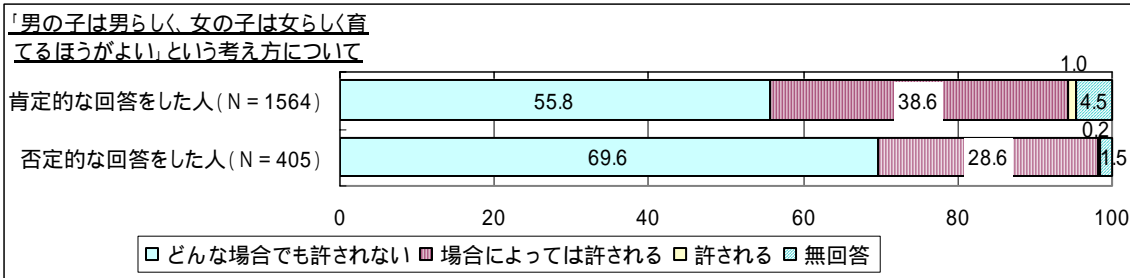


C 性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う (単位：%)



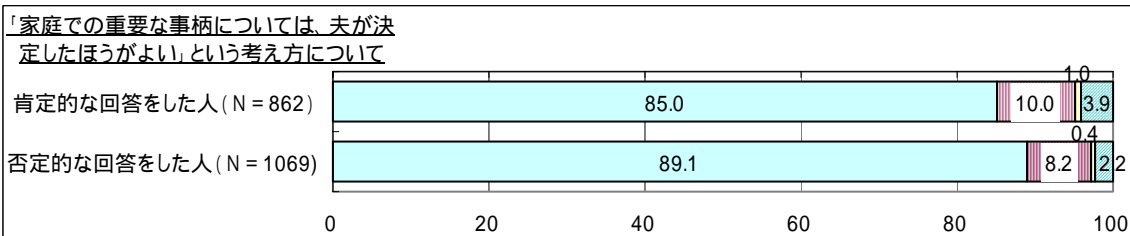
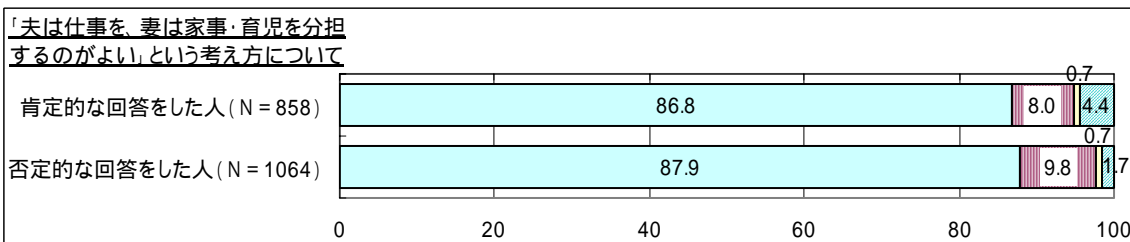
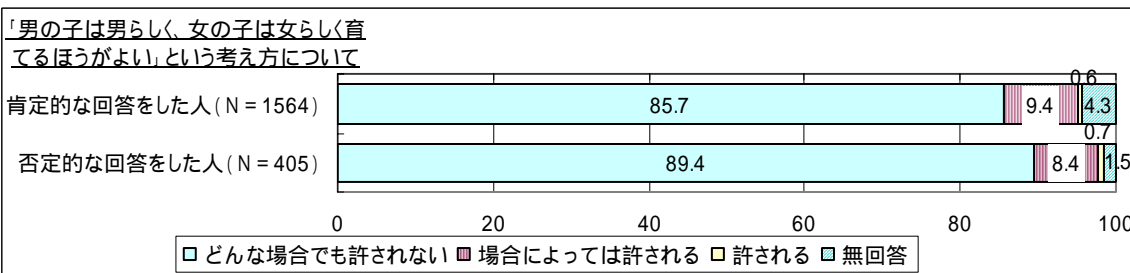
G 接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する

(単位：%)



H さわる、抱きつく

(単位：%)



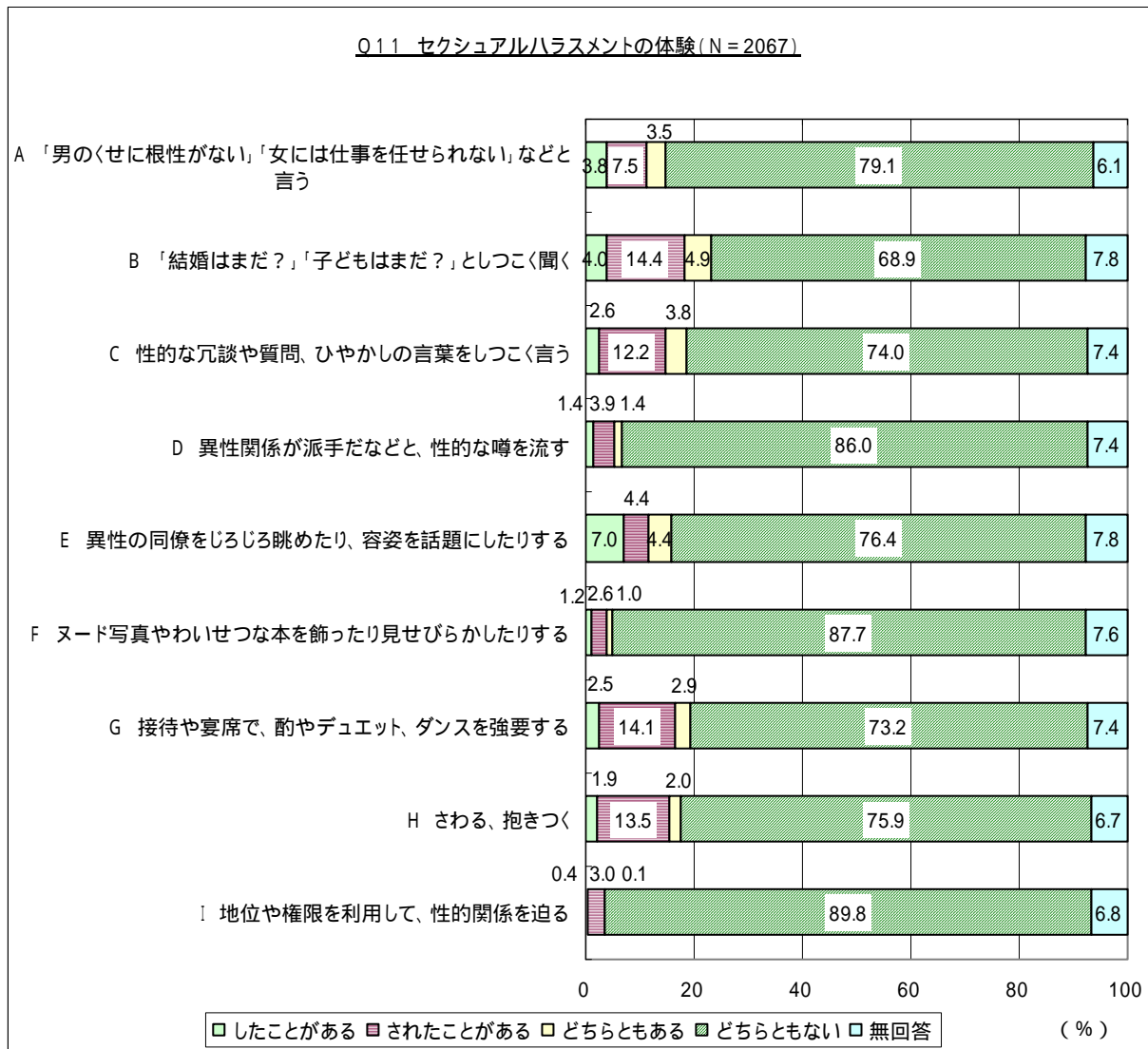
(2) 体験の有無

〔総括〕

「セクシュアル・ハラスメント」の具体的な加害・被害体験の有無については、全体的な傾向として、「したことがある」よりも、「されたことがある」と回答した人のほうが多くなっていますが、「異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする」では、「されたことがある」(4.4%)よりも「したことがある」(7.0%)のほうが高くなっています。

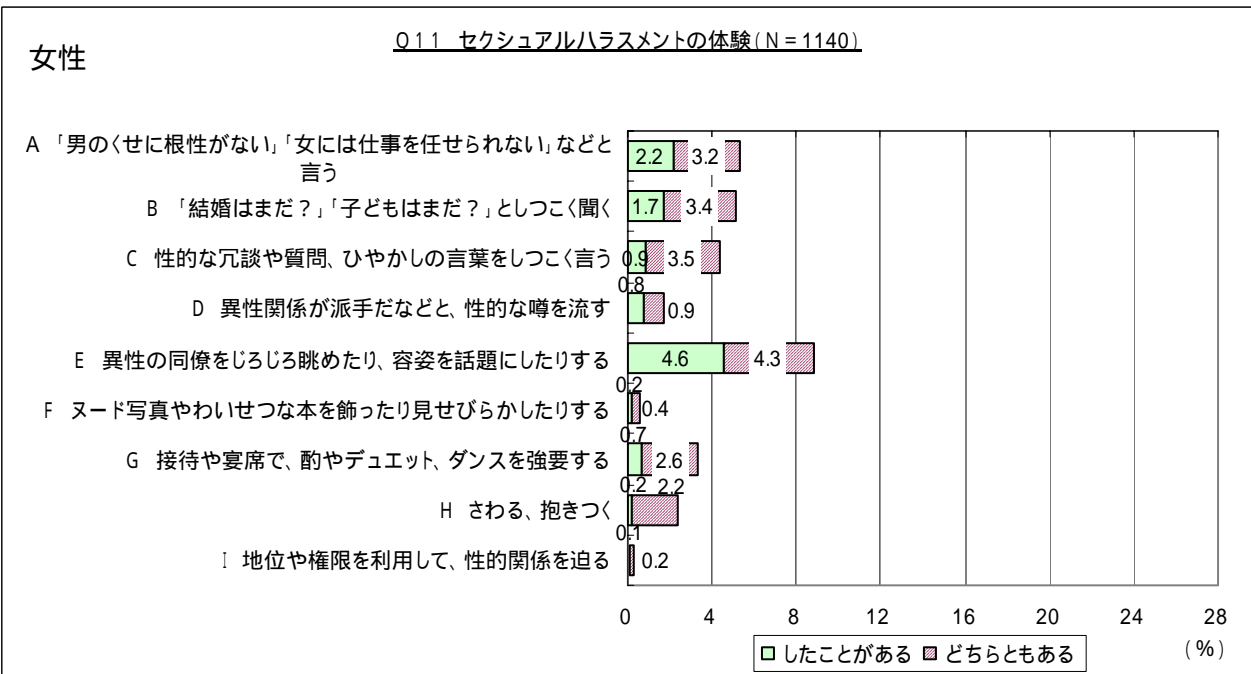
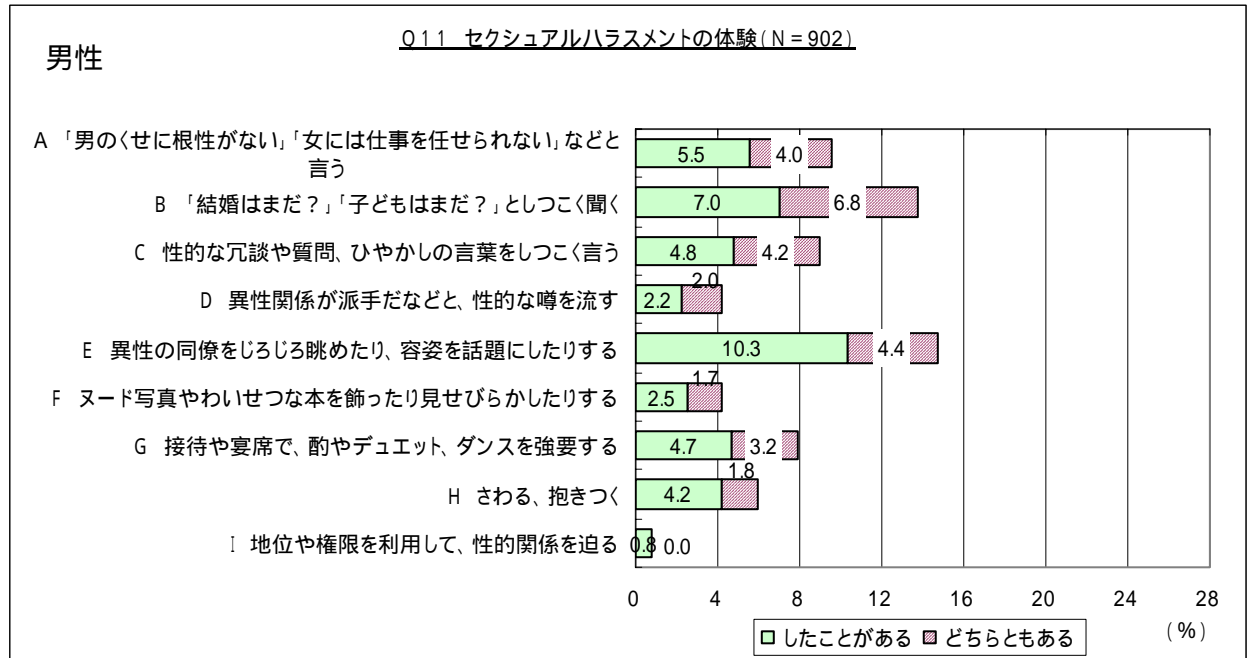
「したことがある」の上位3項目は、「異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする」(7.0%)、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」(4.0%)、「『男のくせに根性がない』『女には仕事を任せられない』などと言う」(3.8%)の順になっています。

一方、「されたことがある」の上位3項目は、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」(14.4%)、「接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する」(14.1%)、「さわる、抱きつく」(13.5%)の順になっています。



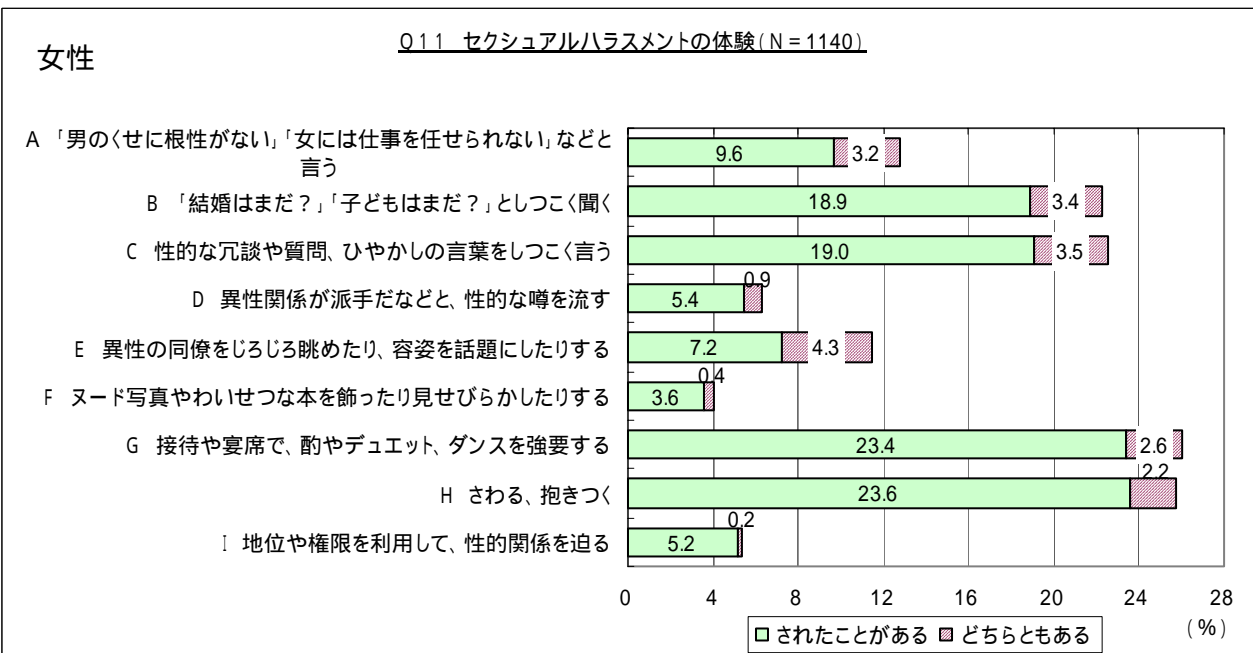
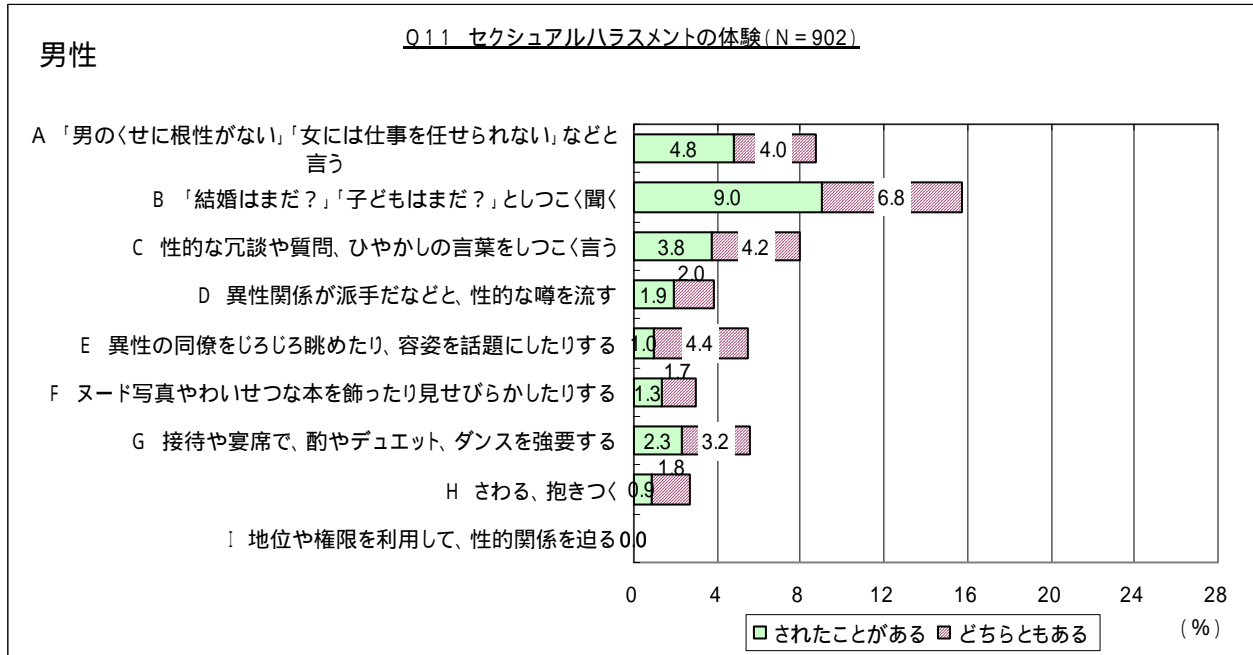
<加害体験：男女別>

加害体験を男女別でみると、全体的に男性の割合が高くなっています。特に「異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする」が14.7%、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」が13.8%と、1割を超えています。



<被害体験：男女別>

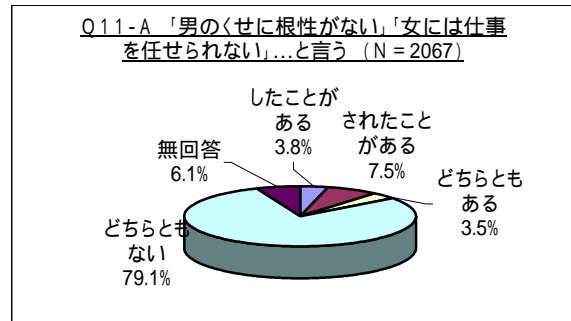
被害体験については、すべての項目において女性の割合が高くなっています。特に「接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する」が26.0%、「さわる、抱きつく」が25.8%、「性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う」が22.5%、「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」が22.3%と、2割を超えて高くなっています。



〔項目別分析〕

A 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと言う

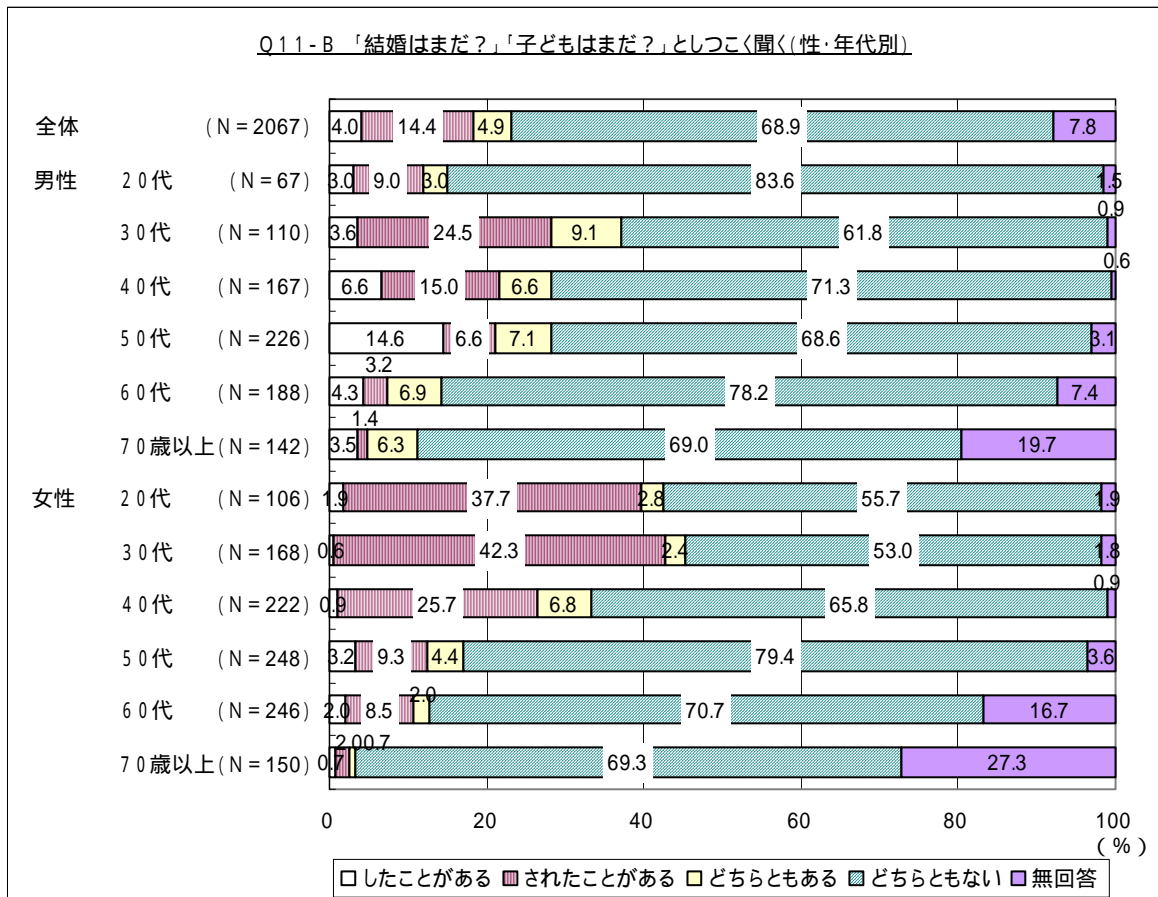
「『男のくせに根性がない』『女には仕事を任せられない』などと言う」行為については、「したことがある」が3.8%、「されたことがある」が7.5%、「どちらともある」が3.5%で、体験者は14.8%と1割を超えています。



B 「結婚はまだ?」「子どもはまだ?」としつこく聞く

「『結婚はまだ?』『子どもはまだ?』としつこく聞く」行為については、「したことがある」が4.0%、「されたことがある」が14.4%、「どちらともある」が4.9%で、体験者は23.3%と2割を超えています。

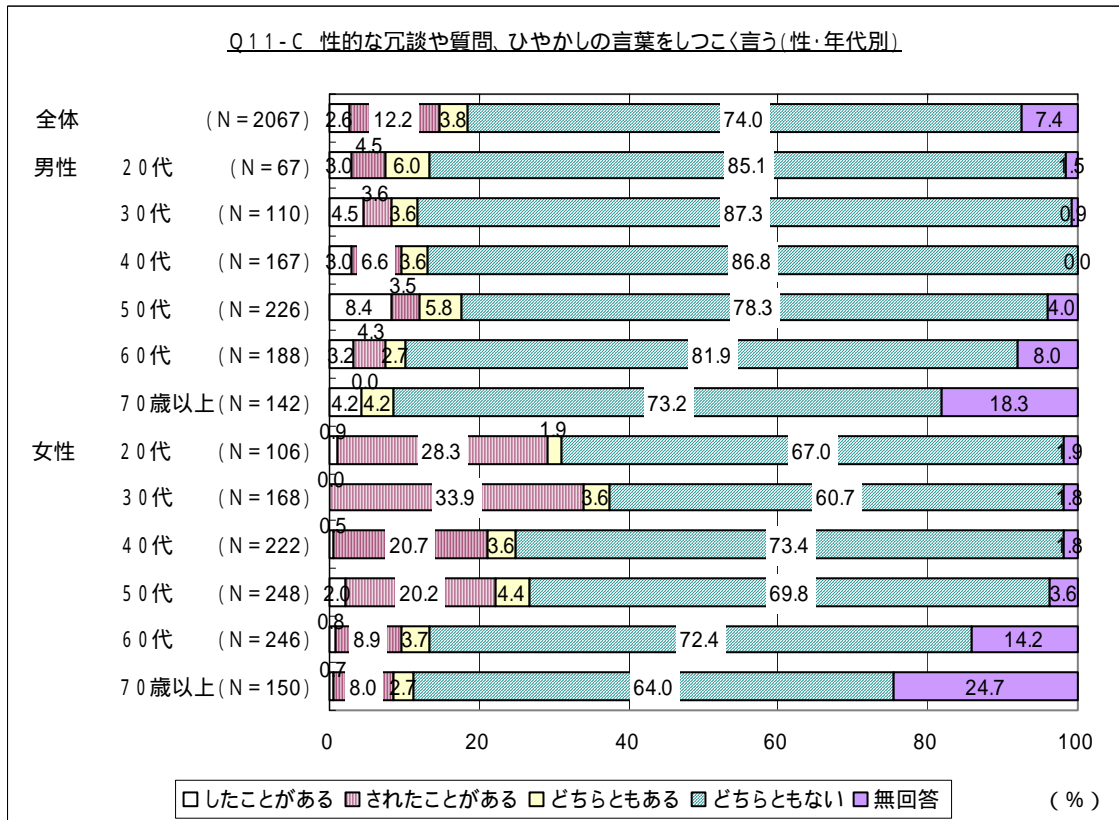
「したことがある」では、50代男性が他の年代よりも約10ポイント高く(14.6%)、「されたことがある」では、30代女性(42.3%)、20代女性(37.7%)、40代女性(25.7%)、30代男性(24.5%)と続いています。



C 性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う

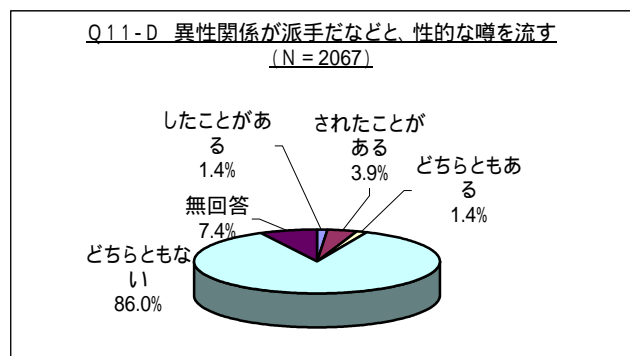
「性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う」行為については、「したことがある」が2.6%、「されたことがある」が12.2%、「どちらともある」が3.8%で、体験者は18.6%と2割近くを占めています。

「されたことがある」では、男性（3.8%）より、女性（19.0%）が約15ポイント高くなっています。特に20代、30代の女性が高くなっています。



D 異性関係が派手だなどと、性的な噂を流す

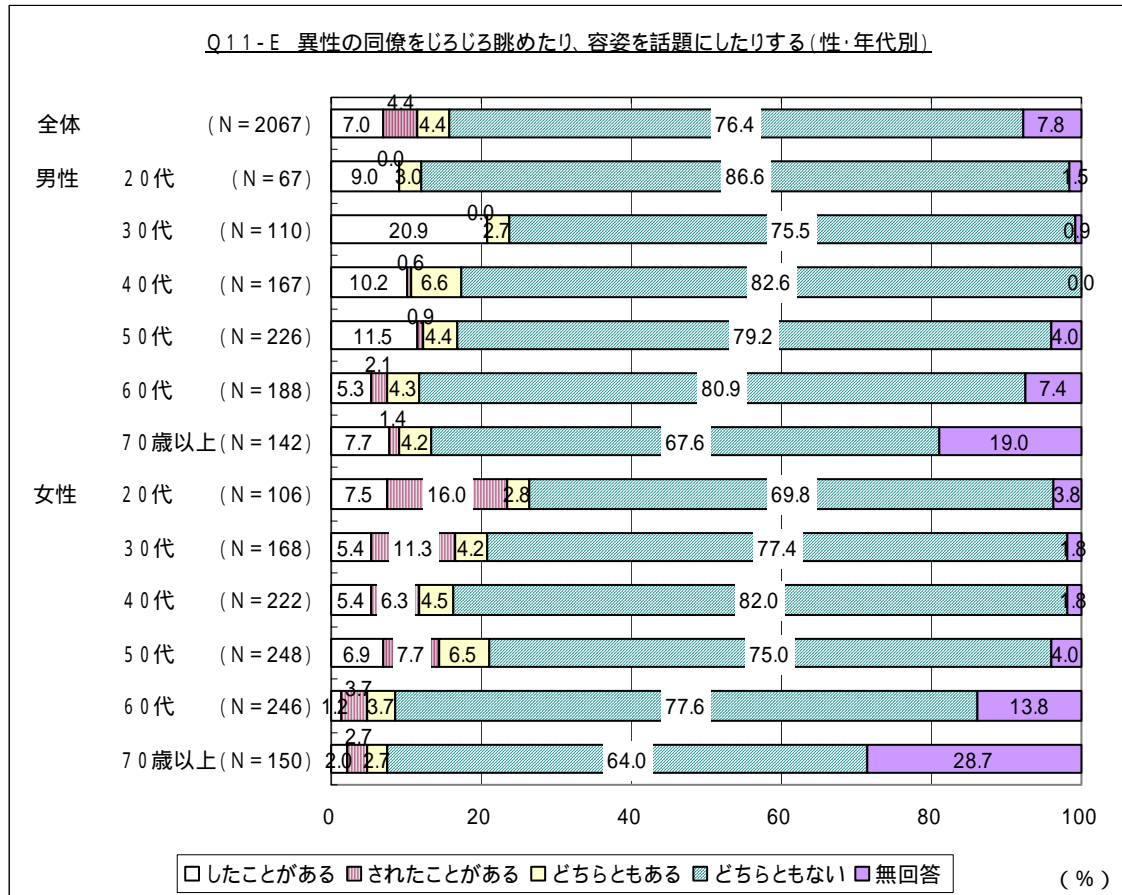
「異性関係が派手だなどと、性的な噂を流す」行為については、「したことがある」が1.4%、「されたことがある」が3.9%、「どちらともある」が1.4%で、体験者は6.7%と1割を下回っています。



E 異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする

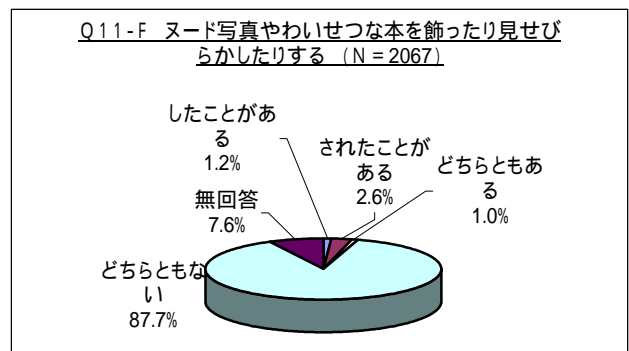
「異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする」行為については、「したことがある」が7.0%、「されたことがある」が4.4%、「どちらともある」が4.4%で、体験者は15.8%と1割を超えました。

「したことがある」は、30代男性(20.9%)が、「されたことがある」は20代女性(16.0%)がそれぞれ高くなっています。



F ヌード写真やわいせつな本を飾ったり見せびらかしたりする

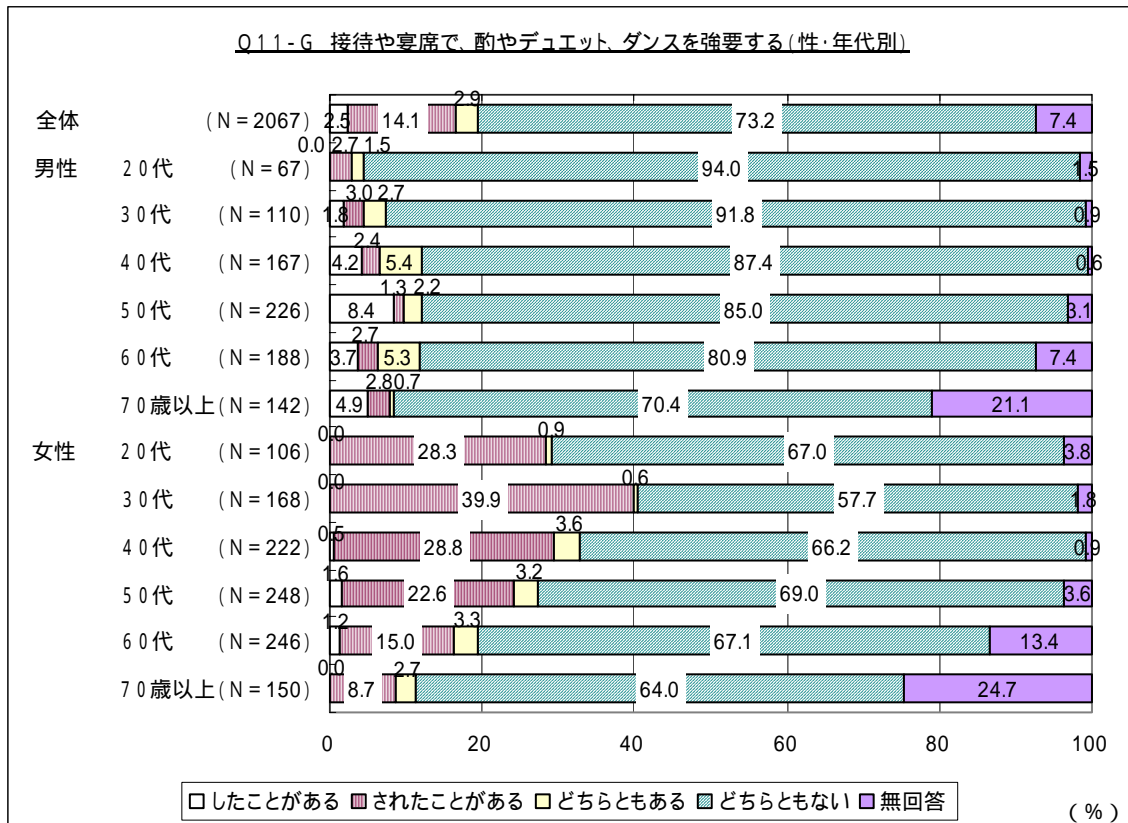
「ヌード写真やわいせつな本を飾ったり見せびらかしたりする」行為については、「したことがある」が1.2%、「されたことがある」が2.6%、「どちらともある」が1.0%で、体験者は4.8%と1割を下回っています。



G 接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する

「接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する」で行為については、「したことがある」が2.5%、「されたことがある」が14.1%、「どちらともある」が2.9%で、体験者は19.5%と2割近くを占めています。

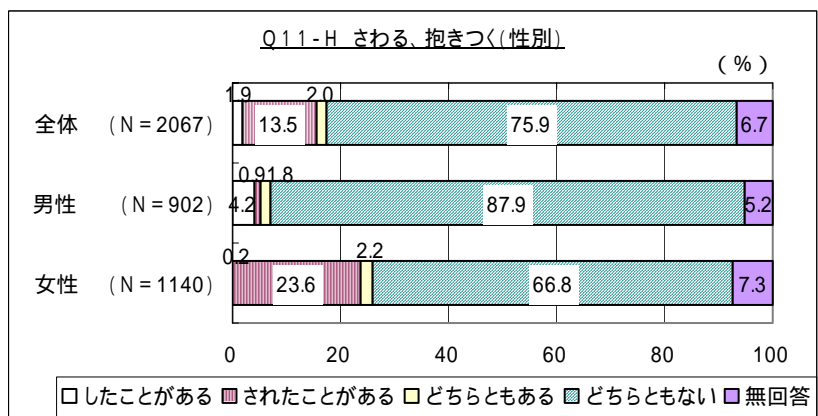
「されたことがある」は、30代女性(39.9%)、40代女性(28.8%)、20代女性(28.3%)の順で高くなっています。



H さわる、抱きつく

「さわる、抱きつく」行為については、「したことがある」が1.9%、「されたことがある」が13.5%、「どちらともある」が2.0%で、体験者は17.4%と2割近くを占めています。

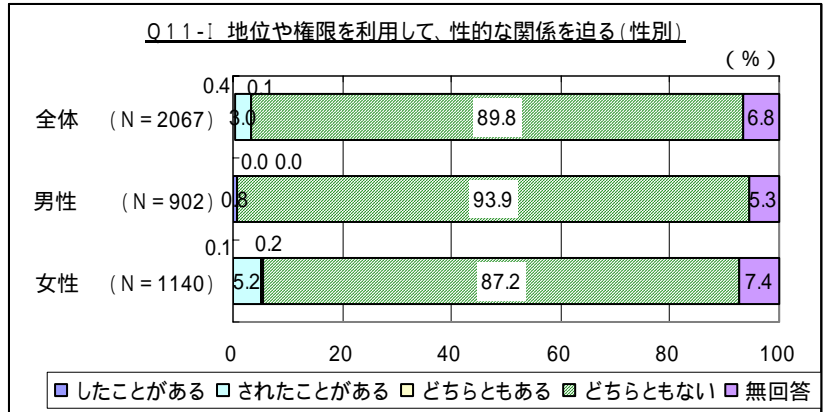
「されたことがある」は男性(0.9%)より、女性(23.6%)が約23ポイント高くなっています。



I 地位や権限を利用して、性的関係を迫る

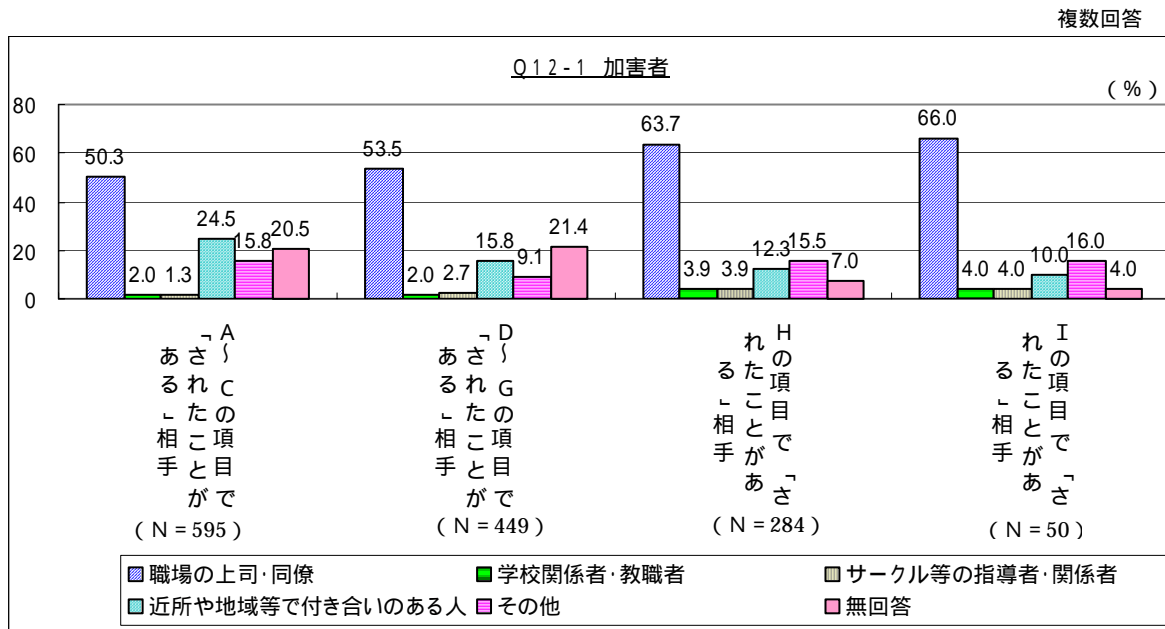
「地位や権限を利用して、性的関係を迫る」行為について、「したことがある」が0.4%、「されたことがある」が3.0%、「どちらともある」が0.1%で、体験者は3.5%でした。

「されたことがある」は、男性の回答者はおらず、女性が5.2%でした。



(3) 加害者について

「されたことがある」と回答した人に、その相手は誰かを尋ねたところ、過半数が「職場の上司・同僚」からという回答でした。特に、H「さわる、抱きつく」、I「地位や権限を利用して、性的関係を迫る」の項目では、6割を超える結果となっています。



A～Cの項目で、「職場の上司・同僚」と回答したのは全体の約半数で、20代女性(72.6%)、30代女性(67.4%)、20代男性(62.5%)で特に高くなっています。また、「近所や地域等で付き合いのある人」から受けたというケースも多く、特に60代女性(37.5%)、40代女性(34.0%)が高くなっています。

- A 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと言う
- B 「結婚はまだ?」「子どもはまだ?」としつこく聞く
- C 性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う

Q12(1) A～Cの項目で「されたことがある」相手

複数回答

	全体	相手					
		職場・同僚	学校関係者	サークル等の指導者	近所や地域等で付き合いのある人	その他	無回答
合計	100.0 595	50.3 299	2.0 12	1.3 8	24.5 146	15.8 94	20.5 122
男性	100.0 16	62.5 10	6.3 1	0.0 0	18.8 3	18.8 3	12.5 2
20代	100.0 44	50.0 22	0.0 0	4.5 2	27.3 12	18.2 8	25.0 11
30代	100.0 46	54.3 25	2.2 1	2.2 1	19.6 9	15.2 7	21.7 10
40代	100.0 46	23.9 11	4.3 2	0.0 0	19.6 9	4.3 2	50.0 23
50代	100.0 31	25.8 8	3.2 1	3.2 1	16.1 5	3.2 1	48.4 15
60代	100.0 19	21.1 4	0.0 0	0.0 0	26.3 5	10.5 2	47.4 9
70歳以上	100.0 62	72.6 45	3.2 2	1.6 1	17.7 11	12.9 8	3.2 2
女性	100.0 92	67.4 62	2.2 2	2.2 2	23.9 22	26.1 24	5.4 5
20代	100.0 100	51.0 51	0.0 0	1.0 1	34.0 34	23.0 23	10.0 10
30代	100.0 81	48.1 39	0.0 0	0.0 0	22.2 18	12.3 10	28.4 23
40代	100.0 40	37.5 15	5.0 2	0.0 0	37.5 15	15.0 6	12.5 5
50代	100.0 15	33.3 5	6.7 1	0.0 0	20.0 3	0.0 0	40.0 6
60代	100.0 3						
70歳以上	100.0 3						
不明	100.0 3						

上段：%
下段：回答数

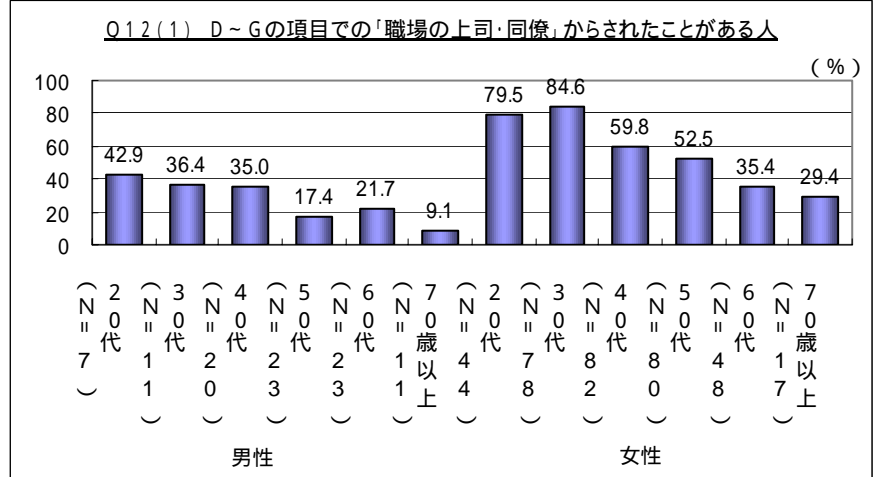
D～Gの項目で、「職場の上司・同僚」と回答した人は5割を超え、30代女性（84.6%）、20代女性（79.5%）で特に高くなっています。

(上段：%
下段：回答者数)

Q12(1) D～Gの項目で「されたことがある」相手 複数回答

	全体	司職・場 同僚上	者学 ・校 教関 職係 者	関のサ 係指 者導 者ル 等	い等近 ので所 あ付や るき地 人合域	そ の 他	無 回 答	
合計	100.0 449	53.5 240	2.0 9	2.7 12	15.8 71	9.1 41	21.4 96	
F1 性別	男性	100.0 95	25.3 24	2.1 2	0.0 0	14.7 14	11.6 11	50.5 48
	女性	100.0 349	61.3 214	2.0 7	3.4 12	16.0 56	8.6 30	13.2 46

- D 異性関係が派手だなどと、性的な噂を流す
- E 異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする
- F ノード写真やわいせつな本を飾ったり見せびらかしたりする
- G 接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する



Hの項目（「さわる、抱きつく」）で、「職場の上司・同僚」と回答した人は6割を超えていましたが、男性（22.7%）よりも、女性（67.0%）が約44ポイント高い結果となっています。

(上段：%
下段：回答者数)

Q12(1) Hの項目で「されたことがある」相手 複数回答

	全体	司職・場 同僚上	者学 ・校 教関 職係 者	関のサ 係指 者導 者ル 等	い等近 ので所 あ付や るき地 人合域	そ の 他	無 回 答	
合計	100.0 284	63.7 181	3.9 11	3.9 11	12.3 35	15.5 44	7.0 20	
F1 性別	男性	100.0 22	22.7 5	0.0 0	0.0 0	9.1 2	13.6 3	54.5 12
	女性	100.0 261	67.0 175	4.2 11	4.2 11	12.6 33	15.7 41	3.1 8

Iの項目（「地位や権限を利用して、性的関係を迫る」）で、「職場の上司・同僚」と回答した人は6割を超えています。（「されたことがある」は男性の回答者はおらず、女性のみ回答となっています。）

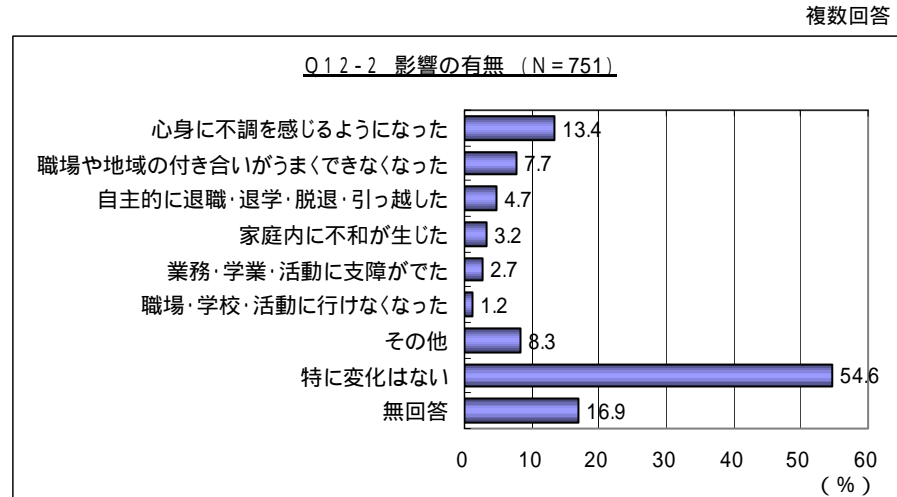
(上段：%
下段：回答者数)

Q12(1) Iの項目で「されたことがある」相手 複数回答

	全体	司職・場 同僚上	者学 ・校 教関 職係 者	関のサ 係指 者導 者ル 等	い等近 ので所 あ付や るき地 人合域	そ の 他	無 回 答	
合計	100.0 50	66.0 33	4.0 2	4.0 2	10.0 5	16.0 8	4.0 2	
F1 性別	男性	100.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	女性	100.0 50	66.0 33	4.0 2	4.0 2	10.0 5	16.0 8	4.0 2

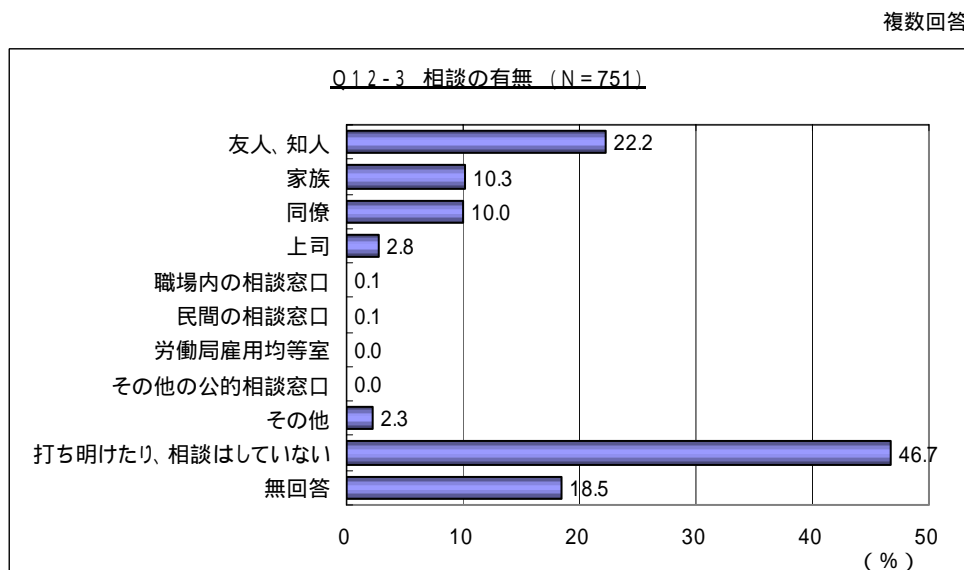
(4) 被害による影響の有無

「されたことがある」と回答した人に、身体的・精神的な影響があったかを尋ねてみると、3割の人が何らかの影響があったと回答しています。内容としては、「心身に不調を感じるようになった」が13.4%、「職場や地域の付き合いがうまくできなくなった」が7.7%と続いています。

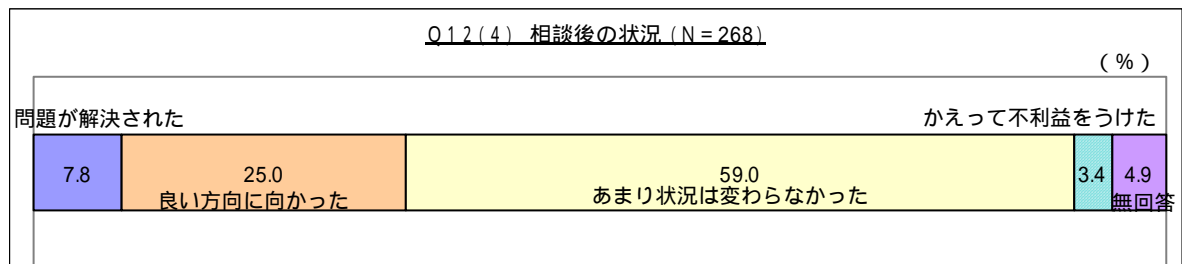


(5) 相談の有無と相談後の状況

「されたことがある」と回答した人に、誰かに相談したかどうかを尋ねると、「打ち明けたり、相談はしていない」が46.7%と4割強になりました。無回答の18.5%を除くと、残りの3割強が相談したことになります。相談相手としては、「友人、知人」(22.2%)、「家族」(10.3%)、「同僚」(10.0%)と続いています。公的な相談窓口には相談した人はおらず、「職場内の相談窓口」、「民間の相談窓口」が各1人ずつという少ない結果になっています。



相談後の状況としては、「あまり状況は変わらなかった」が 59.0%、次いで、「よい方向に向かった」が 25.0%と続いています。「かえって不利益を受けた」と回答した人は、3.4%の9人でした。



5 「DV（夫婦や恋人間の暴力）」に関する意識と体験

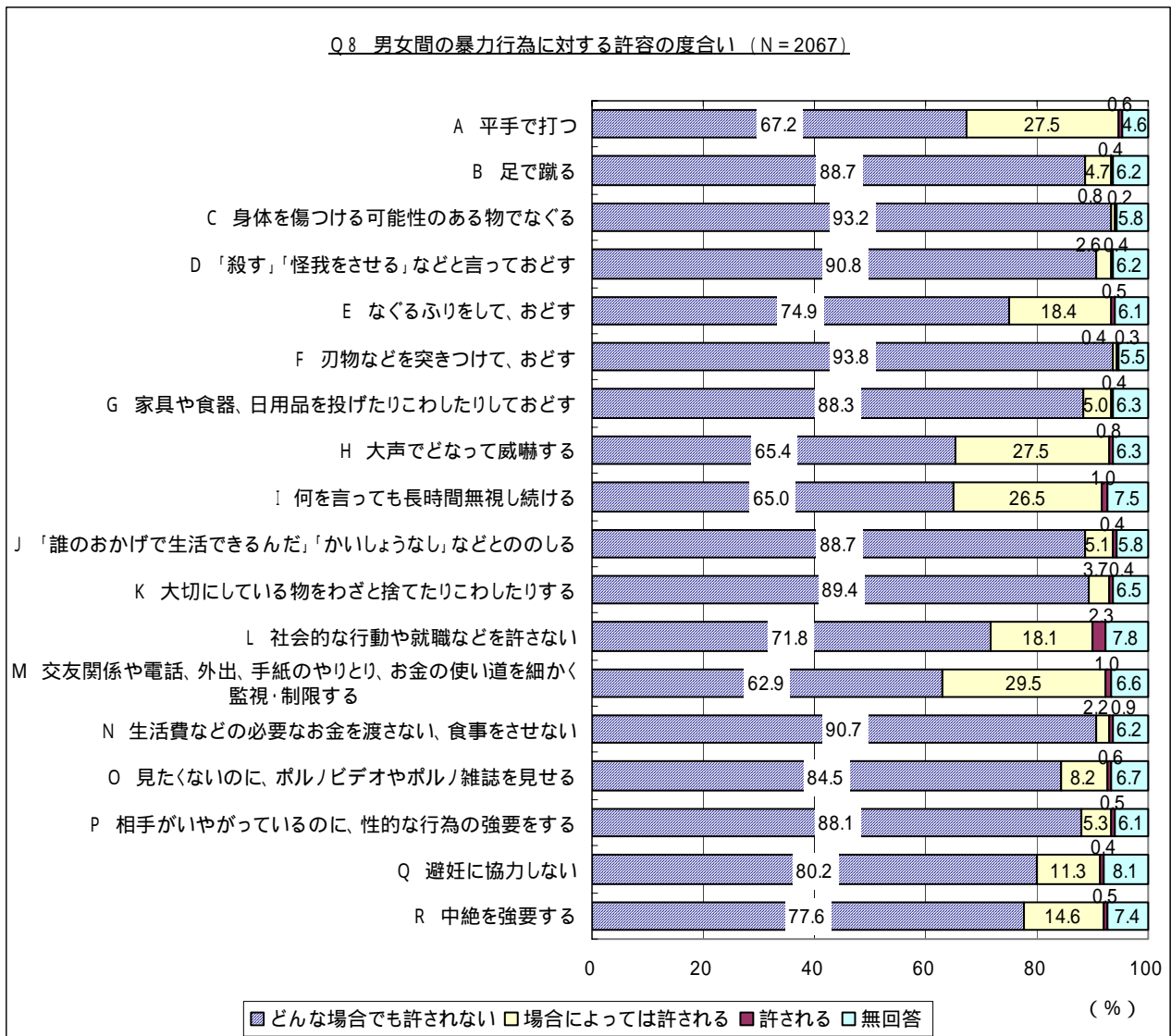
(1) 許容の度合い

〔総括〕

DV（配偶者や恋人等親しい関係にある人からの暴力）に関する意識として、18の行為について、夫婦や恋人等の間で行われた場合、それが許されると思うか尋ねました。

「どんな場合でも許されない」とする意見が多かったのは、「刃物などを突きつけておどす」(93.8%)、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(93.2%)、「『殺す』『怪我をさせる』などと言っておどす」(90.8%)、「生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない」(90.7%)などで、9割以上の回答となっています。

一方、「場合によっては許される」「許される」(以下、「許容範囲」という)とする意見が比較的多かったのは、「交友関係や電話、外出、手紙のやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する」(30.5%)、「大声でどなって威嚇する」(28.3%)、「平手で打つ」(28.1%)、「何を言っても長時間無視し続ける」(27.5%)といった行為でした。



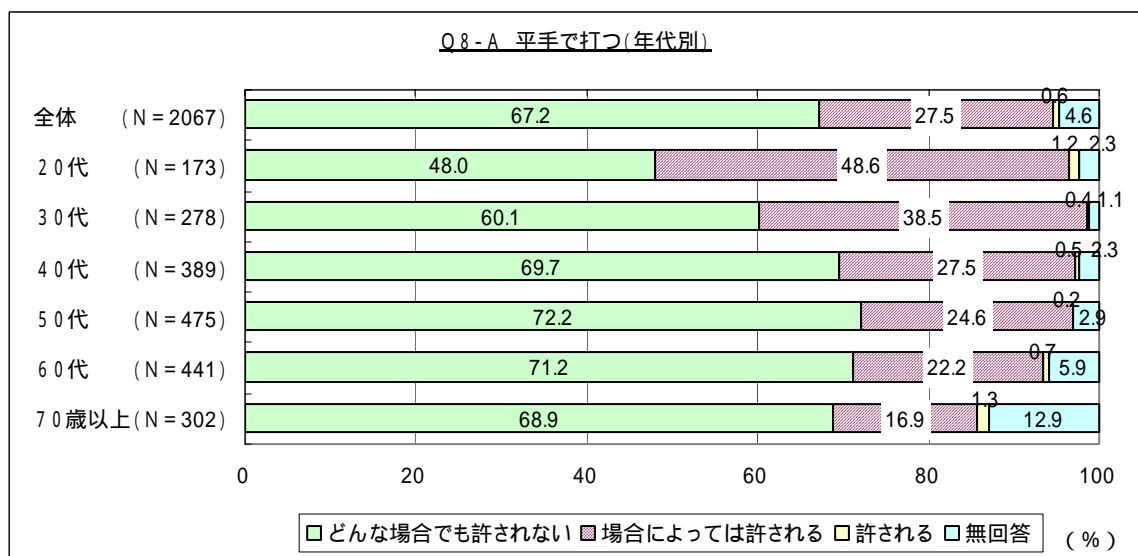
〔項目別分析〕

1) 身体への攻撃

A 平手で打つ

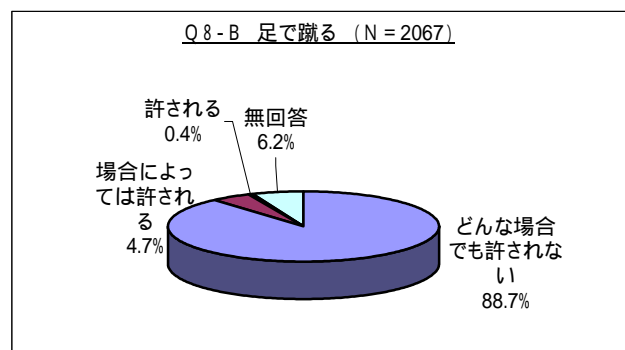
「平手で打つ」行為については、「場合によっては許される」が 27.5%、「許される」は 0.6%で、許容範囲とする意見は 28.1%と 3 割弱を占めました。「どんな場合でも許されない」は 67.2%でした。

年代別にみても、「どんな場合でも許されない」は、50代、60代では 7 割を超えているのに対し、30代は約 6 割、20代は 5 割を下回っています。



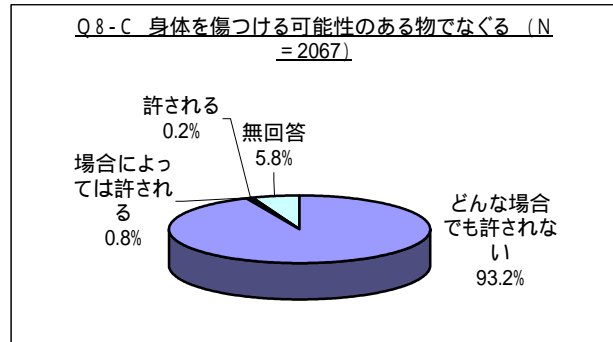
B 足で蹴る

「足で蹴る」という行為については、「場合によっては許される」が 4.7%、「許される」は 0.4%で、許容範囲とする意見は 5.1%でした。「どんな場合でも許されない」という意見は 88.7%と 9 割弱でした。



C 身体を傷つける可能性のある物でなく

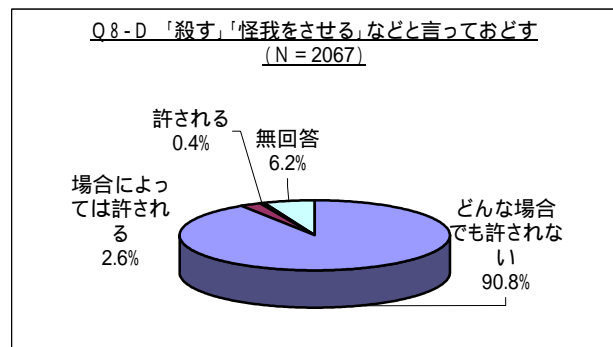
「身体を傷つける可能性のある物でなく」行為について、「場合によっては許される」が0.8%、「許される」は0.2%で、許容範囲とする意見は1.0%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は93.2%と9割を超えています。



2) 威嚇・おどし

D 「殺す」「怪我をさせる」などと言っておどす

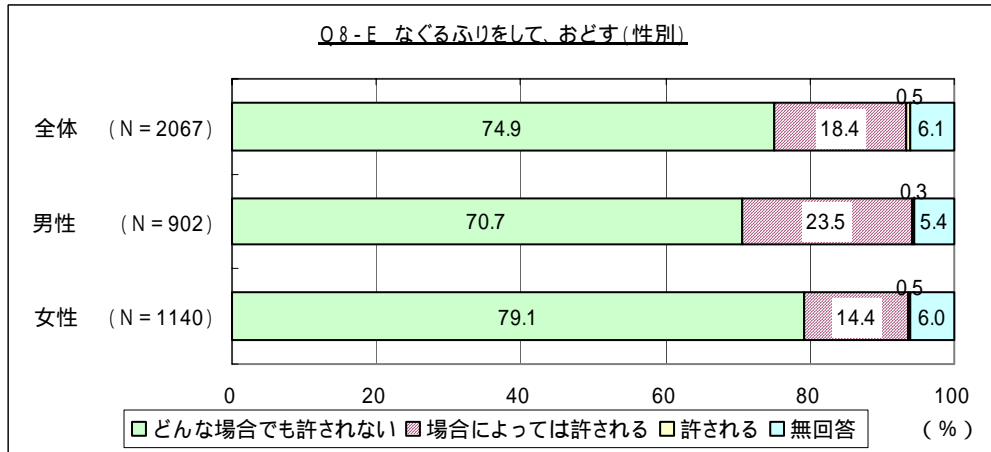
「『殺す』『怪我をさせる』などと言っておどす」行為については、「場合によっては許される」が2.6%、「許される」は0.4%で、許容範囲とする意見は3.0%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は90.8%と9割を占めています。



E なぐるふりをして、おどす

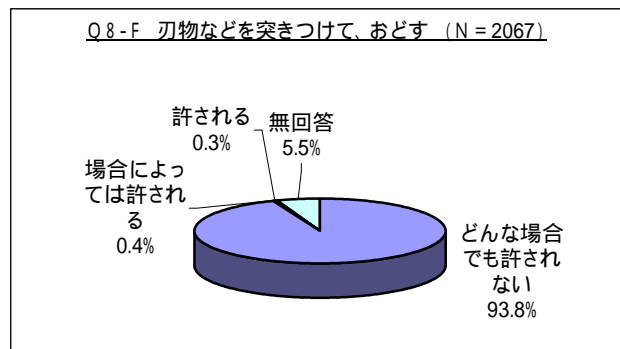
「なぐるふりをして、おどす」行為については、「場合によっては許される」が18.4%、「許される」は0.5%で、許容範囲とする意見は18.9%と2割弱を占めました。「どんな場合でも許されない」は74.9%でした。

また、「どんな場合でも許されない」については、男性が70.7%に対して、女性は79.1%と女性が約9ポイント高くなっています。



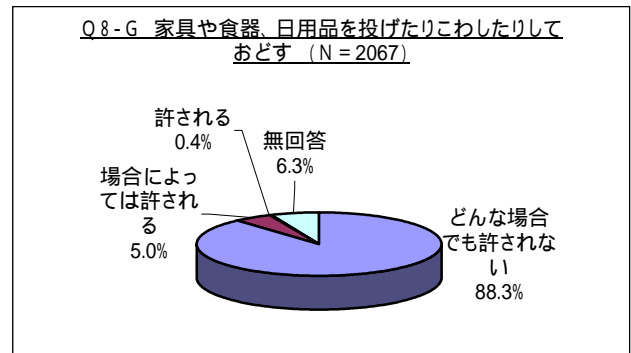
F 刃物などを突きつけて、おどす

「刃物などを突きつけて、おどす」行為については、「場合によっては許される」が0.4%、「許される」は0.3%で、許容範囲とする意見は0.7%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は93.8%と9割を超えています。



G 家具や食器、日用品を投げたりこわしたりしておどす

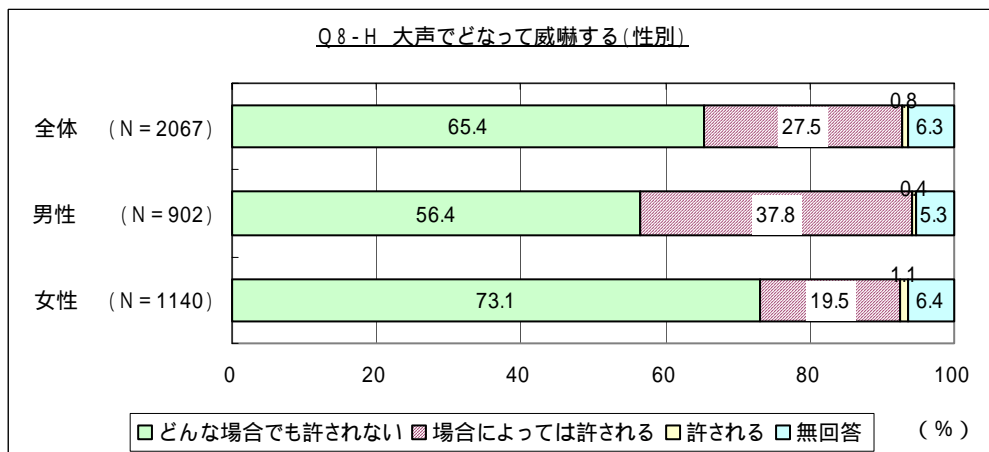
「家具や食器、日用品を投げたりこわしたりしておどす」行為については、「場合によっては許される」が5.0%、「許される」は0.4%で、許容範囲とする意見は5.4%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は88.3%と9割弱でした。



H 大声でどなって威嚇する

「大声でどなって威嚇する」行為については、「場合によっては許される」が27.5%、「許される」は0.8%で許容範囲とする意見は28.3%と3割弱を占めました。「どんな場合でも許されない」とする意見は65.4%と6割台にとどまっています。

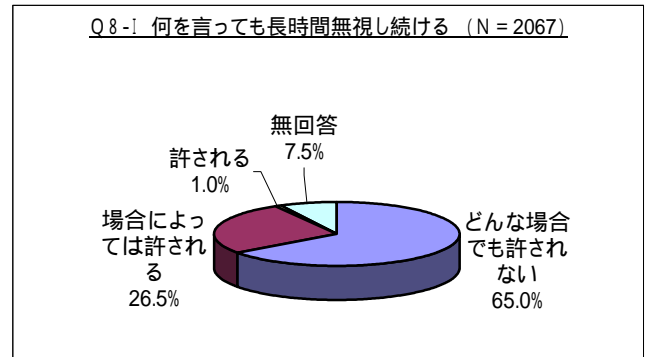
「どんな場合でも許されない」については、男性が56.4%に対して、女性は73.1%と女性が約17ポイント高くなっています。



3) 精神的に追いつめること

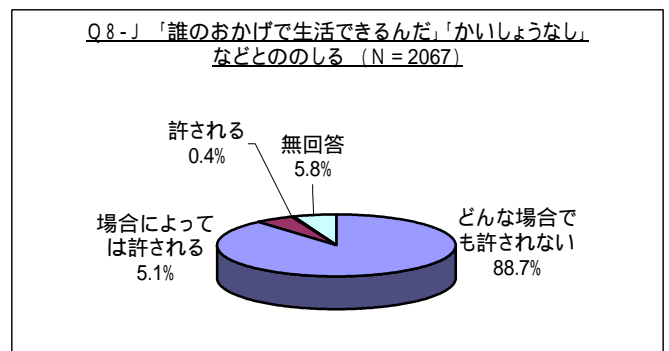
I 何を言っても長時間無視し続ける

「何を言っても長時間無視し続ける」行為については、「場合によっては許される」が26.5%、「許される」は1.0%で、許容範囲とする意見は27.5%と3割弱となりました。「どんな場合でも許されない」とする意見は65.0%と6割台にとどまっています。



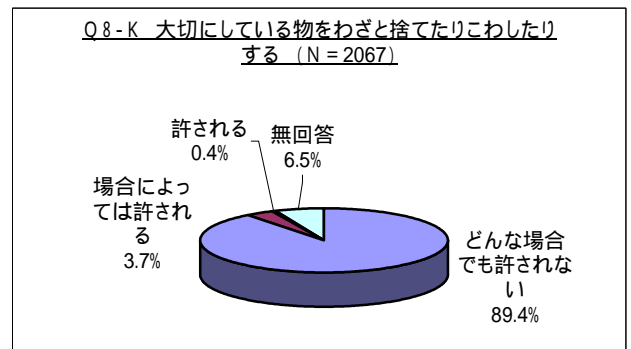
J 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などののしる

『誰のおかげで生活できるんだ』『かいしょうなし』『役立たず』『頭がおかしい』『死ね』などののしる」行為については、「場合によっては許される」が5.1%、「許される」は0.4%で、許容範囲とする意見は5.5%と1割を下回っています。「どんな場合でも許されない」とする意見は88.7%と9割弱でした。



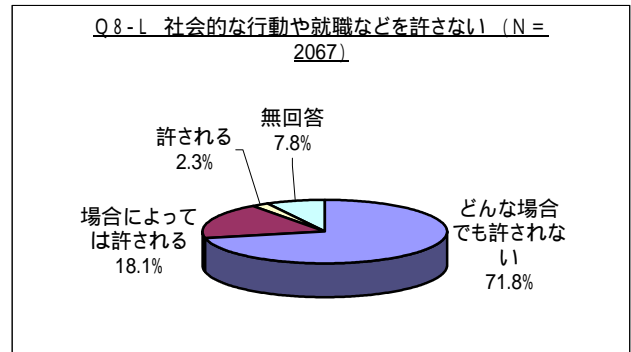
K 大切にしている物をわざと捨てたりこわしたりする

「大切にしている物をわざと捨てたりこわしたりする」行為については、「場合によっては許される」が3.7%、「許される」は0.4%で許容範囲とする意見は4.1%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は89.4%と約9割を占めています。



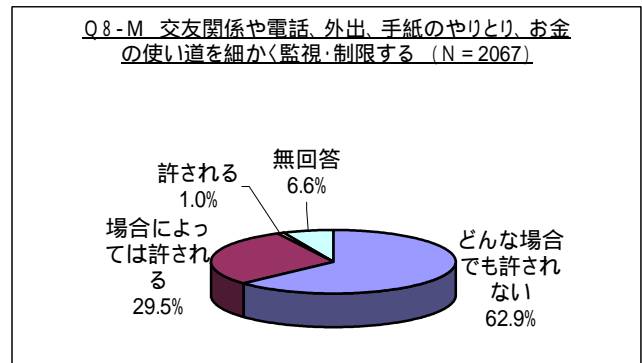
L 社会的な行動や就職などを許さない

「社会的な行動や就職などを許さない」行為については、「場合によっては許される」が18.1%、「許される」は2.3%で、許容範囲とする意見は20.4%と2割を占めています。「どんな場合でも許されない」とする意見は71.8%でした。



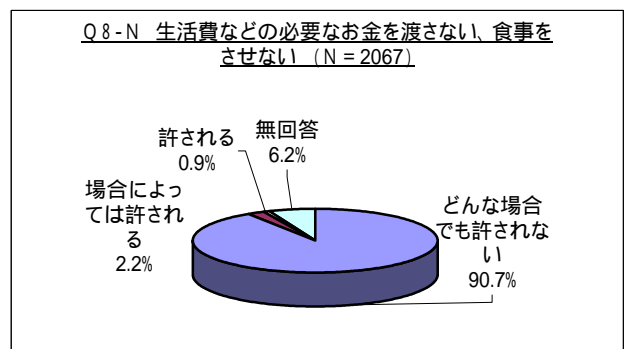
M 交友関係や電話、外出、手紙のやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する

「交友関係や電話、外出、手紙のやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する」行為については、「場合によっては許される」が29.5%、「許される」は1.0%で、許容範囲とする意見は30.5%と3割を占めています。「どんな場合でも許されない」とする意見は62.9%と6割台となっています。



N 生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない

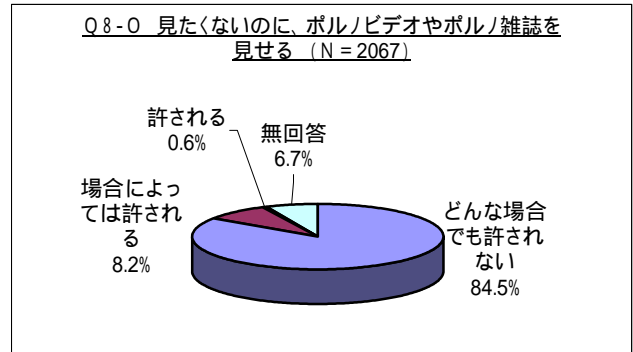
「生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない」行為については、「場合によっては許される」が2.2%、「許される」は0.9%で、許容範囲とする意見は3.1%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は90.7%と9割を超えています。



4) 性に関すること

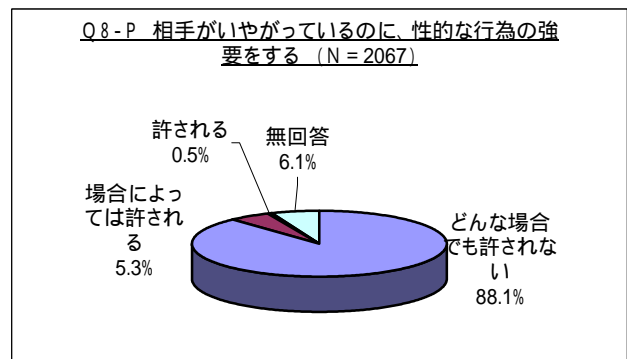
0 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」行為については、「場合によっては許される」が8.2%、「許される」は0.6%で、許容範囲とする意見は8.8%と1割を下回っています。「どんな場合でも許されない」とする意見は84.5%と8割強でした。



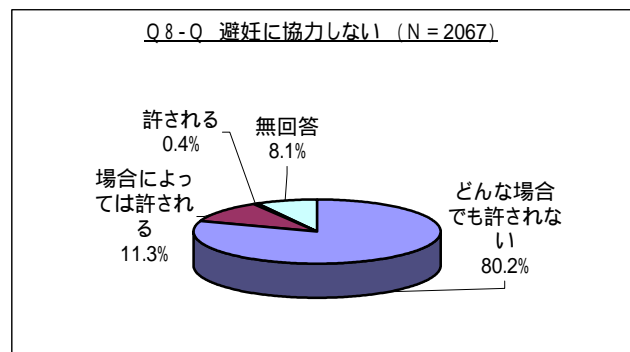
P 相手がいやがっているのに、性的な行為の強要をする

「相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する」行為については、「場合によっては許される」が5.3%、「許される」は0.5%で、許容範囲とする意見は5.8%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は88.1%と9割弱でした。



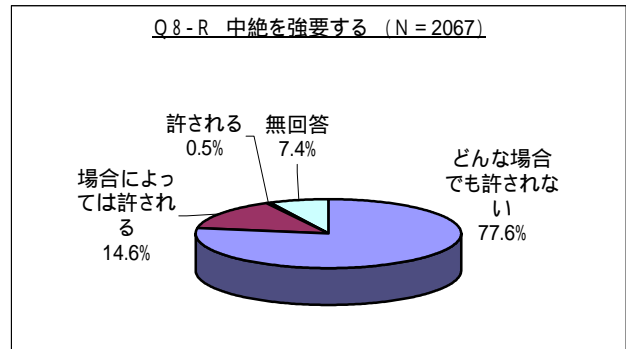
Q 避妊に協力しない

「避妊に協力しない」行為については、「場合によっては許される」が11.3%、「許される」は0.4%で、許容範囲とする意見は11.7%と1割を超えました。「どんな場合でも許されない」とする意見は80.2%でした。



R 中絶を強要する

「中絶を強要する」行為については、「場合によっては許される」が 14.6%、「許される」は 0.5%で、許容範囲とする意見は 15.1%でした。「どんな場合でも許されない」とする意見は 77.6%と 8 割弱となっています。



***総理府調査（平成11年度）との比較（参考）**

平成11年度に総理府（現・内閣府）が実施した「男女間における暴力に関する調査」における「夫婦の間で行われたことが暴力にあたるかどうか」という質問に対する回答と比較してみました。

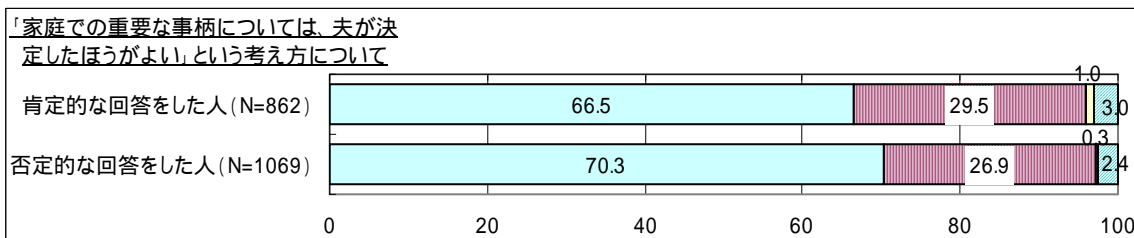
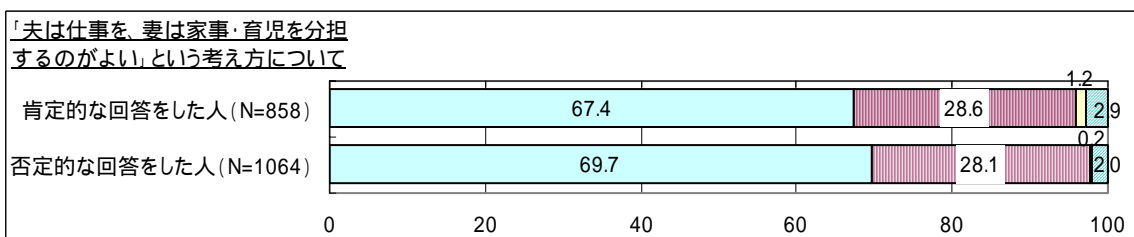
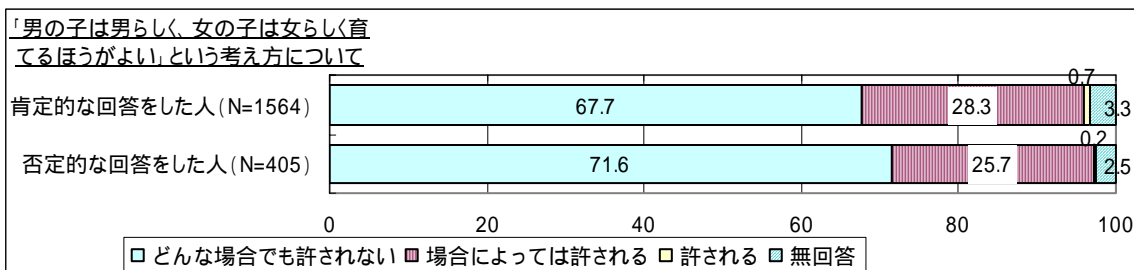
*（ ）は、総理府の設問項目。「 」は、調査の設問項目がないことを表す。
数字は、熊本県「どんな場合でも許さない」、総理府「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合。
（単位：％）

	熊本県（H14）	総理府（H11）
平手で打つ	67.2	55.8
足で蹴る	88.7	76.9
身体を傷つける可能性のある物でなぐる	93.2	88.9
「殺す」「怪我させる」などと言っておどす	90.8	
なぐるふりをして、おどす	74.9	45.1
刃物などを突きつけて、おどす	93.8	86.8
家具や食器、日用品を投げたりこわしたりしておどす	88.3	
大声でどなって威嚇する （大声でどなる）	65.4	29.5
何を言っても長時間無視し続ける	65.0	36.7
「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」「役立たず」「頭がおかしい」「死ね」などとののしる （「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」という）	88.7	39.4
大切にしている物をわざと捨てたりこわしたりする	89.4	
社会的な活動や就職などを許さない	71.8	
交友関係や電話、外出、手紙などのやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する （交友関係や電話を細かく監視する）	62.9	30.5
生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない	90.7	
見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	84.5	42.2
相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する	88.1	60.0
避妊に協力しない	80.2	
中絶を強要する	77.6	

ジェンダー意識の度合い別に、DV行為の許容度をみると、ジェンダーに対して否定的な回答をした人は、全体的にDVに対して許容できないという意識が高い傾向がうかがえます。以下は代表的な項目です。

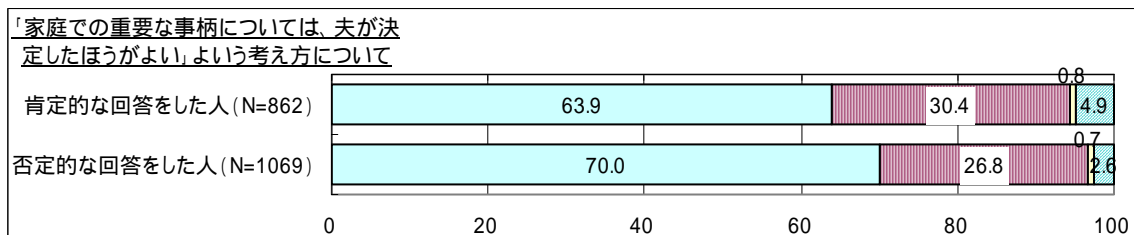
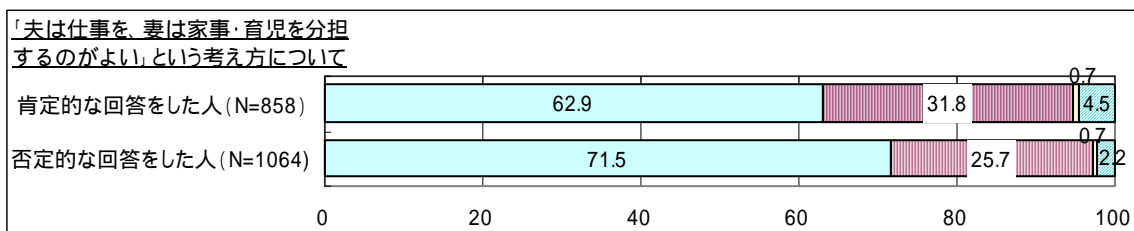
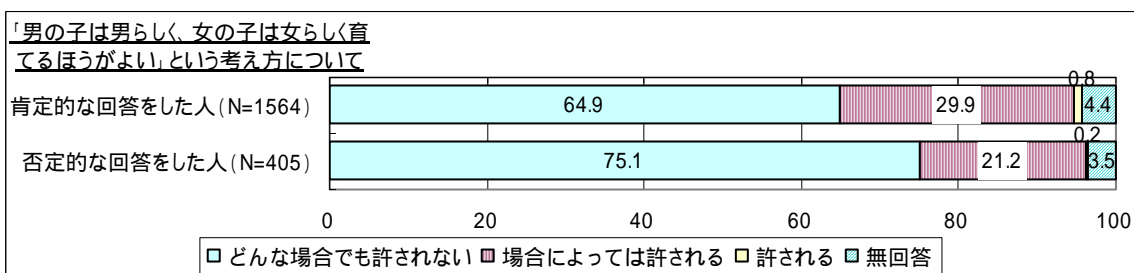
A 平手で打つ

(単位：%)



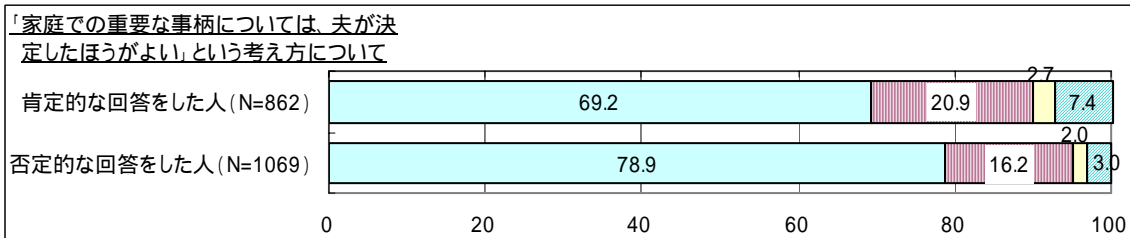
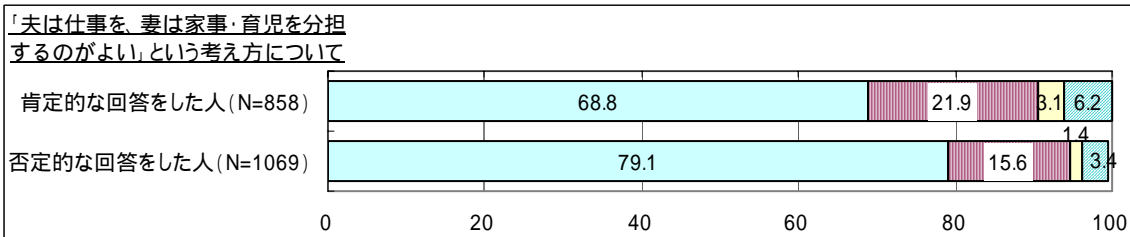
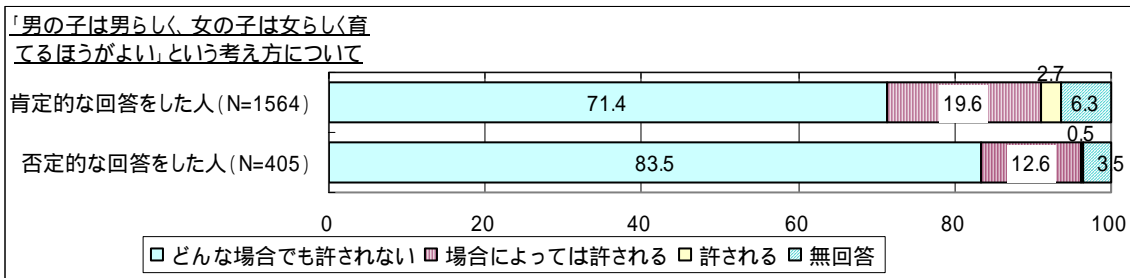
H 大声でどなって威嚇する

(単位：%)



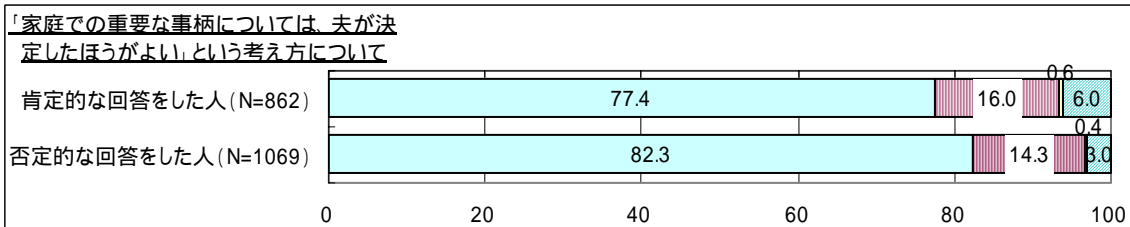
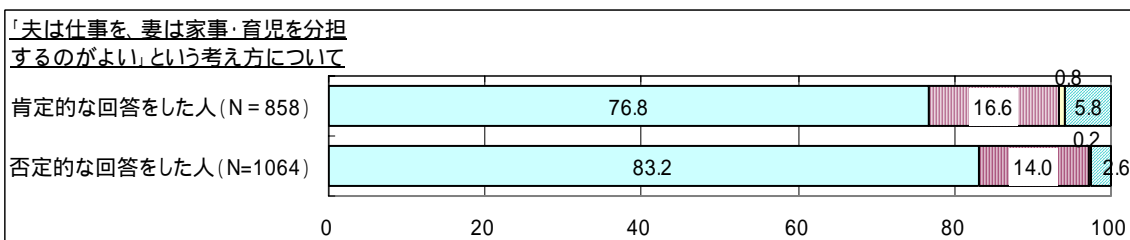
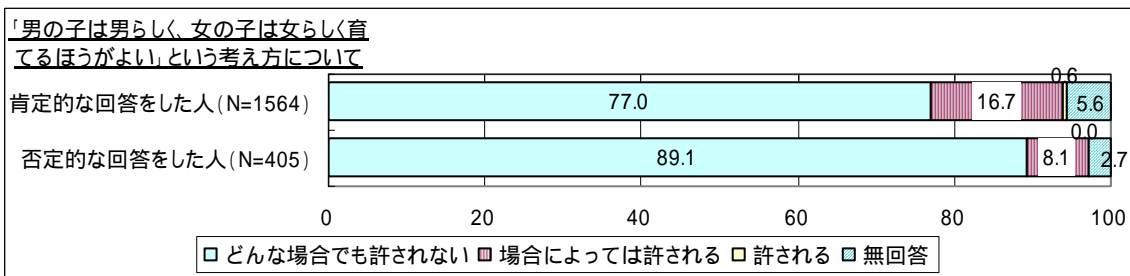
L 社会的な活動や就職などを許さない

(単位:%)



R 中絶を強要する

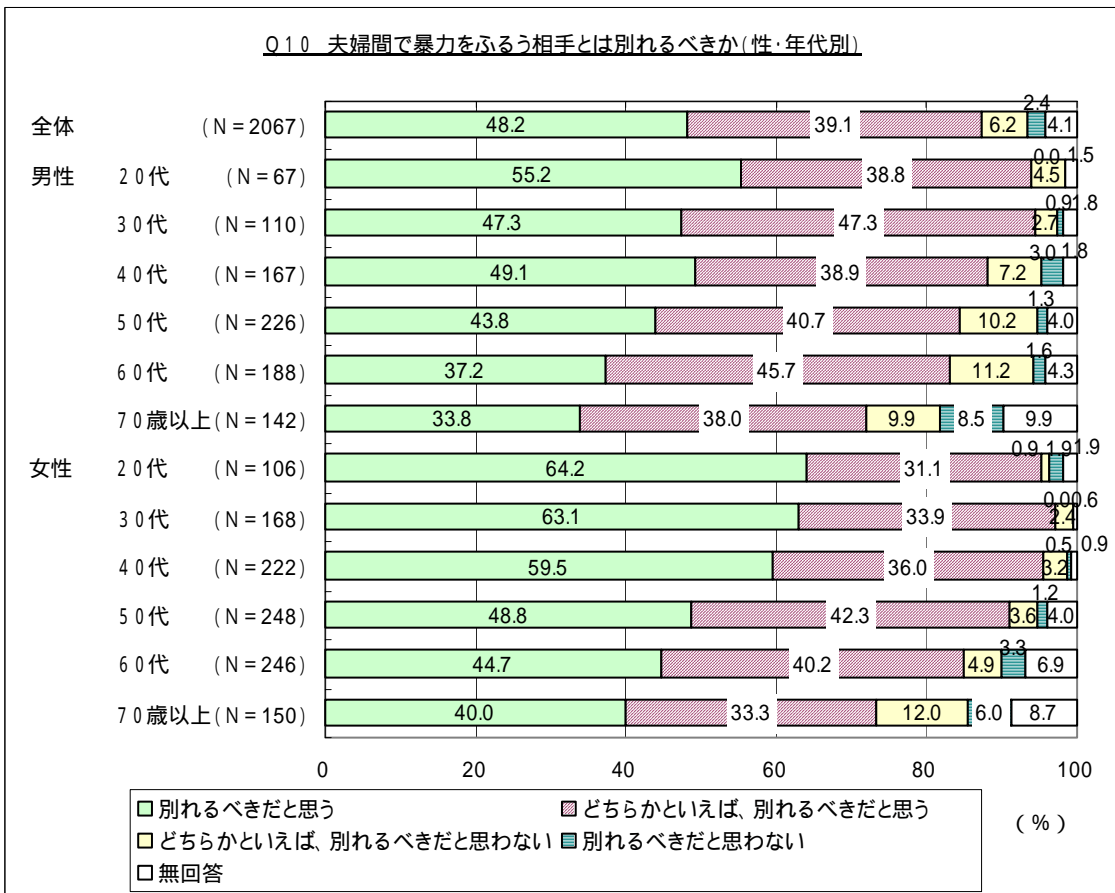
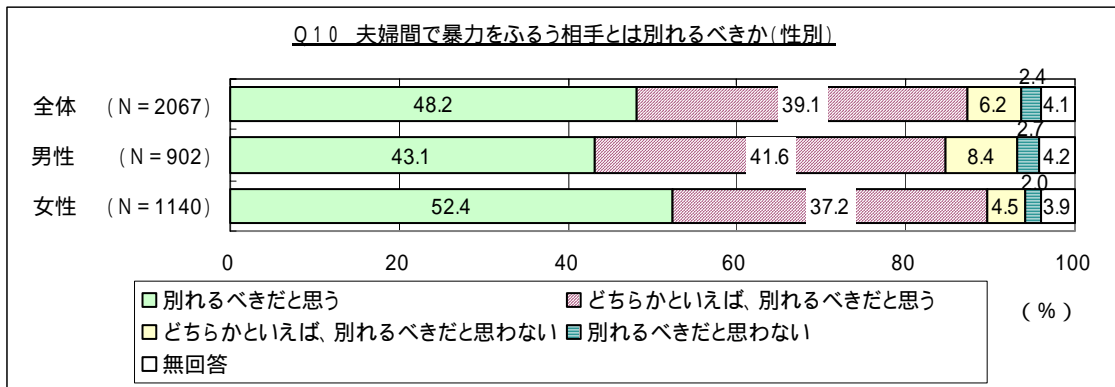
(単位:%)



(2) 夫婦間で暴力をふるう相手とは別れるべきか

「夫婦間で暴力をふるうような相手とは別れるべきか」についての意見を尋ねてみると、「別れるべきだと思う」が48.2%、「どちらかといえば、別れるべきだと思う」が39.1%で、合わせて約9割になります。逆に、「別れるべきだと思わない」は2.4%、「どちらかといえば、別れるべきだと思わない」は6.2%で、合わせて約1割でした。

「別れるべきだと思う」は、性別では男性が43.1%に対して、女性は52.4%と女性が約9ポイント高くなっています。性・年代別では20代男女、30代女性、40代女性で半数を超えています。若い年代に「別れるべき」という意見が多いようです。

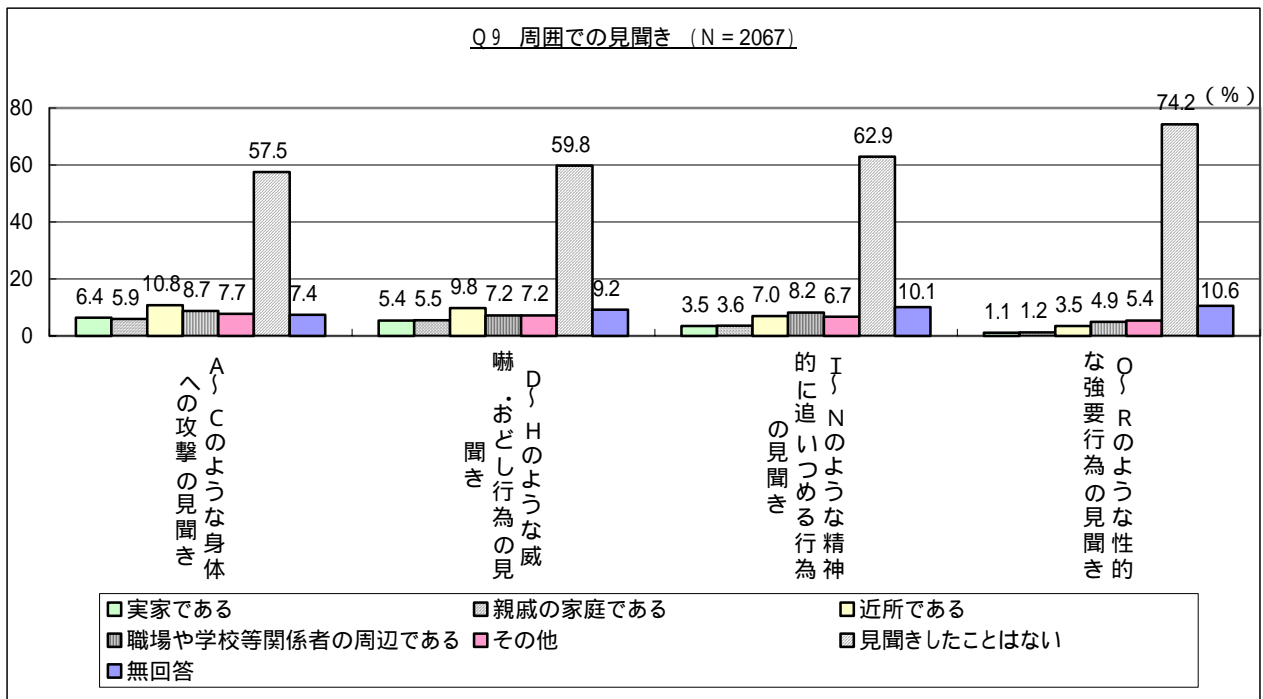


(3) 周辺での見聞きの有無

身体への攻撃や威嚇・おどしなどの暴力行為について、実家や近所などで見聞きしたことがあるかについて尋ねました。

「見聞きしたことがある」と回答した人の割合は、「身体への攻撃の見聞き」が 35.1%、「威嚇・おどし行為の見聞き」が 31.0%、「精神的に追いつめる行為の見聞き」が 27.0%、「性的な強要行為の見聞き」が 15.2%となっています。また、見聞きした場所については、全体的に「近所」、「職場や、学校等関係者の周辺」が上位に上がっています。

複数回答



- A 平手で打つ
- B 足で蹴る
- C 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- D 「殺す」「怪我させる」などと言っておどす
- E なぐるふりをして、おどす
- F 刃物などを突きつけて、おどす
- G 家具や食器、日用品を投げたりこわしたりしておどす
- H 大声でどなって威嚇する
- I 何を言っても長時間無視し続ける
- J 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などののしる
- K 大切にしている物をわざと捨てたりこわしたりする
- L 社会的な活動や就職などを許さない
- M 交友関係や電話、外出、手紙のやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する
- N 生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない
- O 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- P 相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する
- Q 避妊に協力しない
- R 中絶を強要する

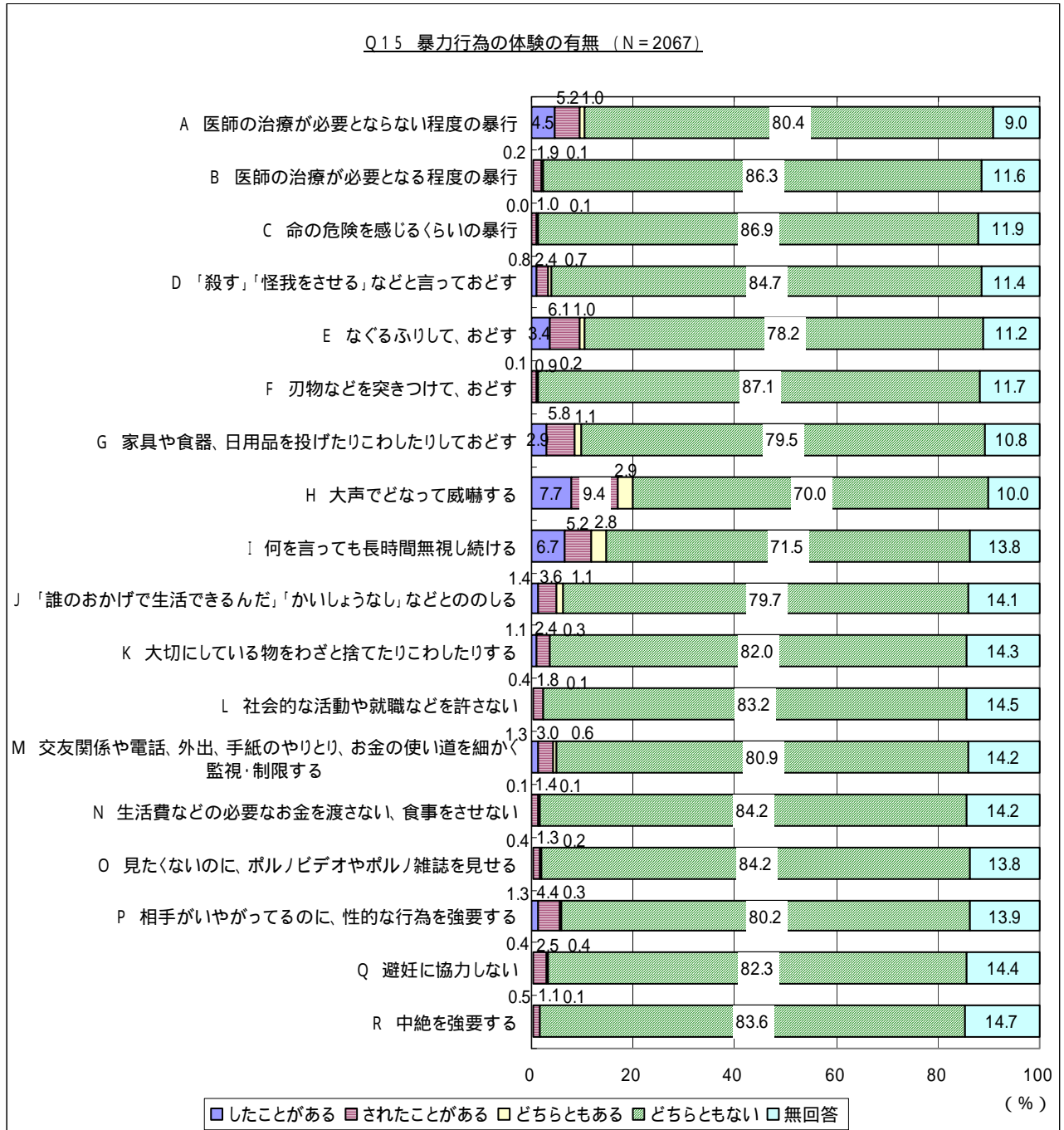
(4) DV行為の体験の有無

〔総括〕

18のDV行為について、実際に被害もしくは加害の体験があるかを尋ねました。

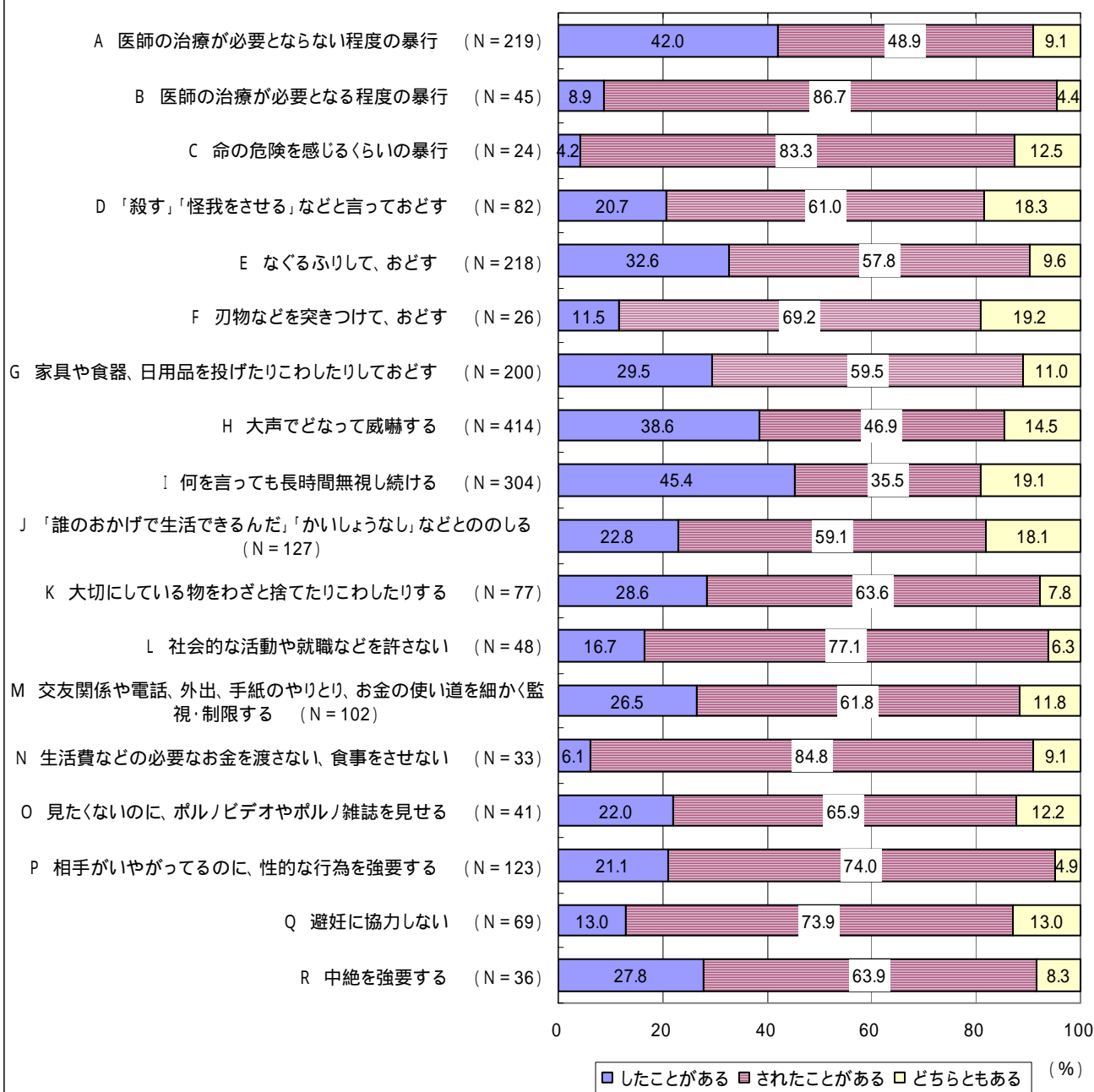
全体的には、「どちらともない」との回答が多く、どの項目も7割～9割を占めています。

また、各項目とも「無回答」が1割前後みられます。



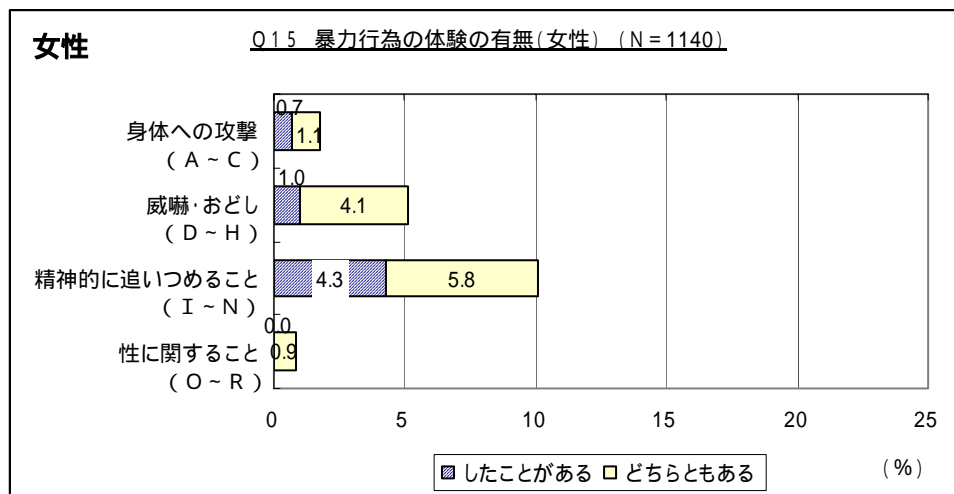
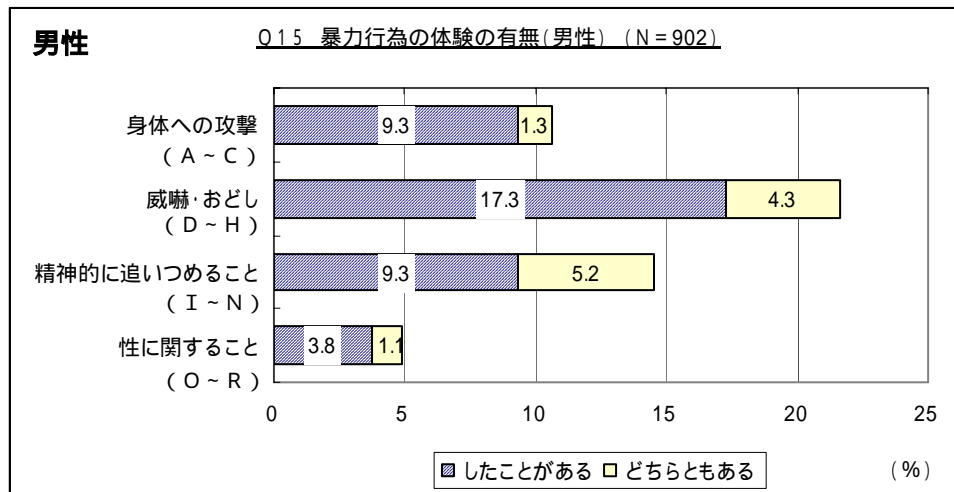
下記の図は、DV行為の体験者だけを取りだし、加害・被害の内訳の構成をみたものです。DV行為の体験者は多くても1割程度でしたが、全体的には被害者の割合が多くなっています。「したことがある」という加害体験が多いのは、「何を言っても長時間無視し続ける」(45.4%)、「医師の治療が必要にならない程度の暴行」(42.0%)、「大声でどなって威嚇する」(38.6%)と続いています。また、「されたことがある」という被害体験が多い項目では、「医師の治療が必要となる程度の暴行」(86.7%)、「生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない」(84.8%)、「命の危険を感じるくらいの暴行」(83.3%)と続いています。

Q15 暴力行為の体験(体験者のみ)



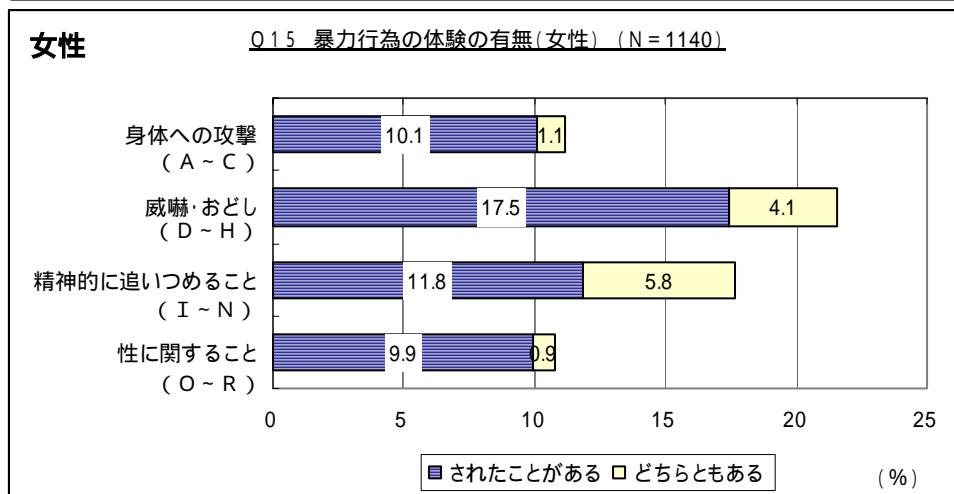
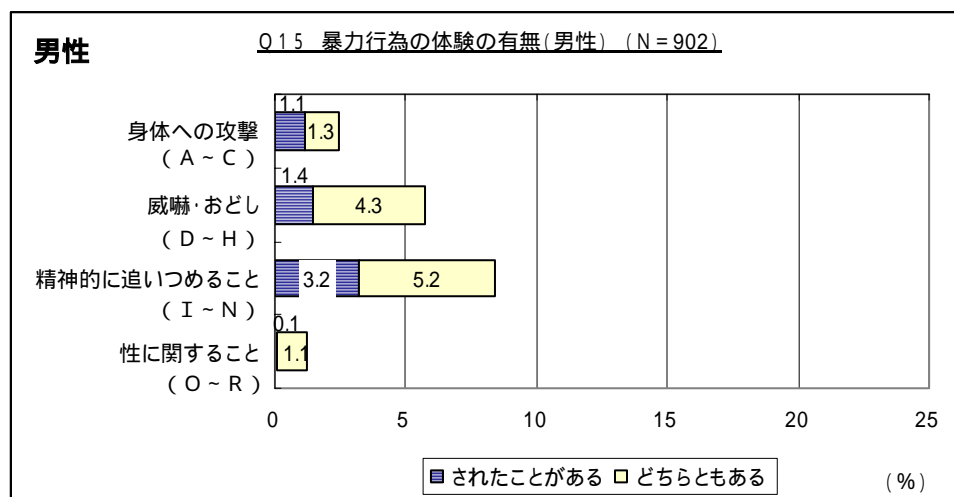
加害体験：男女別

AからRまでの暴力行為を4つの分類にまとめ、男女別で加害体験をみると、全体的に男性の加害体験が多くなっています。また、男性では「威嚇・おどし」の行為が多く、女性では「精神的に追いつめること」の行為が多くなっています。



被害体験：男女別

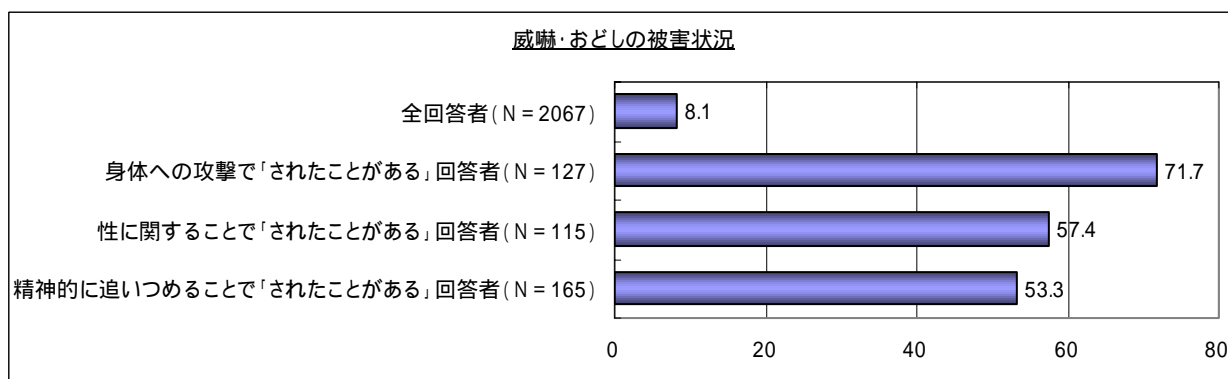
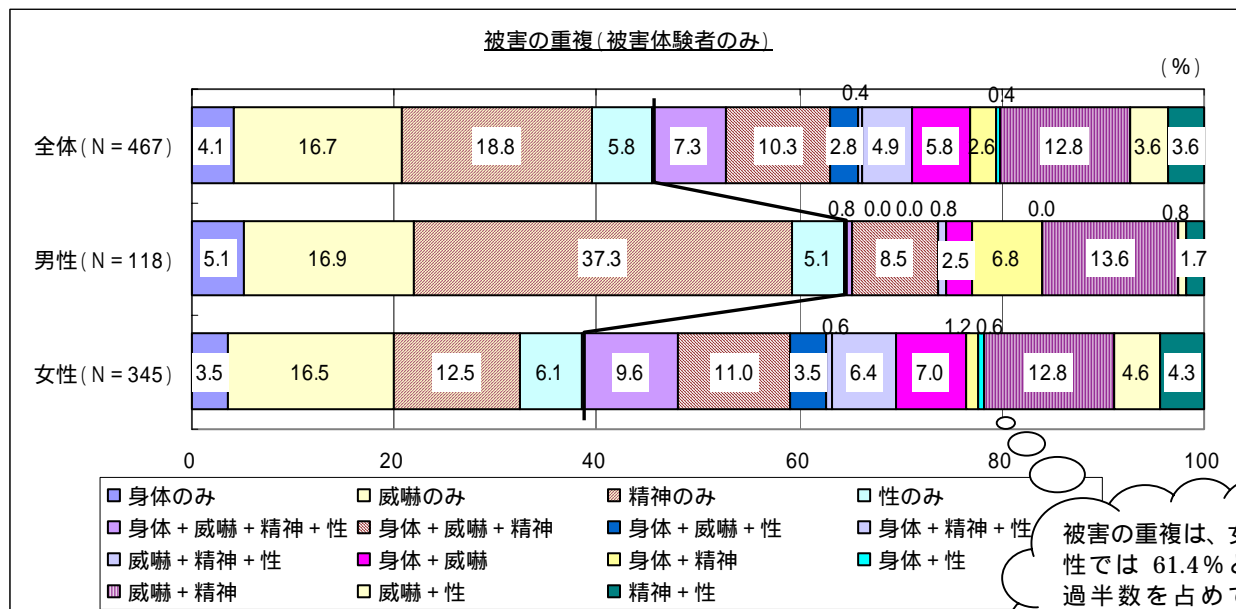
被害体験も4つの分類ごとに、男女別でみると、全体的に女性の被害体験が多くなっています。また、男性では「精神的に追いつめること」の行為が多く、女性では「威嚇・おどし」の行為が多くなっています。



被害の重複

DV被害を受けたことがある人の、被害類型間の重複（「身体への攻撃」「威嚇・おどし」「精神的に追いつめること」「性に関すること」といった分類別）についてみたところ、男性は、「精神的に追いつめることのみ」が37.3%と最も多く、次いで、「威嚇のみ」が16.9%、「威嚇+精神的に追いつめること」が13.6%でした。一方、女性は、「威嚇のみ」が16.5%と最も多く、次いで、「威嚇+精神的に追いつめること」が12.8%、「精神的に追いつめることのみ」が12.5%でした。特に「威嚇」については、他の分類の行為と重なって起こる率が高いという傾向がみられました。

また、被害が重複している割合（複合的な形のDV行為を受けている割合）は、男性が35.6%に対し女性が61.4%と約26ポイント高くなっていました。



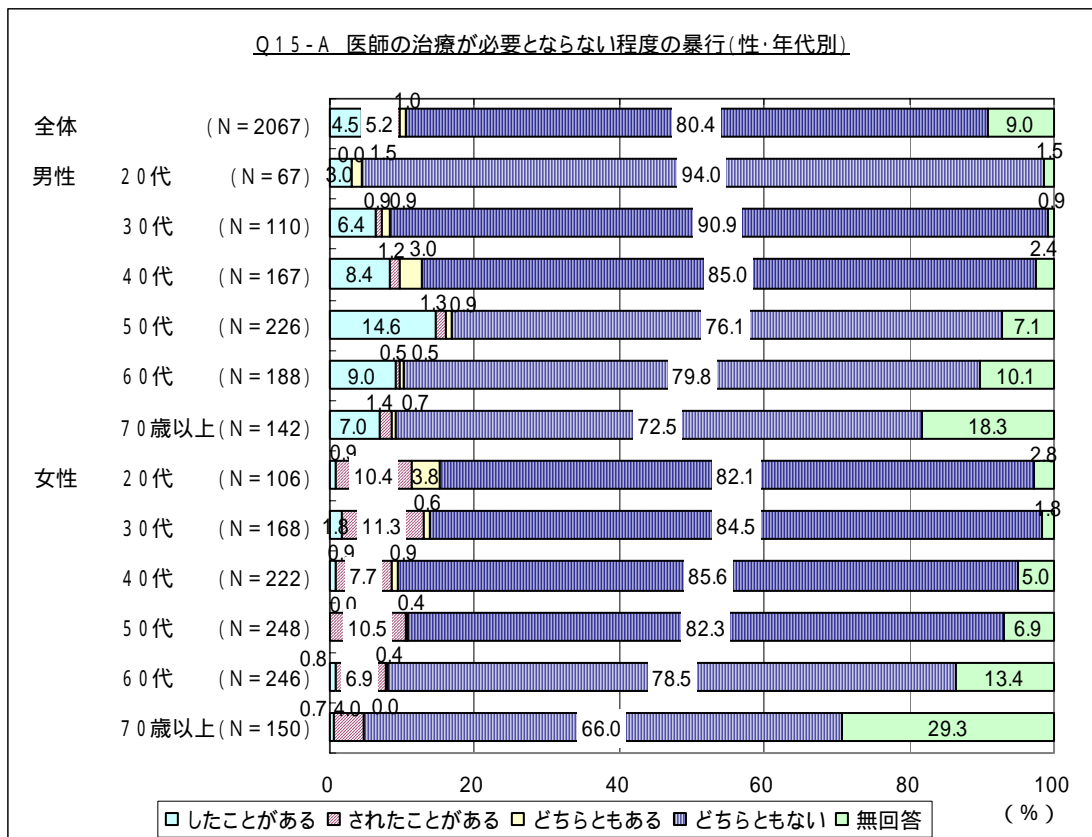
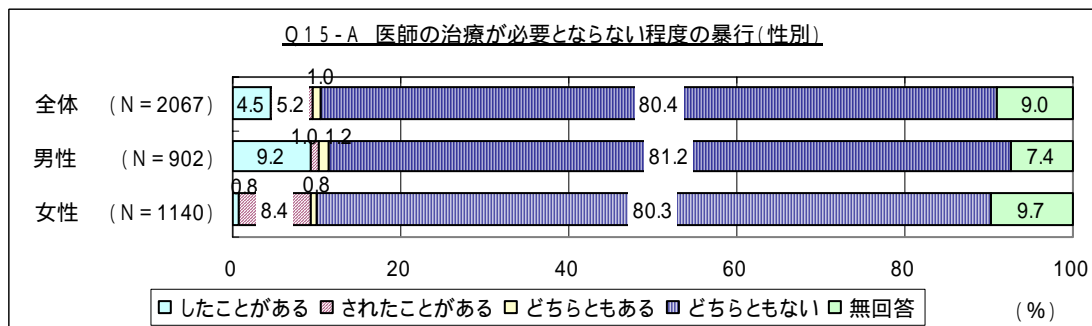
〔項目別分析〕

1) 身体への攻撃

A 医師の治療が必要とされない程度の暴行

「医師の治療が必要とされない程度の暴行」については、「したことがある」が4.5%、「されたことがある」が5.2%、「どちらともある」が1.0%で、加害・被害体験者は10.7%と1割となっています。

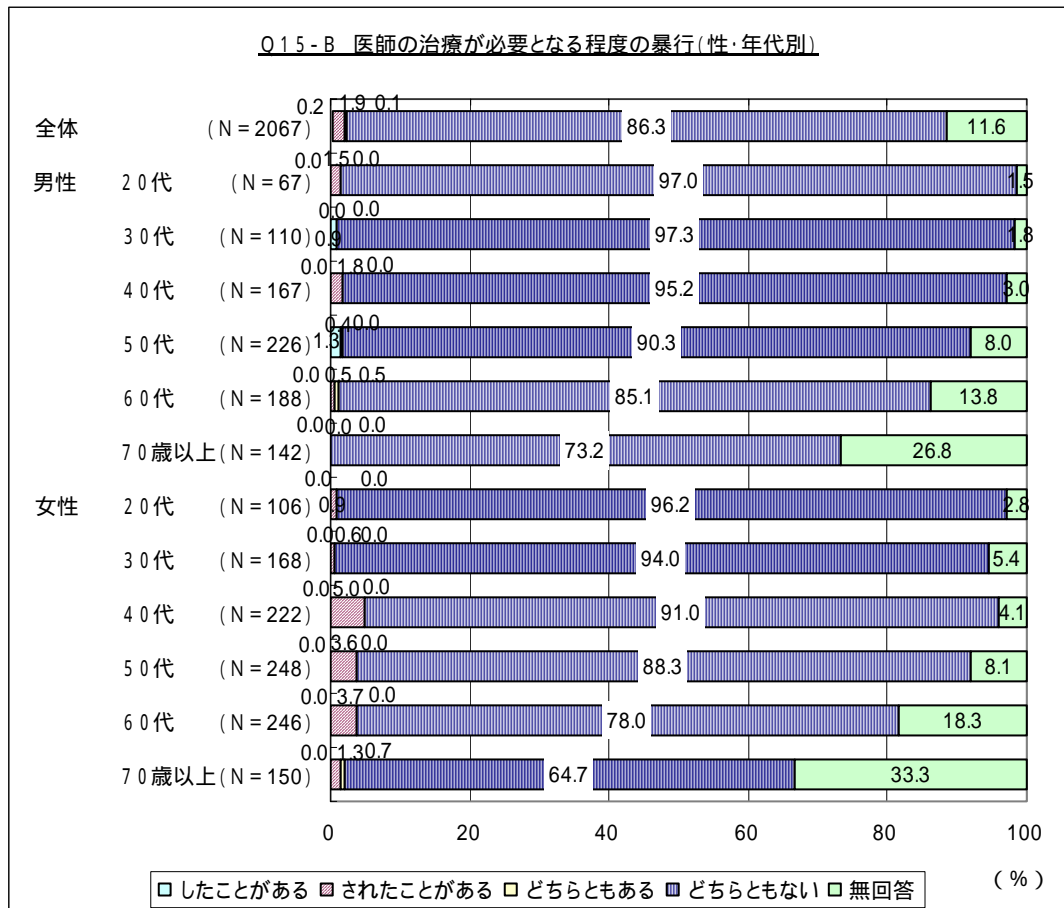
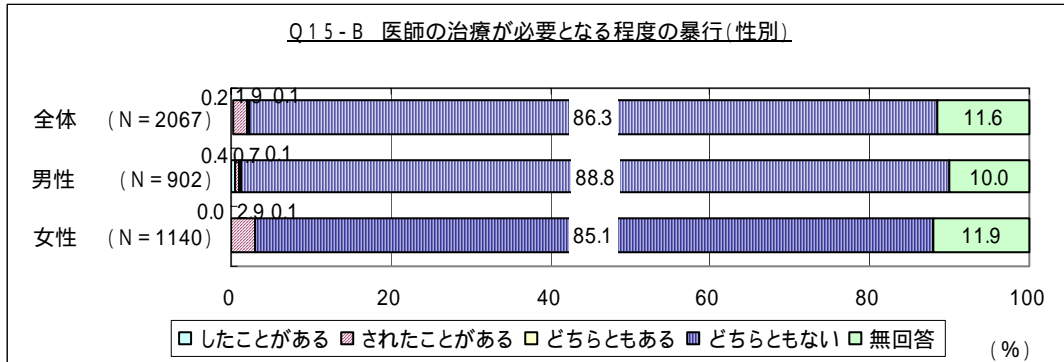
「したことがある」という加害体験を性別でみると、男性が9.2%、女性が0.8%で、特に、50代の男性が高くなっています。一方、「されたことがある」という体験では、女性が8.4%、男性が1.0%で、特に20代、30代、50代の女性が高くなっています。



B 医師の治療が必要となる程度の暴行

「医師の治療が必要となる程度の暴行」については、「したことがある」が0.2%、「されたことがある」が1.9%、「どちらともある」が0.1%で、加害・被害の体験者は2.2%でした。

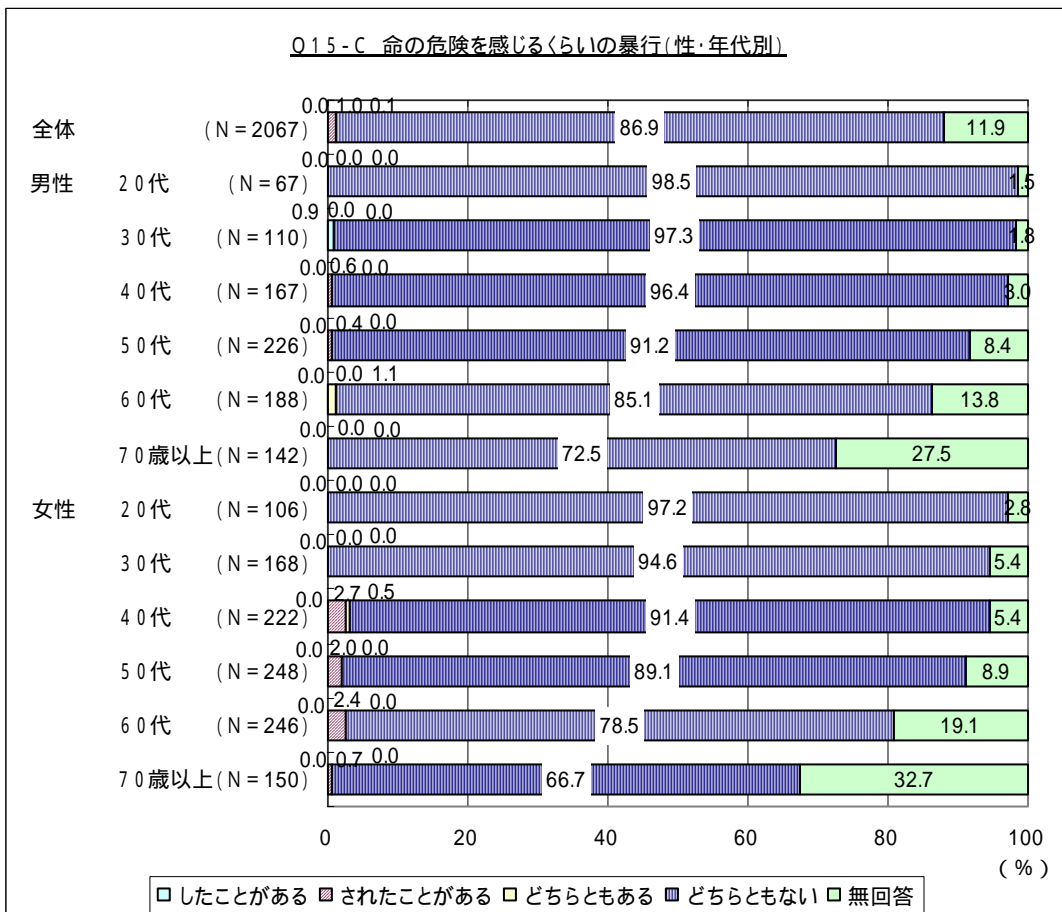
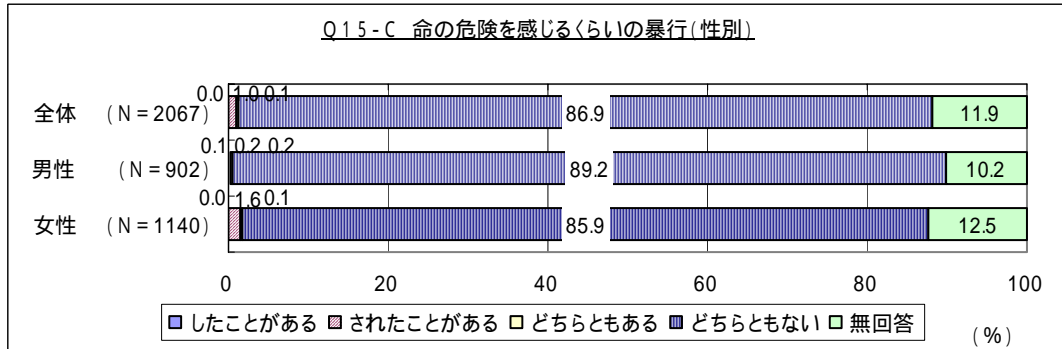
「されたことがある」という被害体験では、40代～60代の女性が他の年代よりも高くなっています。



C 命の危険を感じるくらいの暴行

「命の危険を感じるくらいの暴行」については、「したことがある」が0%、「されたことがある」が1.0%、「どちらともある」が0.1%で、体験者は1.1%でした。

「したことがある」は男性0.1%、女性0%、「されたことがある」は男性0.2%、女性1.6%という構成でした。女性の被害体験者は実数では18人で、40代～60代に集中しています。なお、「どちらともある」は男性2人、女性1人でした。

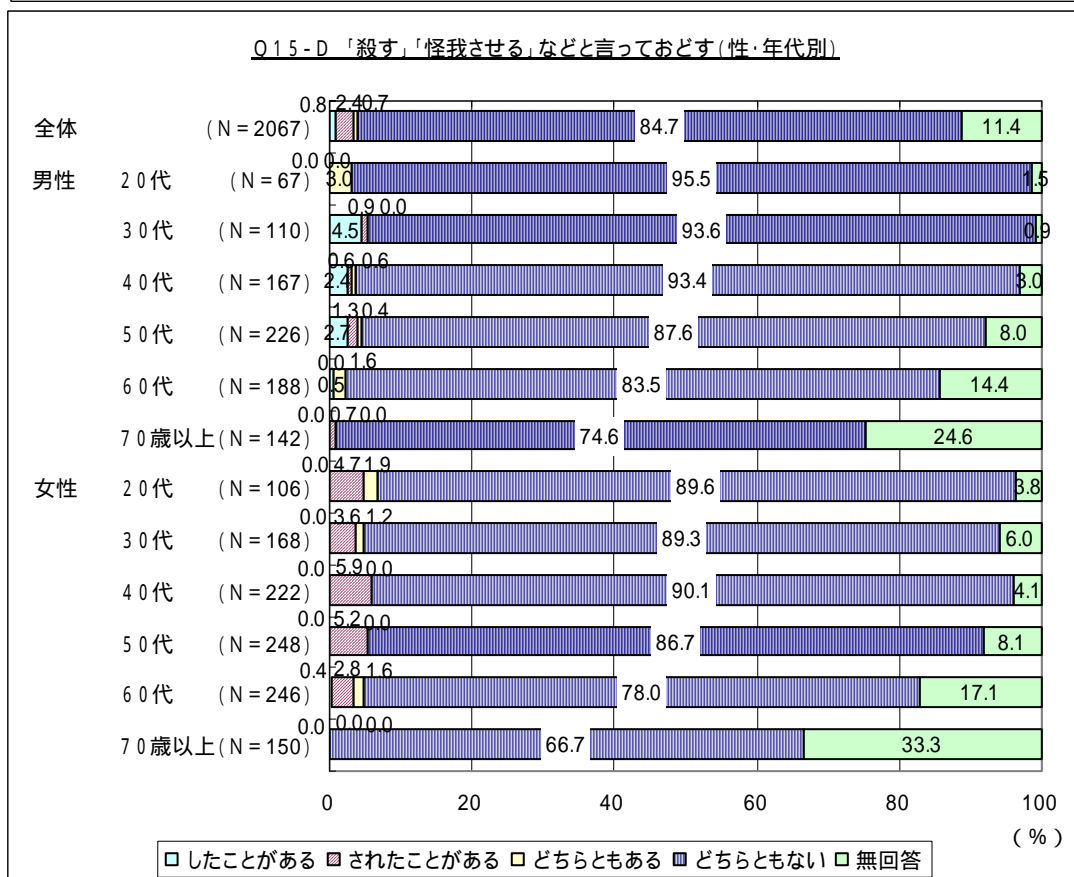
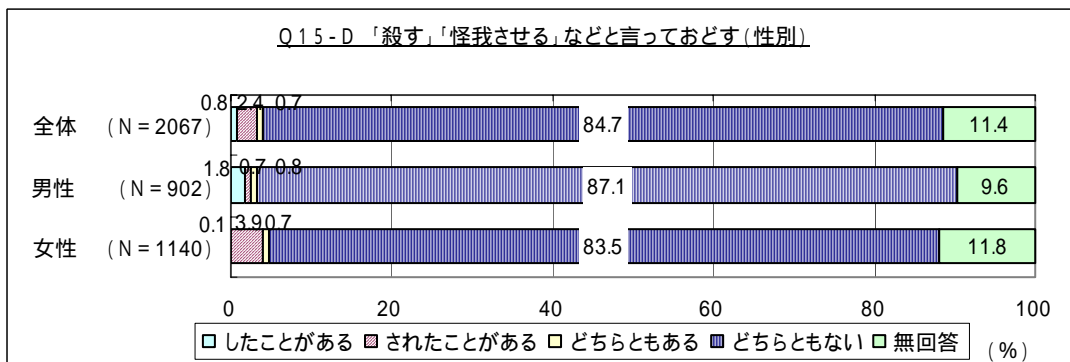


2) 威嚇・おどし

D 「殺す」「怪我させる」などと言っておどす

「『殺す』『怪我させる』などと言っておどす」行為については、「したことがある」が0.8%、「されたことがある」が2.4%、「どちらともある」が0.7%で、体験者は3.9%でした。

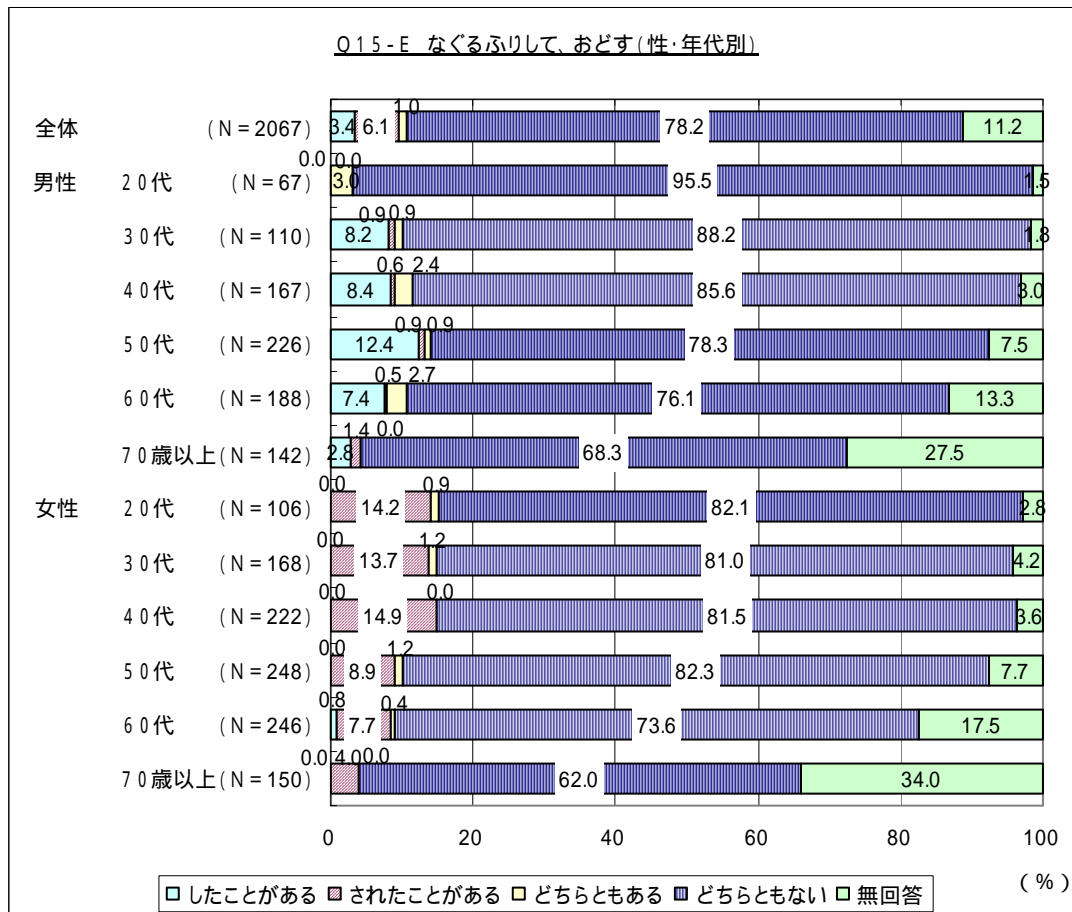
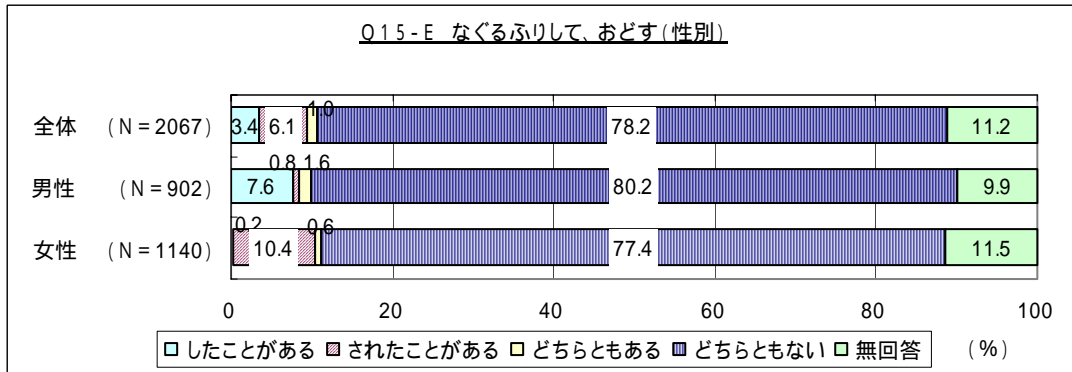
性別で見ると、加害体験は男性、被害体験は女性に多いことがうかがえます。また、20代や40代、50代の女性の被害体験割合が高くなっています。



E なぐるふりして、おどす

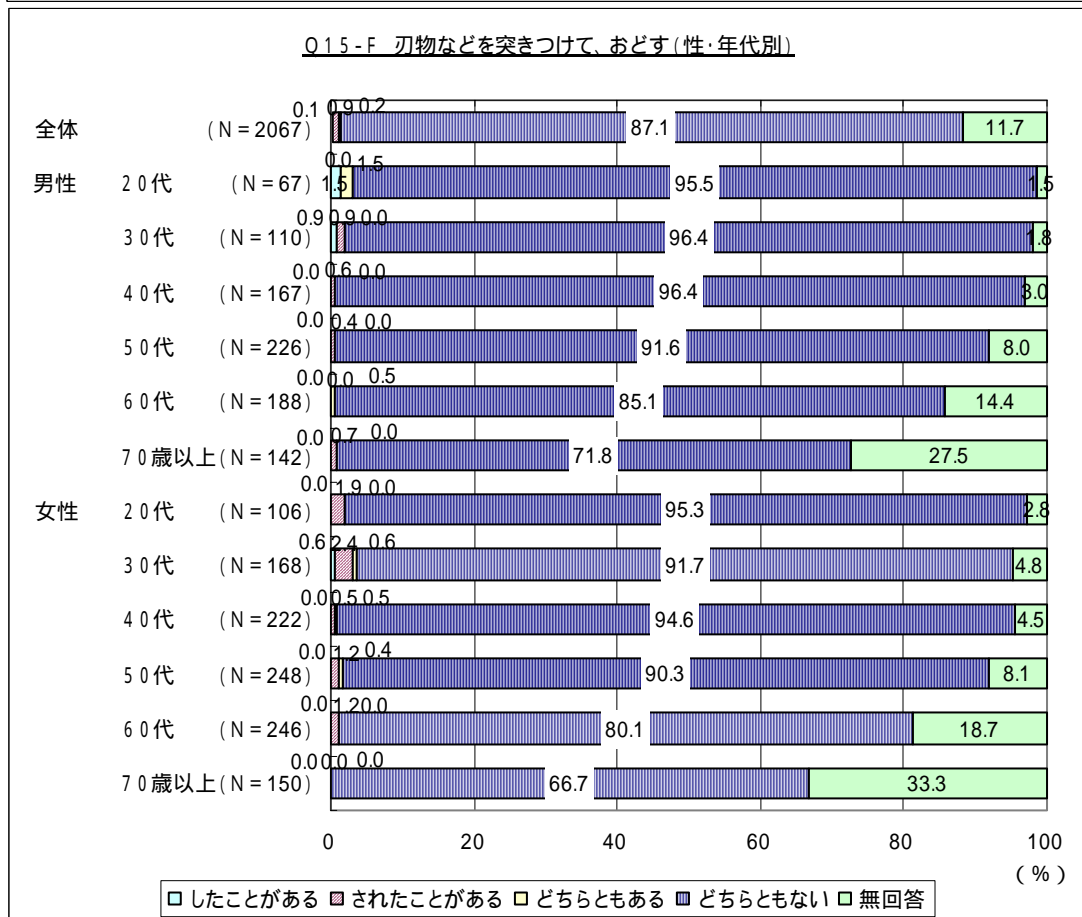
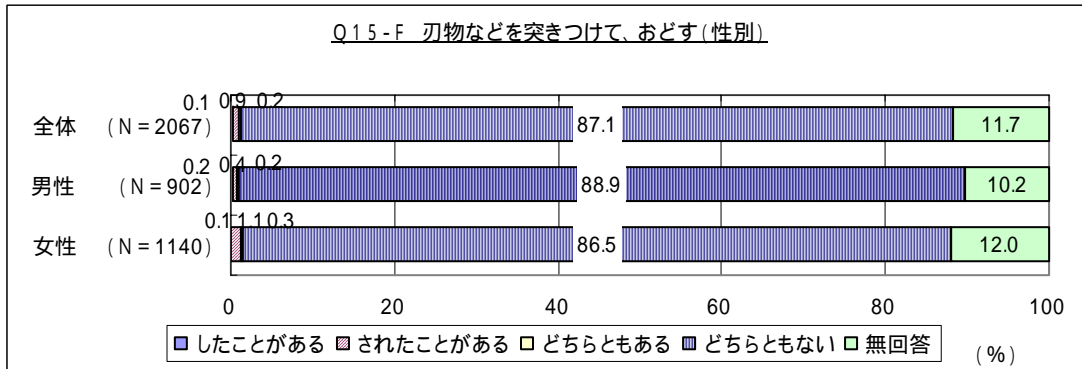
「なぐるふりして、おどす」では、「したことがある」が3.4%、「されたことがある」が6.1%、「どちらともある」が1.0%で、体験者は10.5%と1割を超えています。

「したことがある」では、男性が7.6%に対して、女性が0.2%とほとんどが男性でした。「されたことがある」では、男性が0.8%に対して、女性は10.4%とほとんどが女性となっています。特に20代～40代の女性に多くみられます。



F 刃物などを突きつけて、おどす

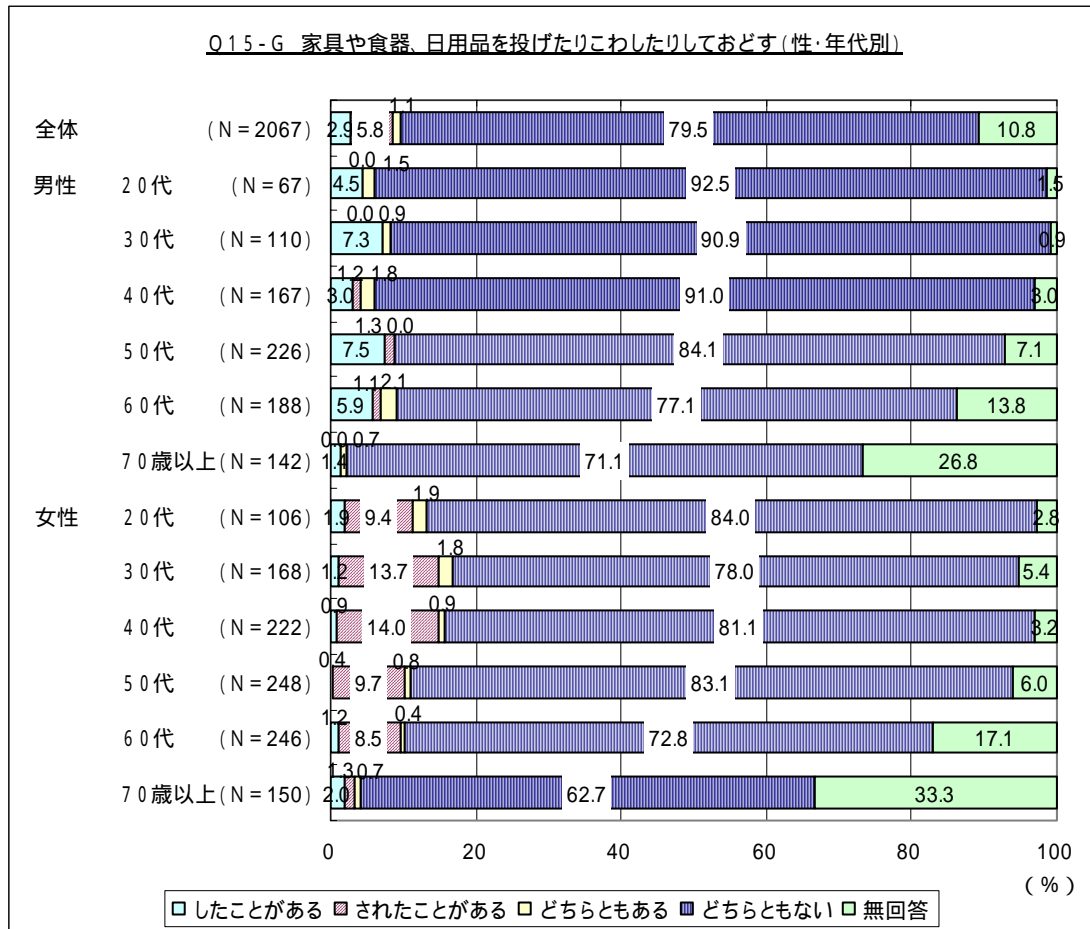
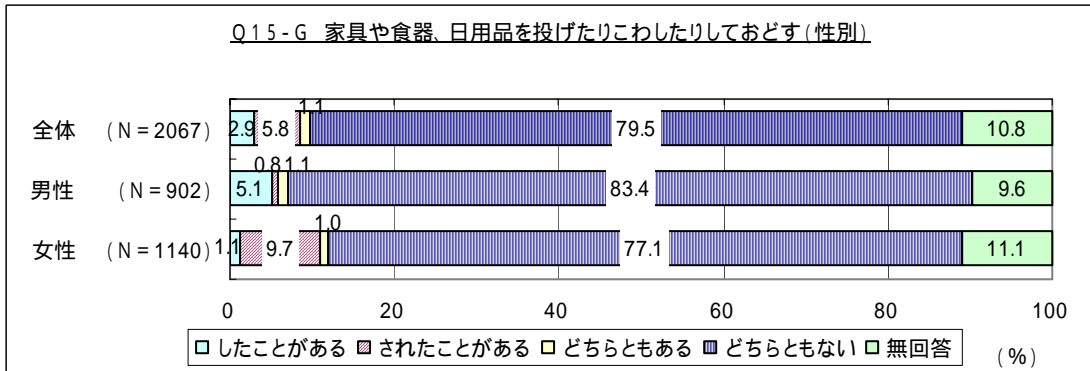
「刃物などを突きつけて、おどす」行為については、「したことがある」が0.1%、「されたことがある」が0.9%、「どちらともある」が0.2%で、体験者は1.2%でした。なお、「されたことがある」は、男性が0.4%、女性が1.1%でした。



G 家具や食器、日用品を投げたりこわしたりしておどす

「家具や食器、日用品を投げたりこわしたりしておどす」行為については、「したことがある」が 2.9%、「されたことがある」が 5.8%、「どちらともある」が 1.1%で、体験者は 9.8%と約 1 割を占めています。

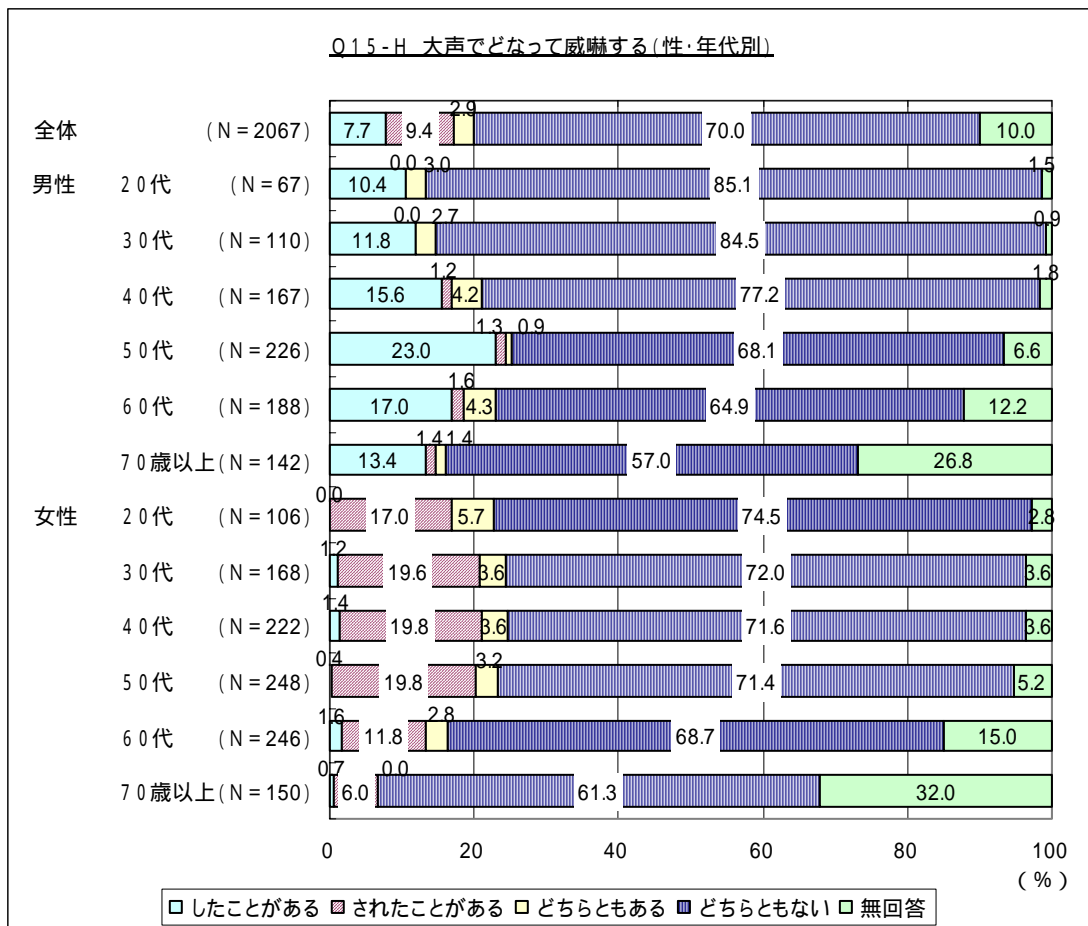
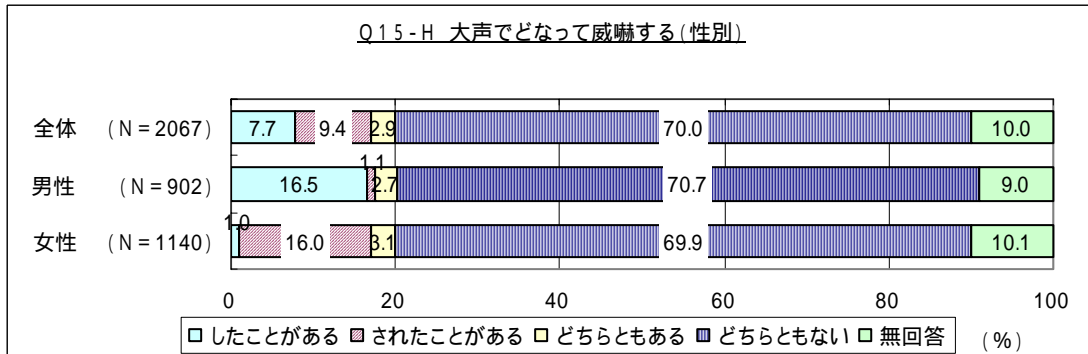
「されたことがある」とする被害体験は、男性が 0.8%に対して、女性が 9.7%と、ほとんどが女性となっています。



H 大声でどなって威嚇する

「大声でどなって威嚇する」行為については、「したことがある」が7.7%、「されたことがある」が9.4%、「どちらともある」が2.9%で、体験者は20.0%と2割を占めています。

「したことがある」では、男性が16.5%に対して、女性1.0%とほとんどが男性であり、一方、「されたことがある」では男性が1.1%に対して、女性は16.0%とほとんどが女性となっています。

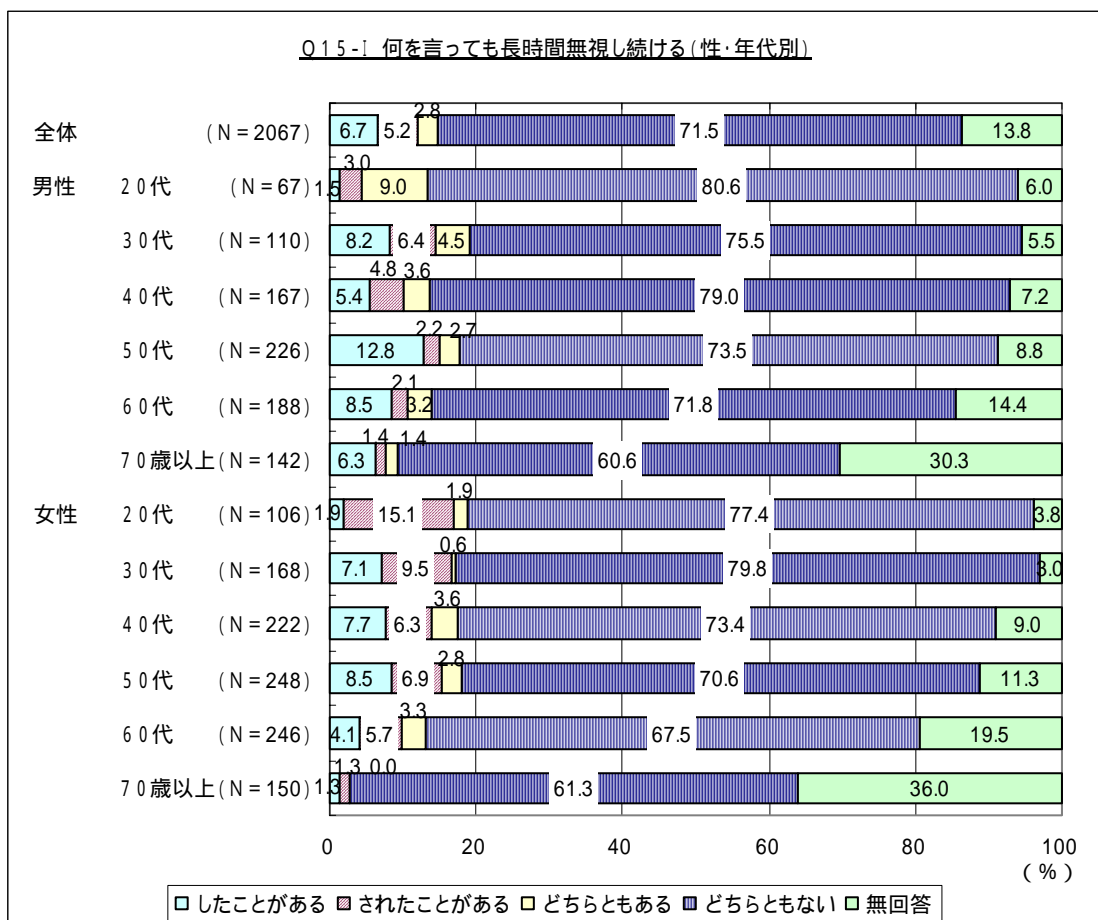
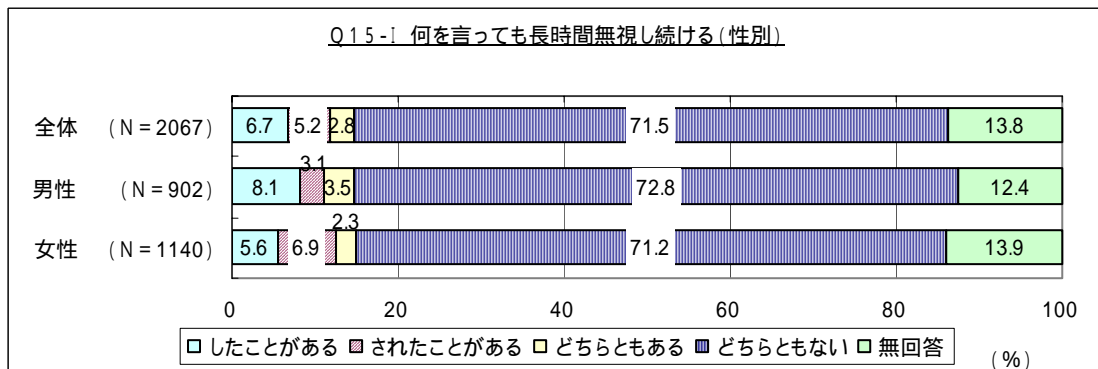


3) 精神的に追いつめること

I 何を言っても長時間無視し続ける

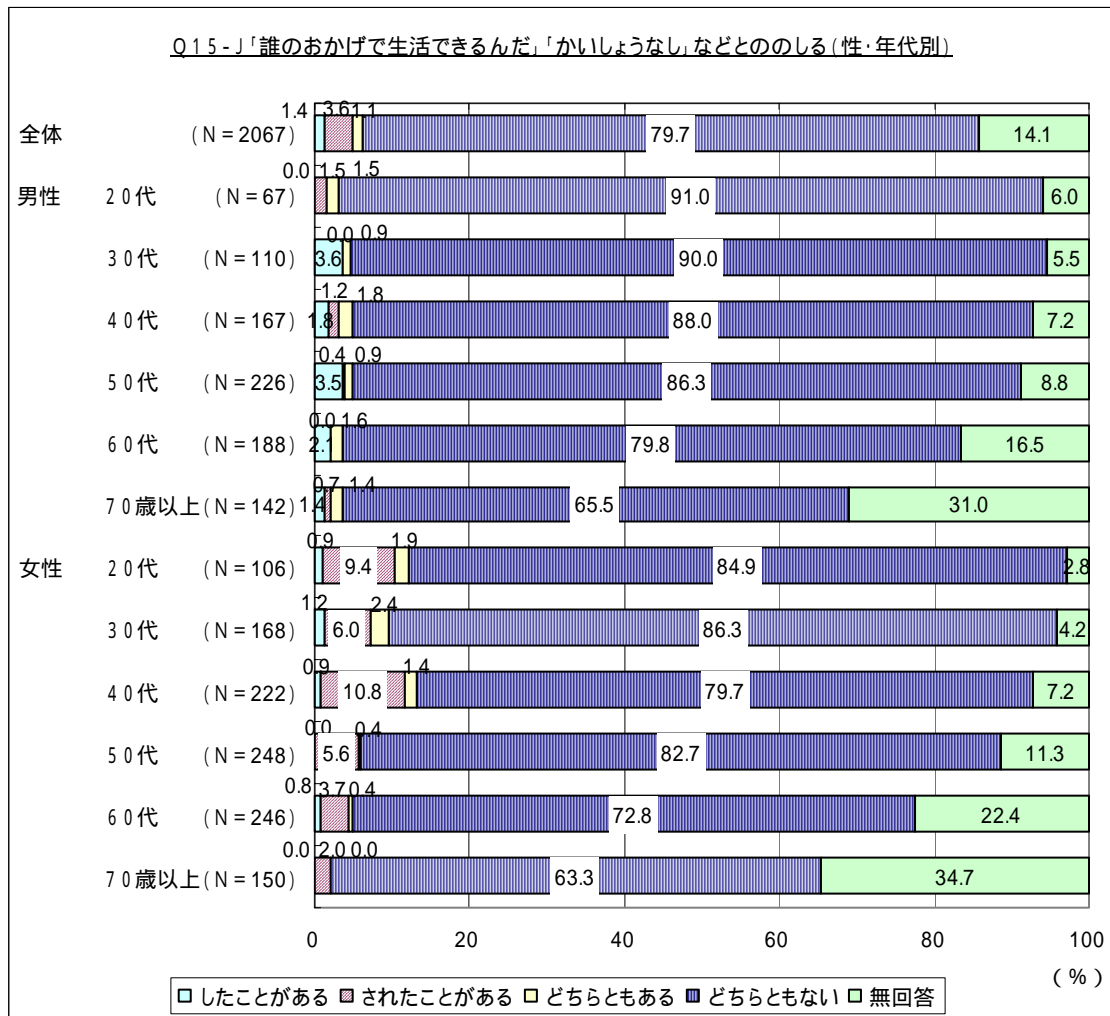
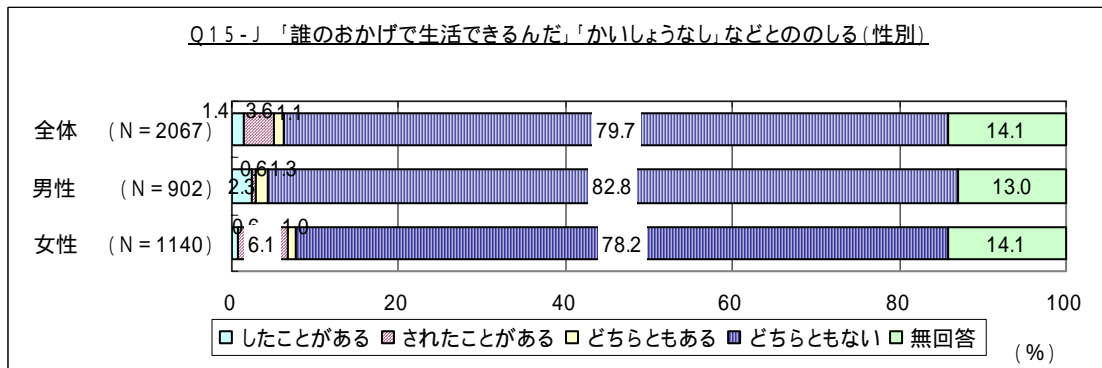
「何を言っても長時間無視し続ける」行為については、「したことがある」が6.7%、「されたことがある」が5.2%、「どちらともある」が2.8%で、体験者は14.7%と1割を超えています。

「されたことがある」とする被害体験は、特に20代女性に多くみられました。



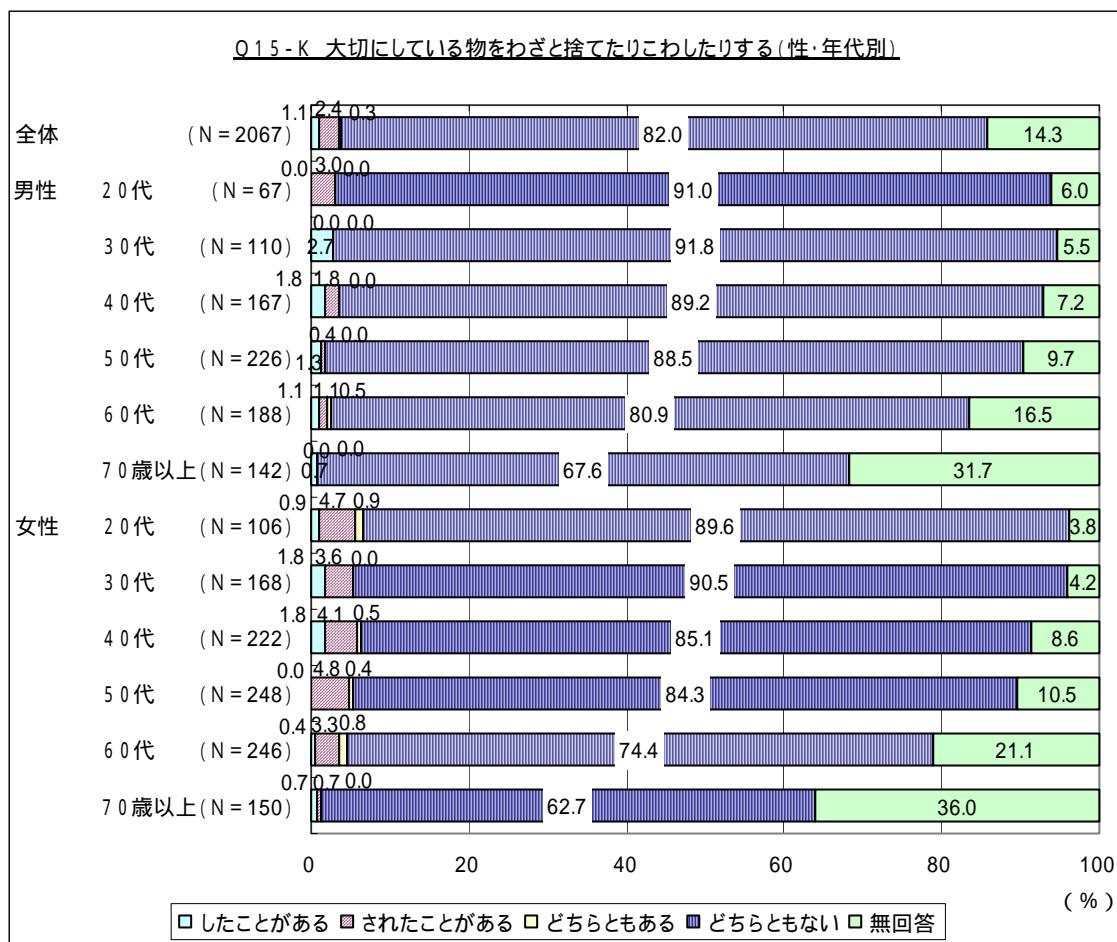
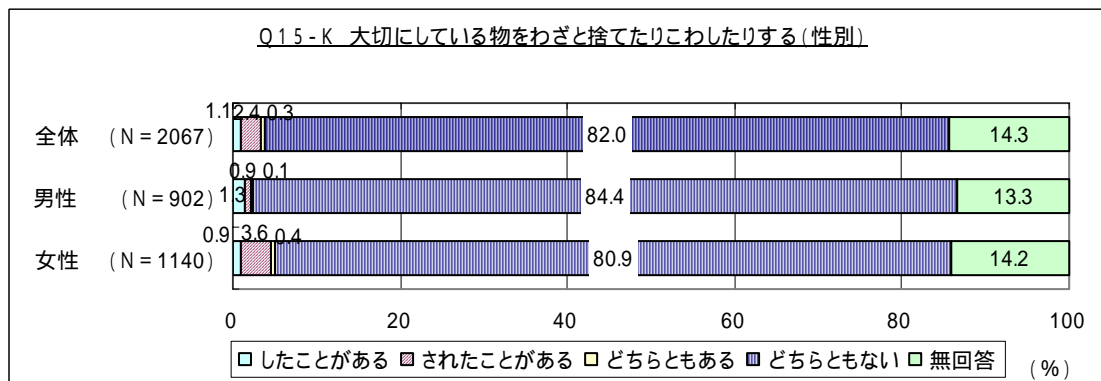
J「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などとののしる

「『誰のおかげで生活できるんだ』『かいしょうなし』『役立たず』『頭がおかしい』『死ね』などとののしる」行為については、「したことがある」が1.4%、「されたことがある」が3.6%、「どちらともある」が1.1%で、体験者は6.1%でした。なお、「されたことがある」は、男性が0.6%、女性が6.1%でした。



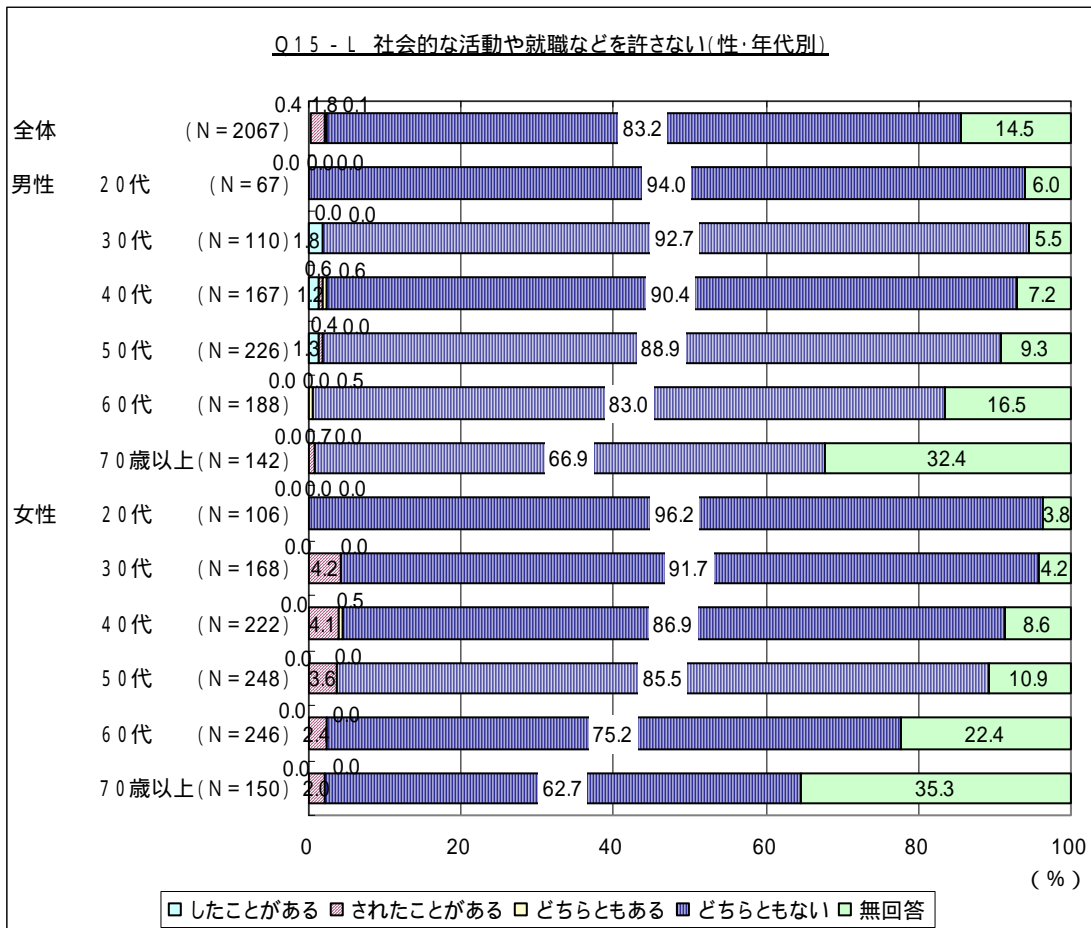
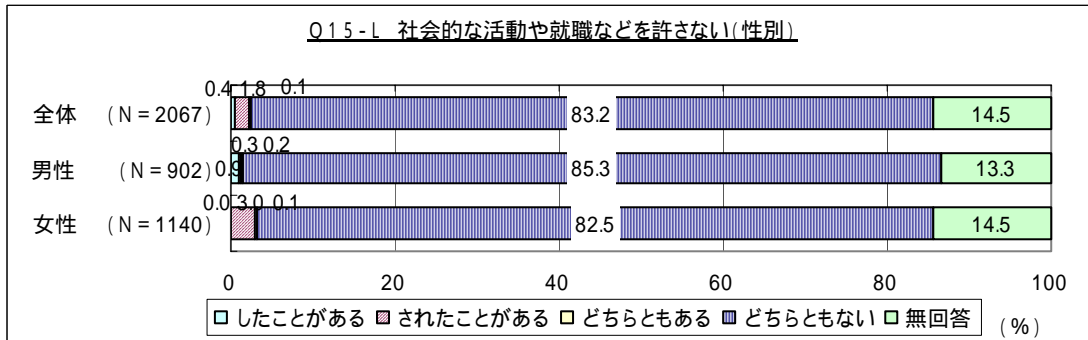
k 大切にしている物をわざと捨てたりこわしたりする

「大切にしている物をわざと捨てたりこわしたりする」行為については、「したことがある」が1.1%、「されたことがある」が2.4%、「どちらともある」が0.3%で、体験者は3.8%でした。なお、「されたことがある」は、男性が0.9%、女性が3.6%でした。



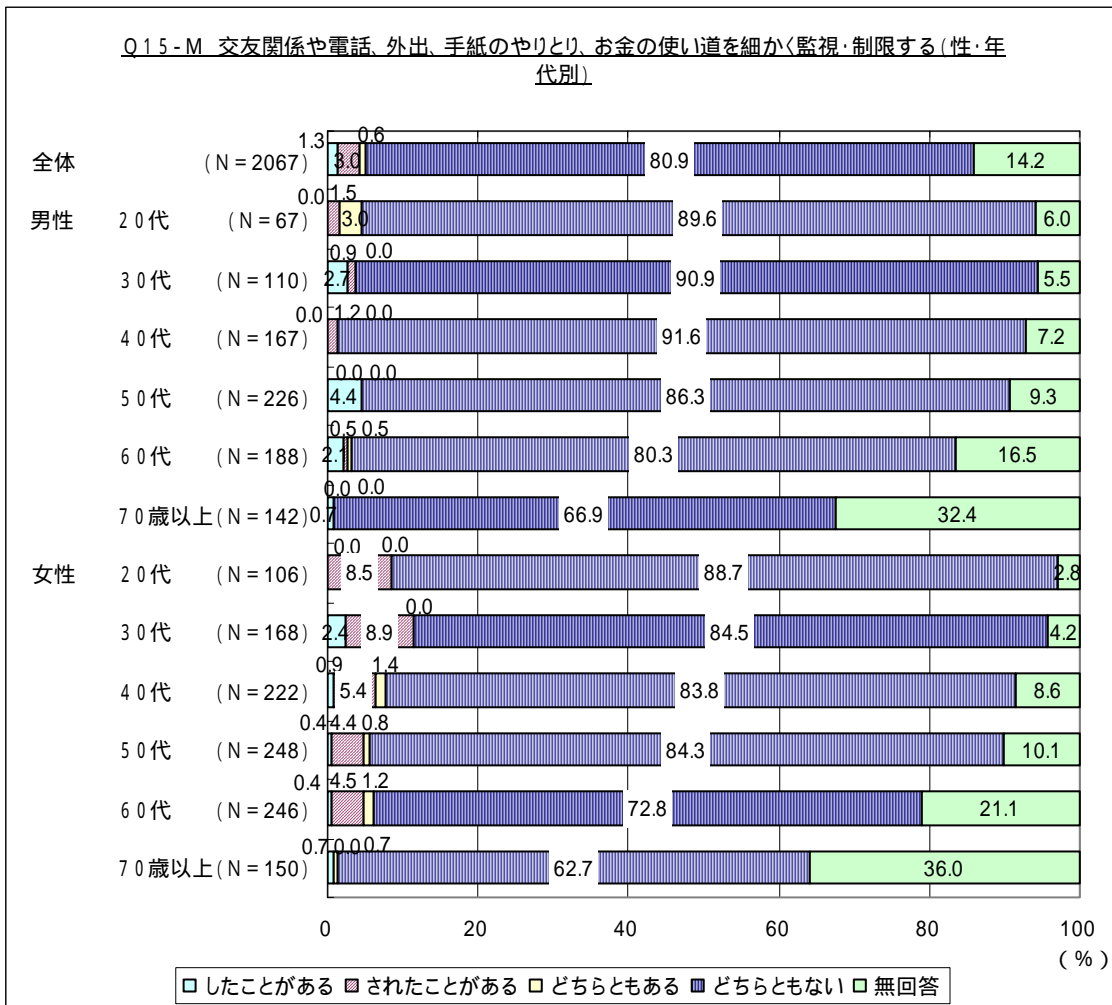
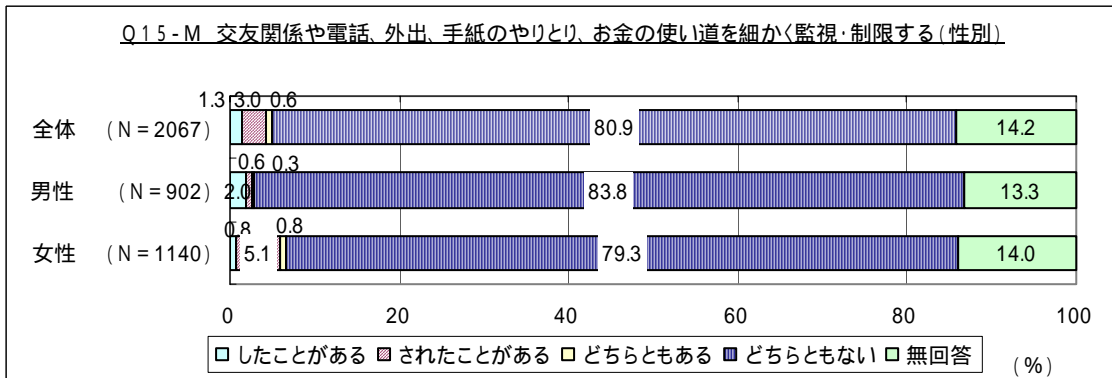
L 社会的な活動や就職などを許さない

「社会的な活動や就職などを許さない」行為については、「したことがある」が0.4%、「されたことがある」が1.8%、「どちらともある」が0.1%で、体験者は2.3%でした。なお、「されたことがある」は、男性が0.3%、女性が3.0%でした。



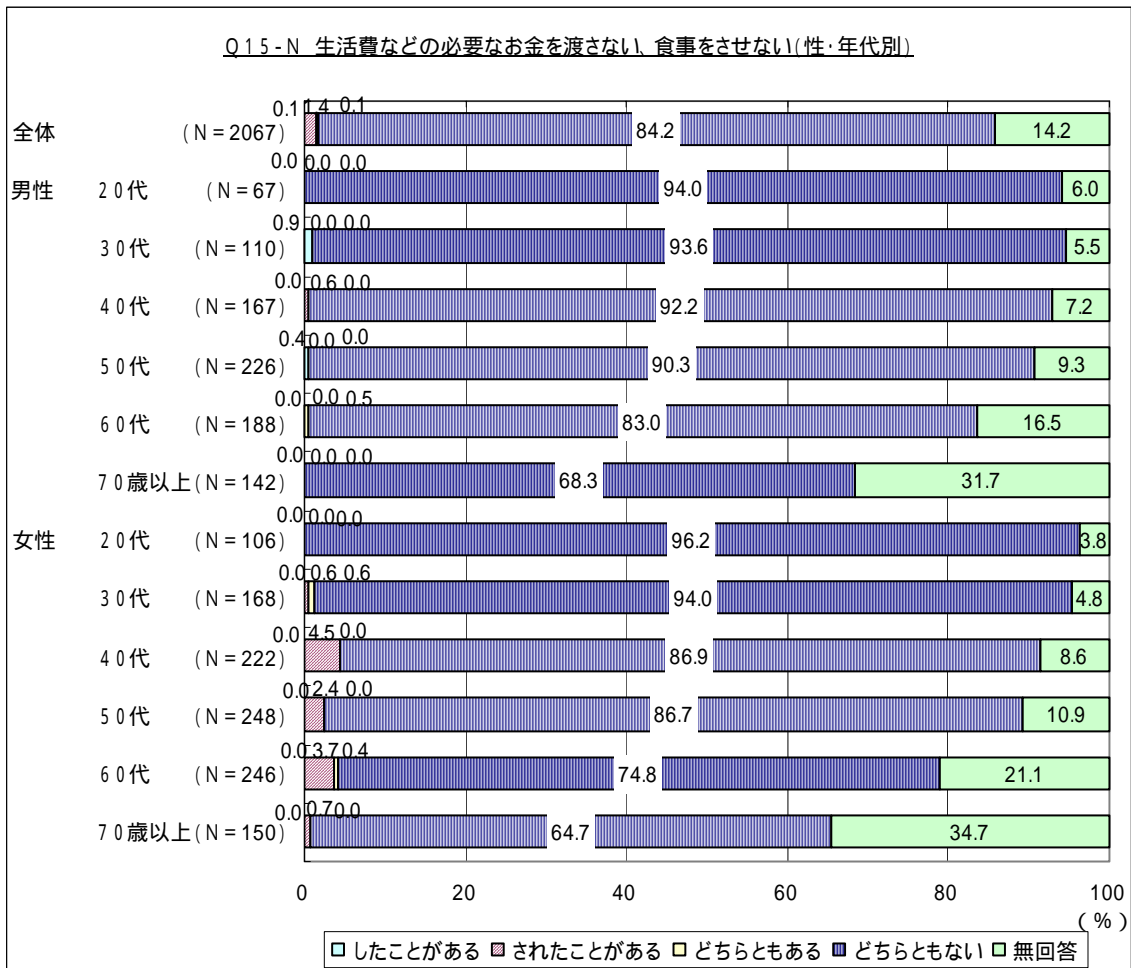
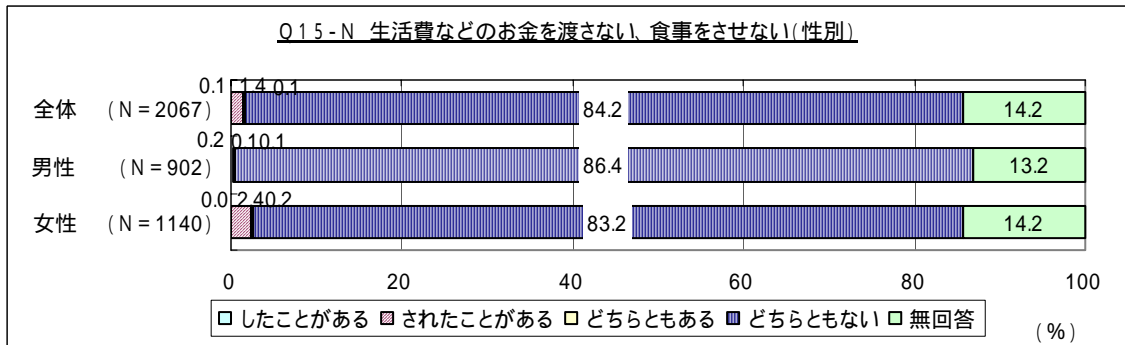
M 交友関係や電話、外出、手紙のやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する

「交友関係や電話、外出、手紙のやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する」行為については、「したことがある」が1.3%、「されたことがある」が3.0%、「どちらともある」が0.6%で、体験者は4.9%でした。なお、「されたことがある」は、男性が0.6%、女性が5.1%でした。



N 生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない

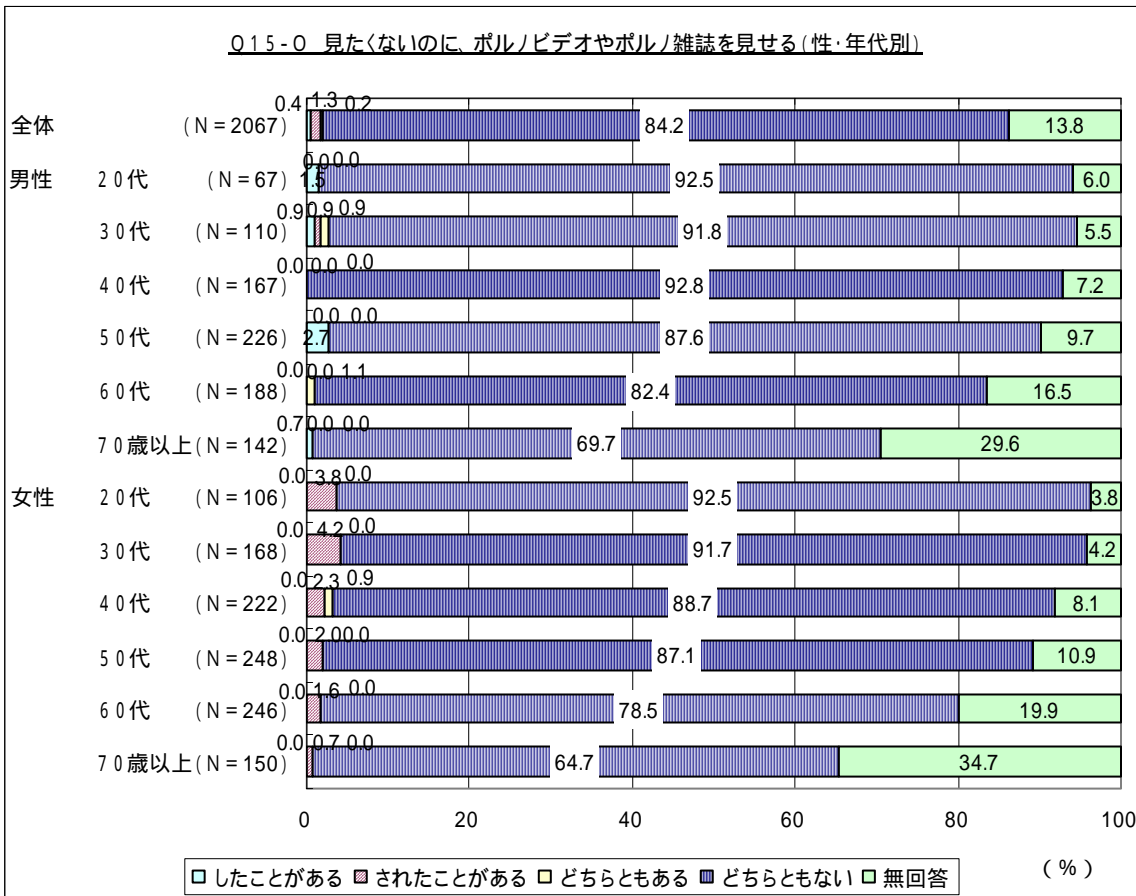
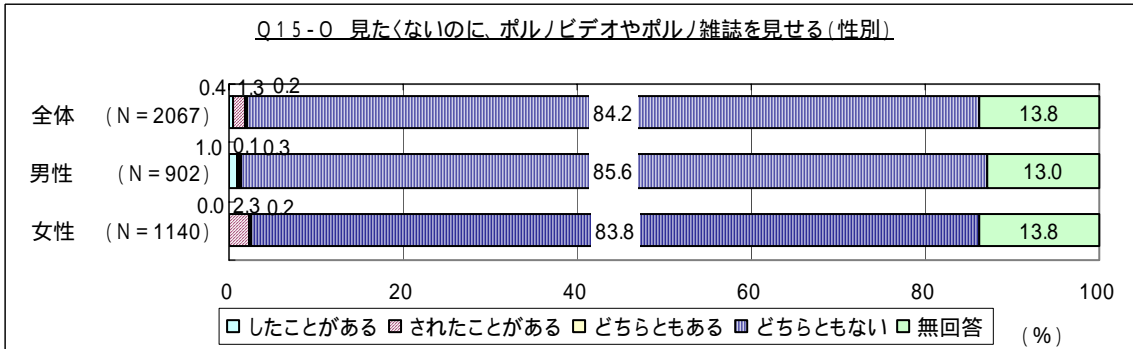
「生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない」行為については、「したことがある」が 0.1%、「されたことがある」が 1.4%、「どちらともある」が 0.1%で、体験者は 1.6%でした。なお、「されたことがある」は、男性が 0.1%、女性が 2.4%でした。



4) 性に関すること

○ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

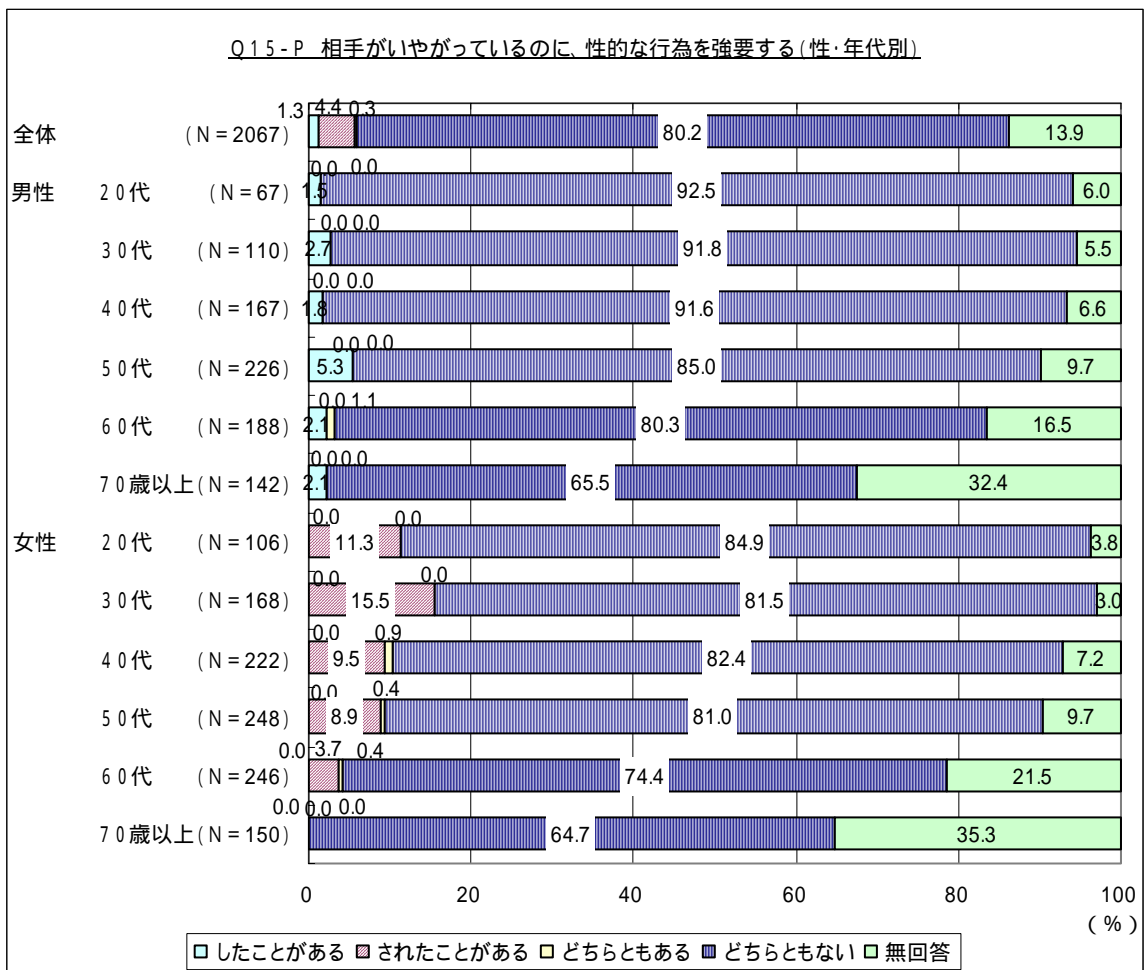
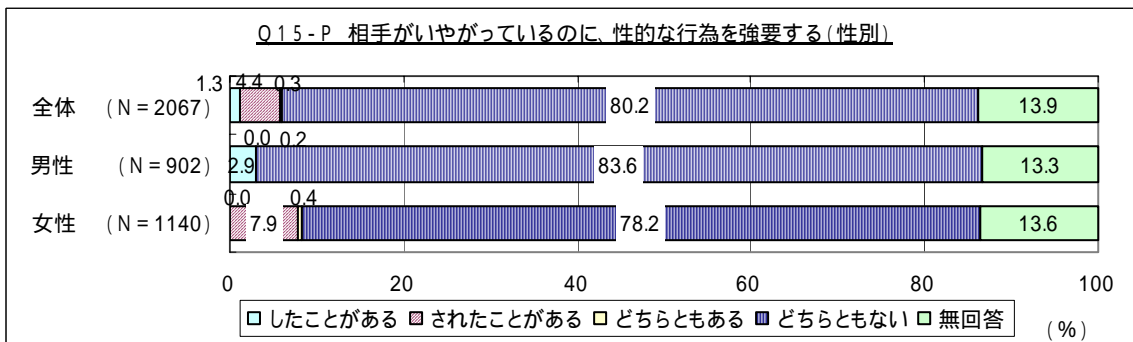
「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」行為については、「したことがある」が 0.4%、「されたことがある」が 1.3%、「どちらともある」が 0.2%で、体験者は 1.9%でした。なお、「されたことがある」は、男性が 0.1%、女性が 2.3%でした。



P 相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する

「相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する」行為については、「したことがある」が1.3%、「されたことがある」が4.4%、「どちらともある」が0.3%で、体験者は6.0%でした。

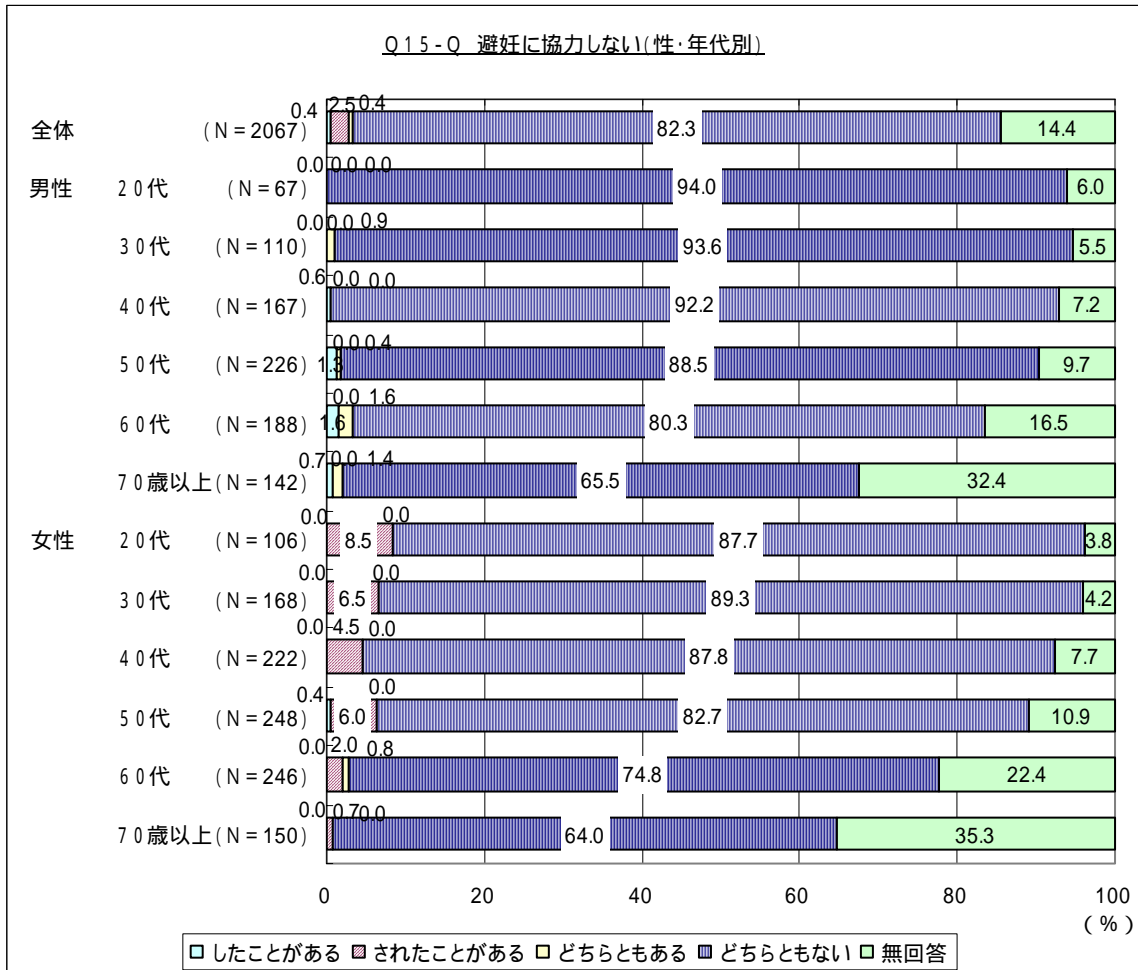
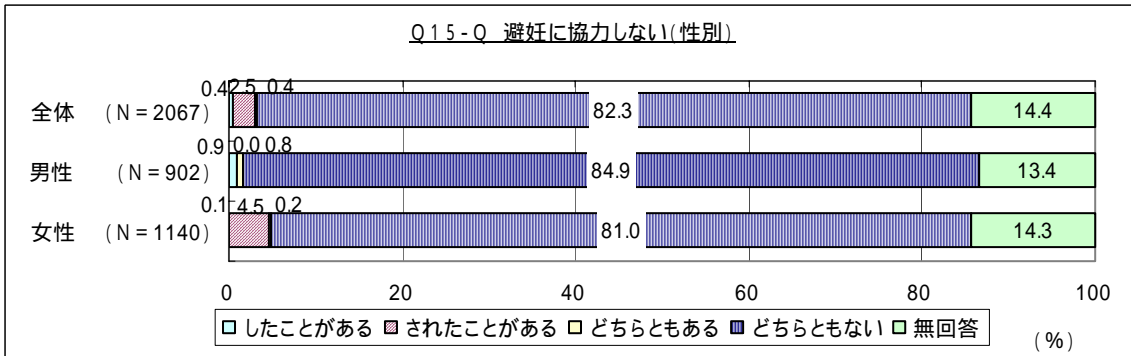
「したことがある」とする加害体験では、男性0.2%、女性0%に対し、逆に、「されたことがある」とする被害体験は、男性0%、女性7.9%とほとんどが女性となっており、特に20代～50代の女性に多くみられます。



Q 避妊に協力しない

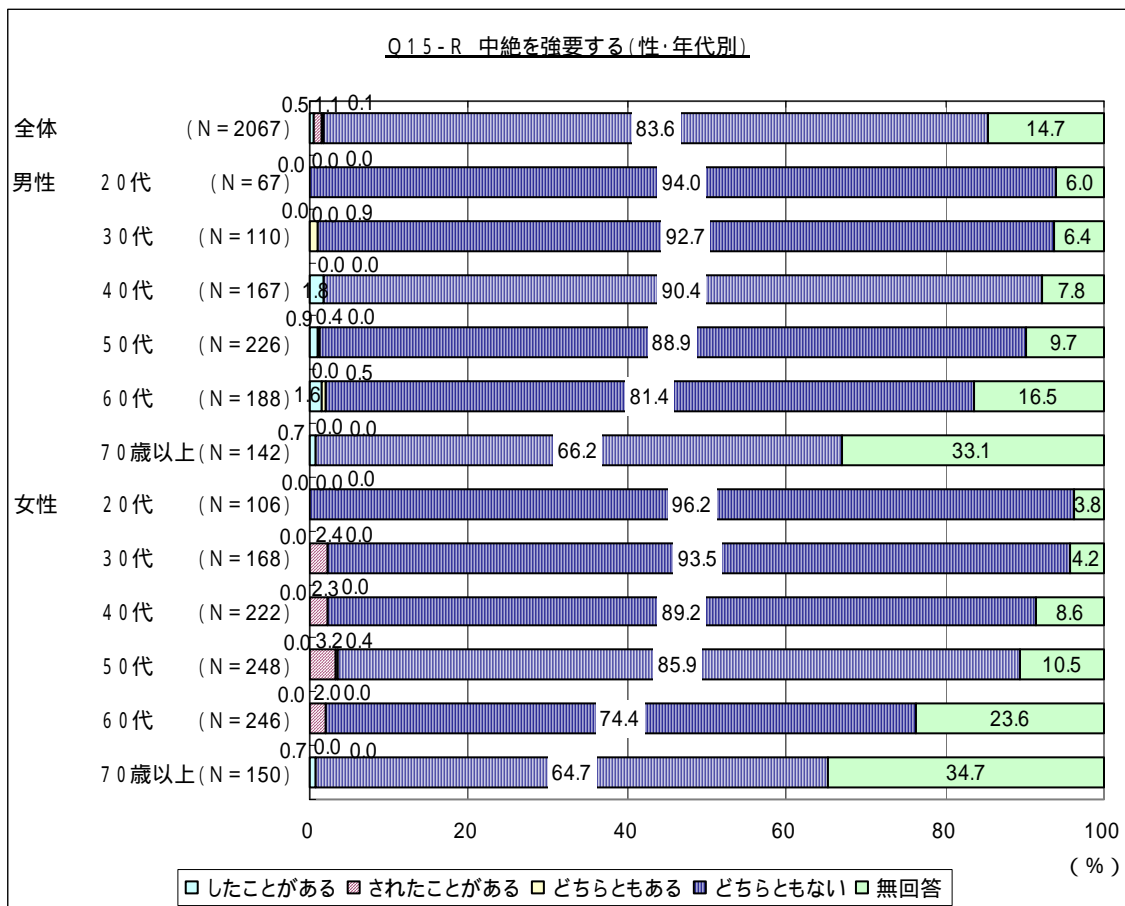
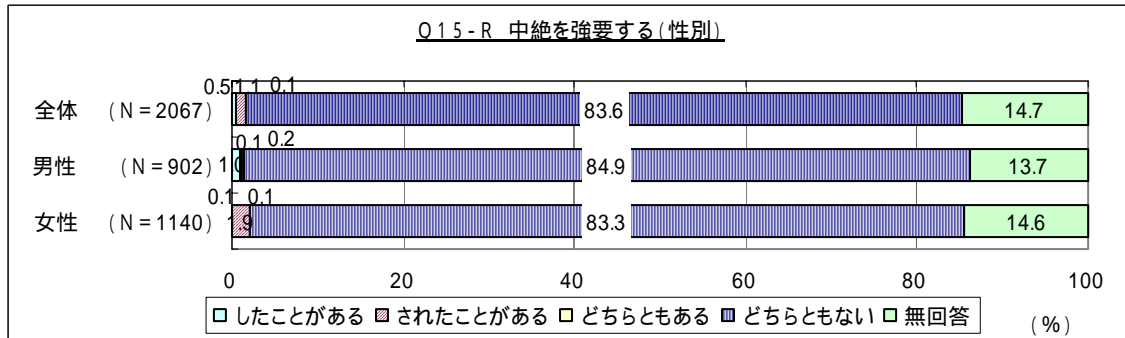
「避妊に協力しない」行為については、「したことがある」が0.4%、「されたことがある」が2.5%、「どちらともある」が0.4%で、体験者は3.3%であった。

「されたことがある」は、男性0%に対し、女性は4.5%でした。20代、30代、50代の女性にやや多くみられます。



R 中絶を強要する

「中絶を強要する」行為については、「したことがある」が0.5%、「されたことがある」が1.1%、「どちらともある」が0.1%で、体験者は1.7%でした。なお、「されたことがある」は、男性が0.1%、女性が1.9%でした。



***総理府調査（平成11年度）との比較（参考）**

平成11年度に総理府（現・内閣府）が実施した「男女間における暴力に関する調査」における「夫や妻から暴行等を受けた経験の有無」に関する回答と比較しました。

*（ ）は、総理府の設問項目。「 」は、調査の設問項目がないことを表す。
数字は、熊本県「されたことがある」「どちらともある」、総理府「何度もある」「1、2度ある」と回答した人の合計の割合。

（単位：％）

	熊本県（H14）	総理府（H11）
医師の治療が必要とならない程度の暴行 （医師の治療が必要とならない程度の暴行をうける）	6.1	9.0
医師の治療が必要となる程度の暴行 （医師の治療が必要となる程度の暴行をうける）	2.0	2.6
命の危険を感じるくらいの暴行 （命の危険を感じるくらいの暴行をうける）	1.1	2.7
「殺す」「怪我させる」などと言っておどす	3.1	
なぐるふりをして、おどす	7.1	
刃物などを突きつけて、おどす	1.1	
家具や食器、日用品を投げたりこわしたりしておどす	6.8	
大声でどなって威嚇する （大声でどなられる）	12.3	37.7
何を言っても長時間無視し続ける （何を言っても無視され続ける）	8.0	19.5
「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」「役立たず」「頭がおかしい」「死ね」などとののしる （「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言われる）	4.7	13.4
大切にしている物をわざと捨てたりこわしたりする	2.7	
社会的な活動や就職などを許さない	1.9	
交友関係や電話、外出、手紙などのやりとり、お金の使い道を細かく監視・制限する （交友関係や電話を細かく監視される）	3.6	8.2
生活費などの必要なお金を渡さない、食事をさせない	1.5	
見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる （あなたは見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる）	1.5	3.6
相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する （あなたがいやがっているのに、性的な行為を強要される）	4.7	11.1
避妊に協力しない	2.9	
中絶を強要する	1.3	

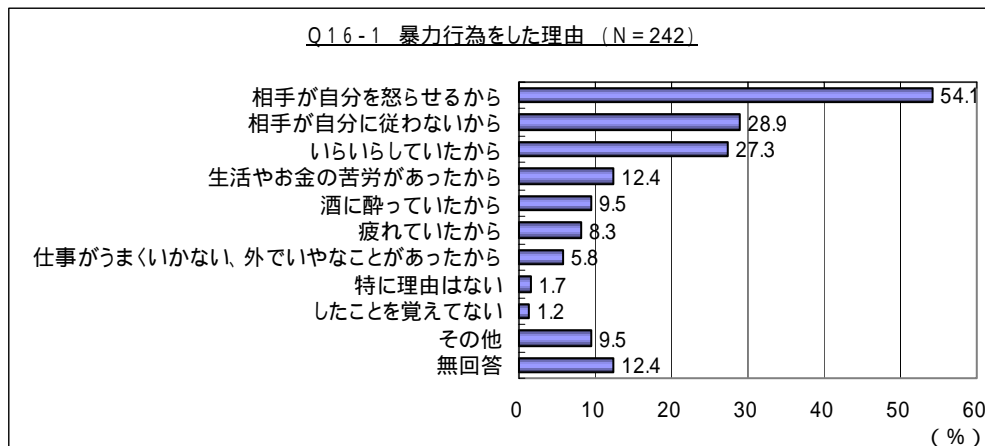
(5) DV行為加害者の意識

以上のようなDV行為の中で、「身体への攻撃」や「威嚇・おどし」の行為(A～H)を、「したことがある」と答えた人に対して、その理由などについて尋ねました。

1) DV行為の理由

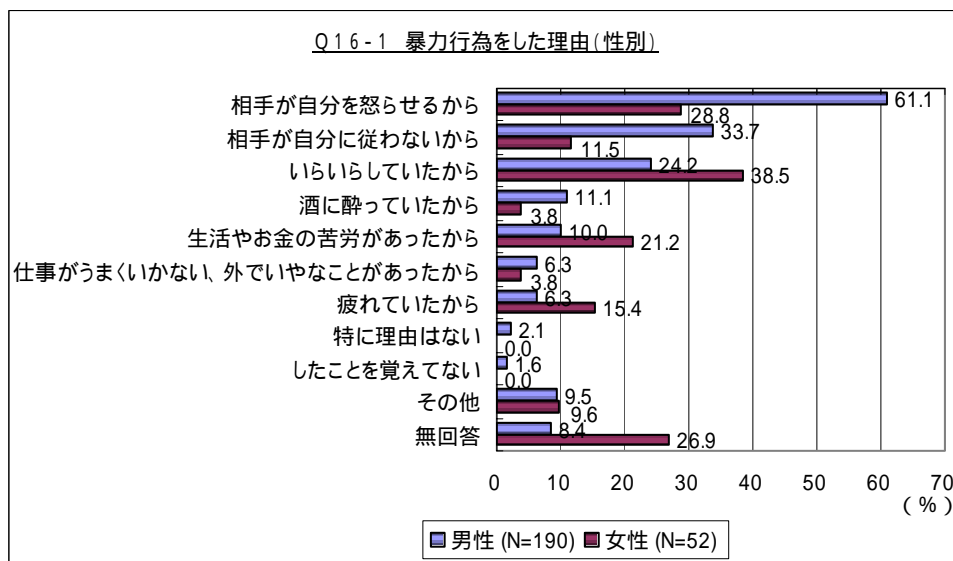
「身体への攻撃」や「威嚇・おどし」の行為を行ったことがあると答えた人に、なぜそのようなことをしたのかを尋ねると、「相手が自分を怒らせるから」(54.1%)がもっとも多く、過半数を占めています。次いで、「相手が自分に従わないから」(28.9%)、「いらいらしていたから」(27.3%)という回答が多くなっています。

複数回答



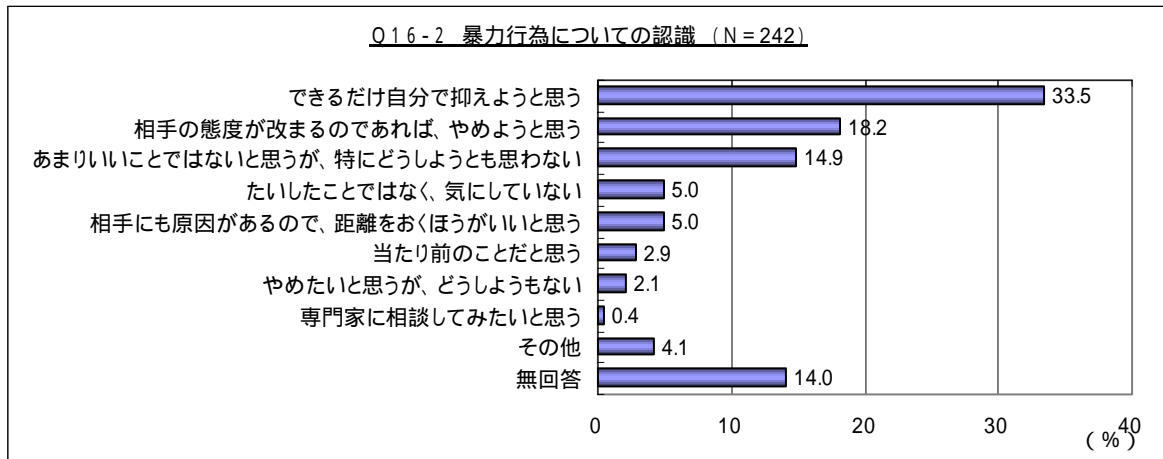
性別でみると、男性は「相手が自分を怒らせるから」(61.1%)が過半数を占め、「相手が自分に従わないから」(33.7%)、「いらいらしていたから」(24.4%)と続いています。女性は「いらいらしていたから」(38.5%)、「相手が自分を怒らせるから」(28.8%)、「生活やお金の苦勞があったから」(21.2%)という回答が多くなっています。

複数回答

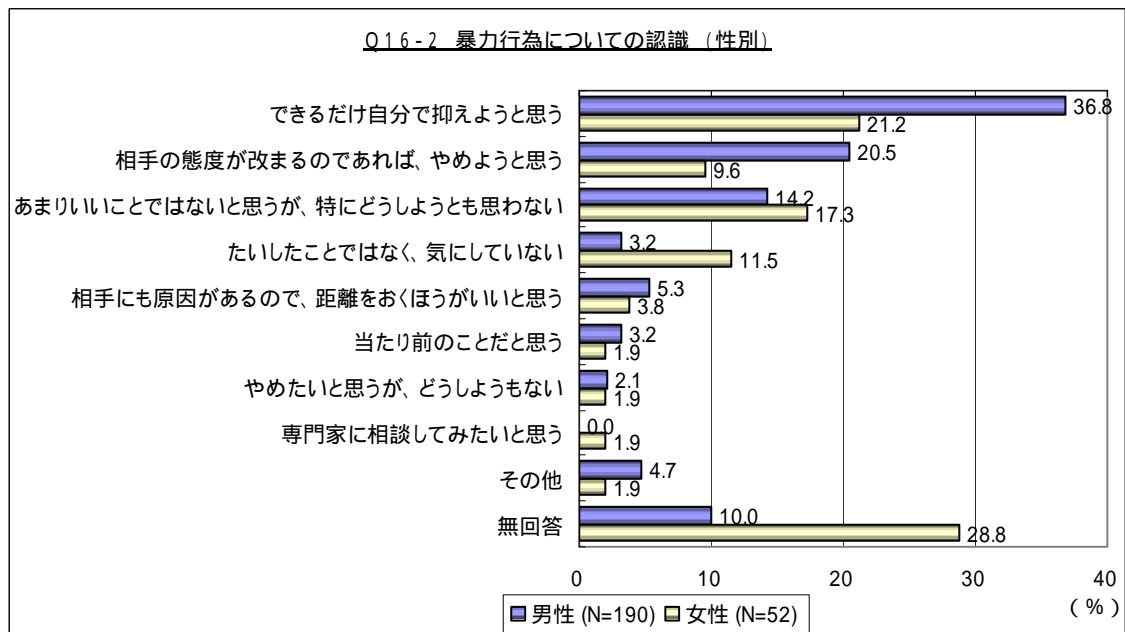


2) DV行為についての認識

自分のDV行為をどのように考えているかについてみると、「できるだけ自分で抑えようと思う」が33.5%となっています。この他には、「相手の態度が改まるのであれば、やめようと思う」が18.2%、「あまりいいことではないと思うが、特にどうしようとも思わない」も14.9%となっています。



性別で見ると、男性は「できるだけ自分で抑えようと思う」(36.8%)、「相手の態度が改まるのであれば、やめようと思う」(20.5%)、「あまりいいことではないと思うが、特にどうしようとも思わない」(14.2%)と続き、女性は「できるだけ自分で抑えようと思う」(21.2%)、「あまりいいことではないと思うが、特にどうしようとも思わない」(17.3%)、「たいしたことではなく、気にしていない」(11.5%)と続いています。

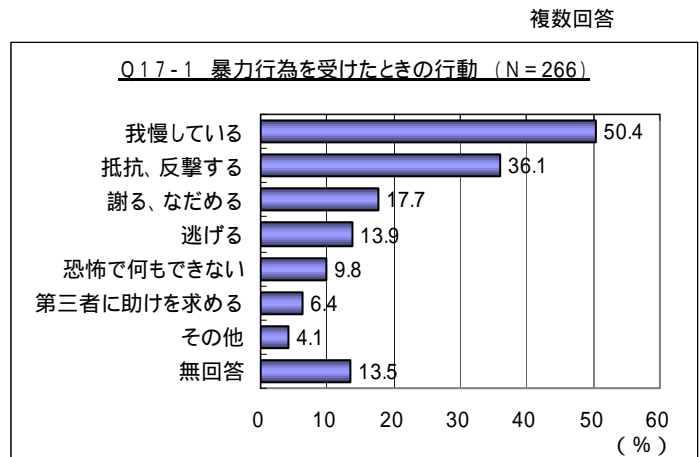


(6) DV行為被害者の意識

「身体への攻撃」や「威嚇・おどし」の行為(A～H)を「されたことがある」と答えた人に、そのときの状況などについて尋ねました。

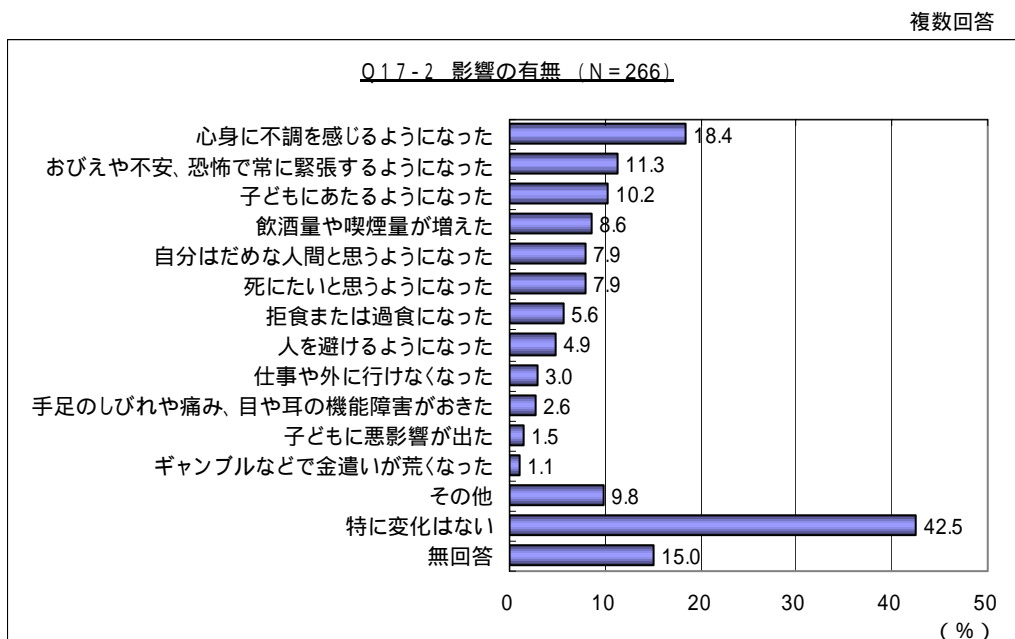
1) 暴力を受けたときの反応

「身体への攻撃」や「威嚇・おどし」の行為を受けたとき、どのように反応しているかをみると、「我慢している」が50.4%と約半数を占め、「抵抗、反撃する」が36.1%、「謝る、なだめる」が17.7%と続いています。



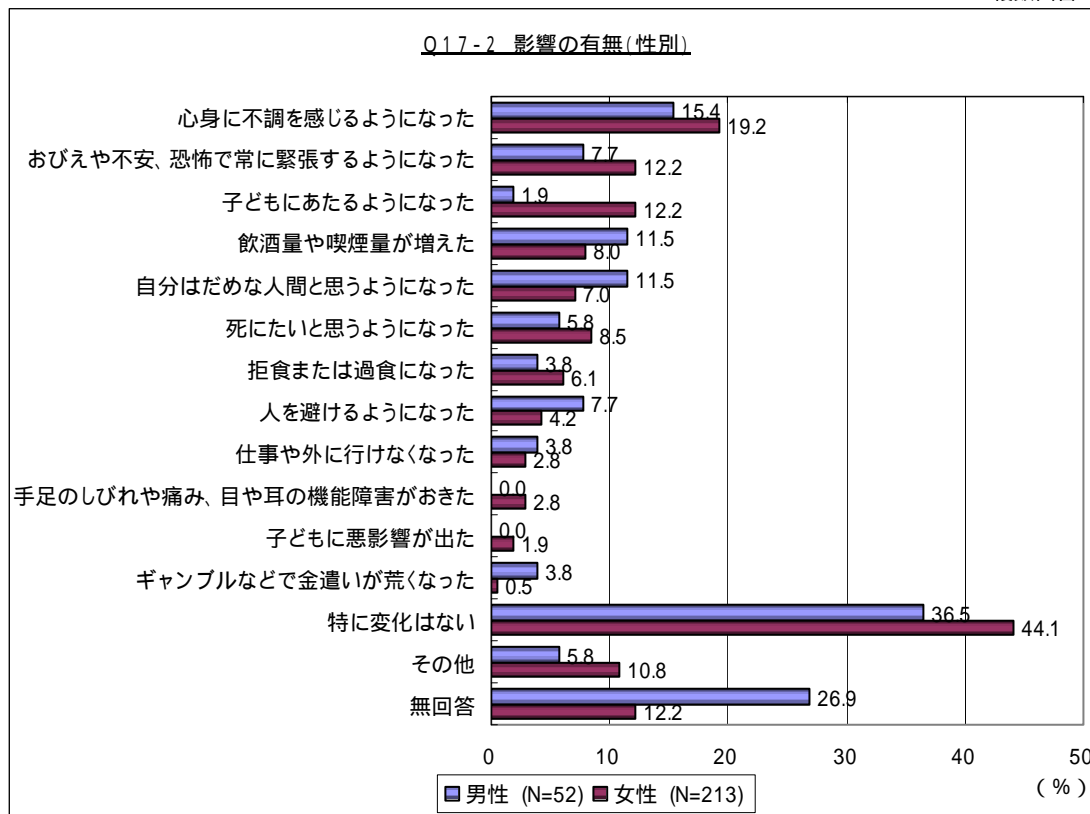
2) 被害の影響の有無

暴力行為を受けたことで、何か身体的・精神的に影響があったかについては、「特に変化はない」が42.5%で、さらに無回答を除いた、残りの4割が何らかの影響を訴えていることになります。変化として挙げられた症状は、「心身に不調を感じるようになった」が18.4%、「おびえや不安、恐怖で常に緊張するようになった」が11.3%、「子どもにあたるようになった」が10.2%、「飲酒量や喫煙量が増えた」が8.6%、「自分はだめな人間と思うようになった」が7.9%、「死にたいと思うようになった」が7.9%、「拒食または過食になった」が5.6%、「人を避けるようになった」が4.9%、「仕事や外に行けなくなった」が3.0%、「手足のしびれや痛み、目や耳の機能障害がおきた」が2.6%、「子どもに悪影響が出た」が1.5%、「ギャンブルなどで金遣いが荒くなった」が1.1%となっており、「その他」が9.8%、「特に変化はない」が42.5%、「無回答」が15.0%となっています。



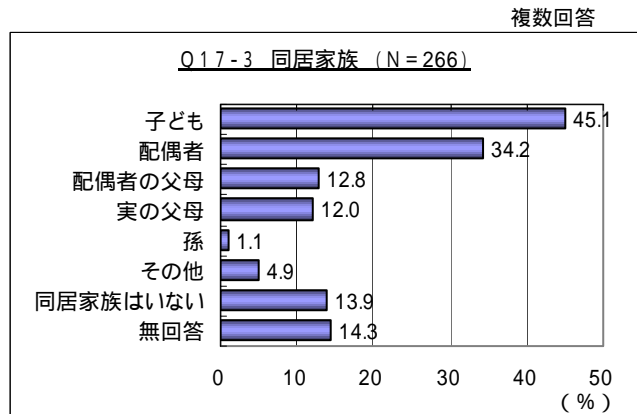
性別でみると、男性は「特に変化はない」(36.5%)、「心身に不調を感じるようになった」(15.4%)、「飲酒量や喫煙量が増えた」「自分はだめな人間と思うようになった」11.5%と続き、女性は「特に変化はない」(44.1%)、「心身に不調を感じるようになった」(19.2%)、「おびえや不安、恐怖で常に緊張するようになった」「子どもにあたるようになった」(12.2%)と続いています。

複数回答

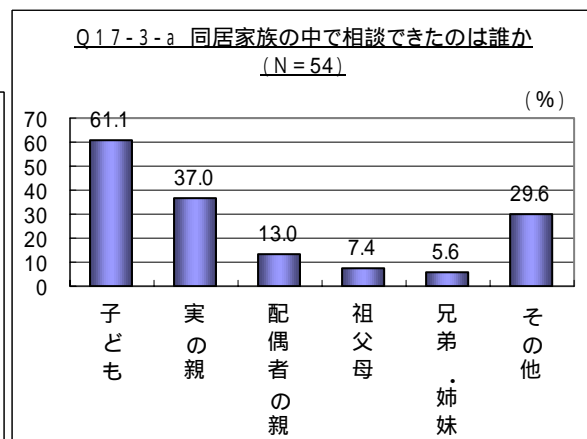
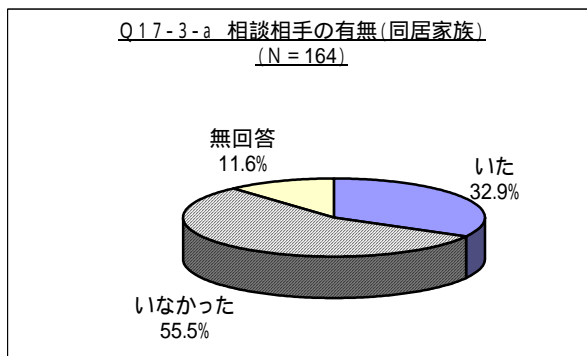


3) 同居家族の状況

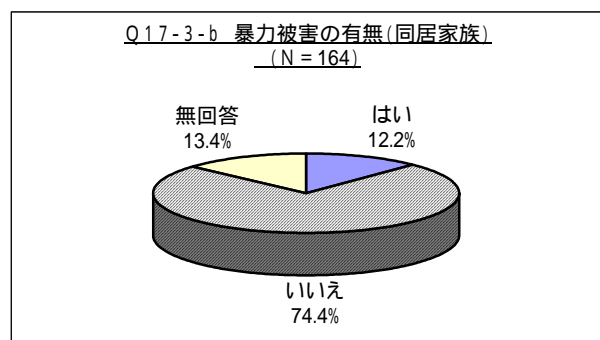
DV行為被害時の同居家族の有無をみると、「同居家族はいない」は13.9%で、無回答を除いた7割は同居の家族がいたと答えています。同居の家族としては、多い順に「子ども」(45.1%)、「配偶者」(34.2%)、「配偶者の父母」(12.8%)、「実の父母」(12.0%)、「孫」(1.1%)、「その他」(4.9%)、「同居家族はいない」(13.9%)、「無回答」(14.3%)と続いています。



同居家族の中に、DVについてかばってくれたり相談にのってくれたりする人がいたかどうかについては、「いた」が32.9%に対し、「いなかった」が55.5%で、半数以上が同居家族に相談者はいなかったと答えています。「いた」と回答した人の中では、「子ども」が最も多く、61.1%でした。



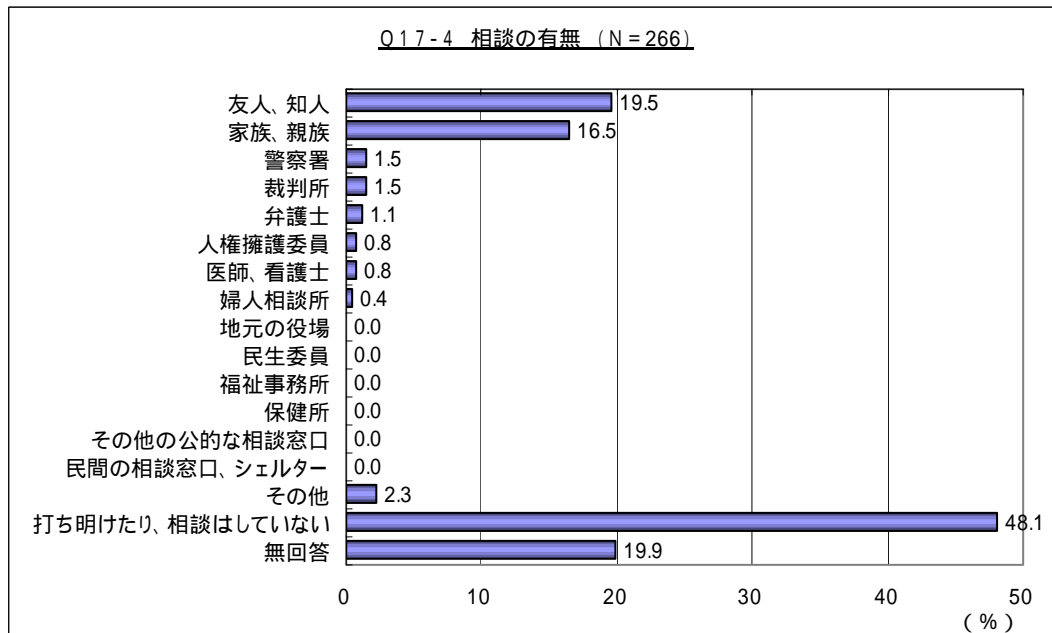
同居家族も、同じ相手から暴力被害を受けているかどうかでは、「はい」が12.2%に対し、「いいえ」が74.4%で、同居家族へも暴力被害が及んでいるケースが1割を超えています。



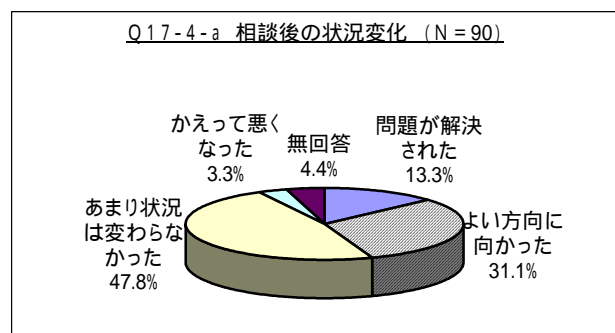
4) 相談の有無と相談後の状況

DV行為について誰かに打ち明けたり相談したりしたか尋ねると、約5割が「打ち明けたり、相談はしていない」との回答でした。無回答が19.9%みられるので、実際に相談した人は32.0%とおよそ3人に1人になります。相談した相手としては、「友人、知人」(19.5%)「家族、親族」(16.5%)が多く、他はすべて1%前後でした。

複数回答

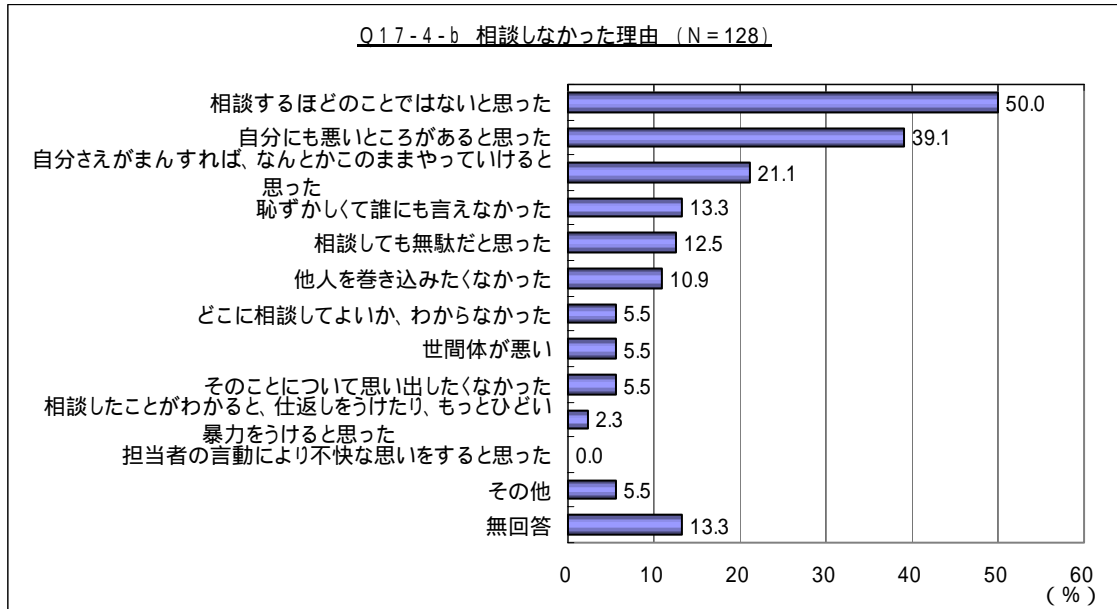


相談後の状況変化では、「あまり状況は変わらなかった」が47.8%で、約半数を占めています。「問題が解決された」が13.3%、「良い方向に向かった」人が31.1%で、良い方向に向かったと推測されるのは44.4%と4割を超えています。「かえって悪くなった」は3.3%でした。



さらに、誰にも相談しなかった人に、その理由を尋ねてみると、「相談するほどのことではないと思った」が50.0%で半数を占め、「自分にも悪いところがあると思った」が39.1%、「自分さえがまんすれば、なんとかやっていけると思った」が21.1%と続いています。

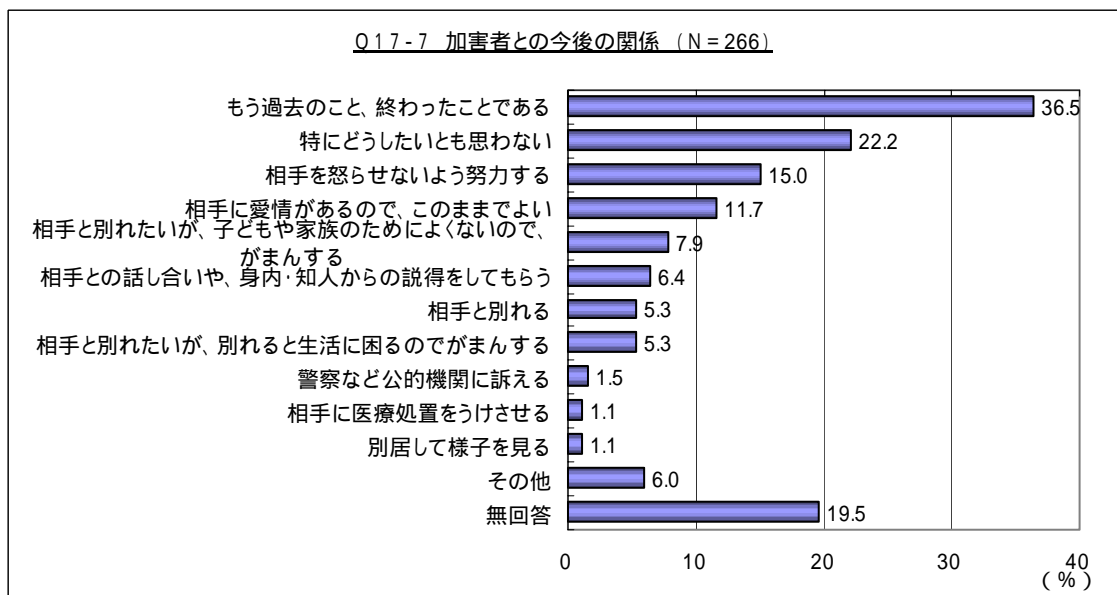
複数回答



5) 加害者との今後の関係について

DV行為を行った相手との今後の関係については、「もう過去のこと、終わったことである」が36.5%、「特にどうしようとも思わない」が22.2%、「相手を怒らせないように努力する」が15.0%、「愛情があるので、このままでよい」が11.7%と続いています。

複数回答

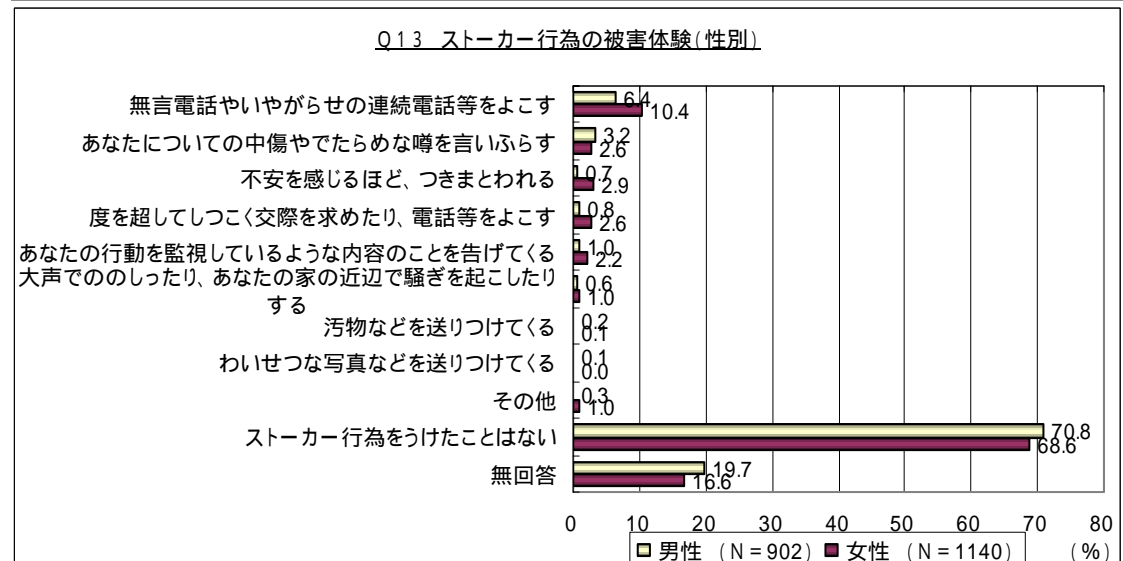
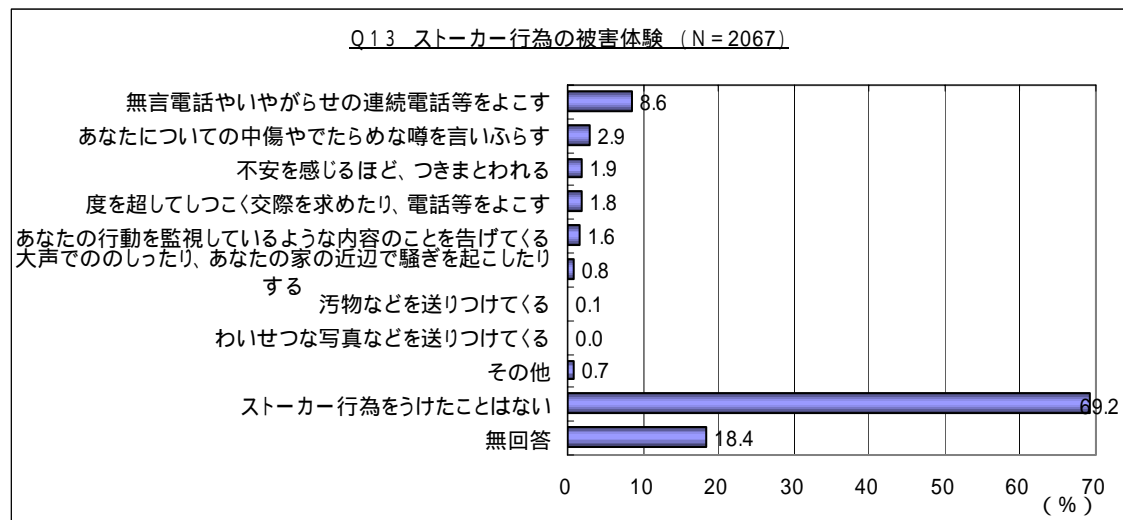
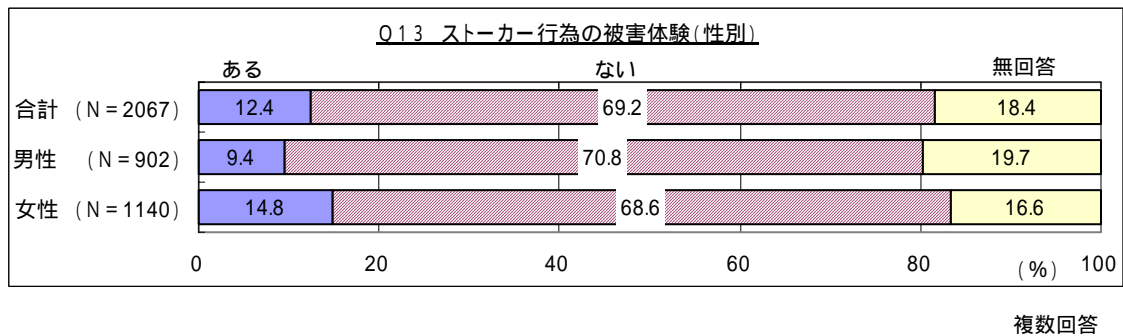


6 「ストーカー行為」被害の体験

(1) 被害体験の有無

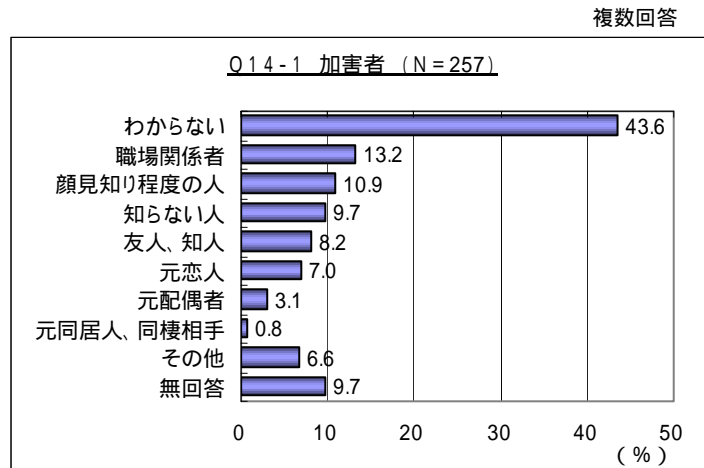
ストーカー行為については、男性が9.4%、女性が14.8%と共に1割前後の人が被害体験があると回答しています。これは実数にすると合計257人となります。

被害体験の内容を見ると、「無言電話やいやがらせの連続電話等をよこす」(8.6%)、次いで、「あなたについての中傷やでたらめな噂を言いふらす」(2.9%)が多くなっています。



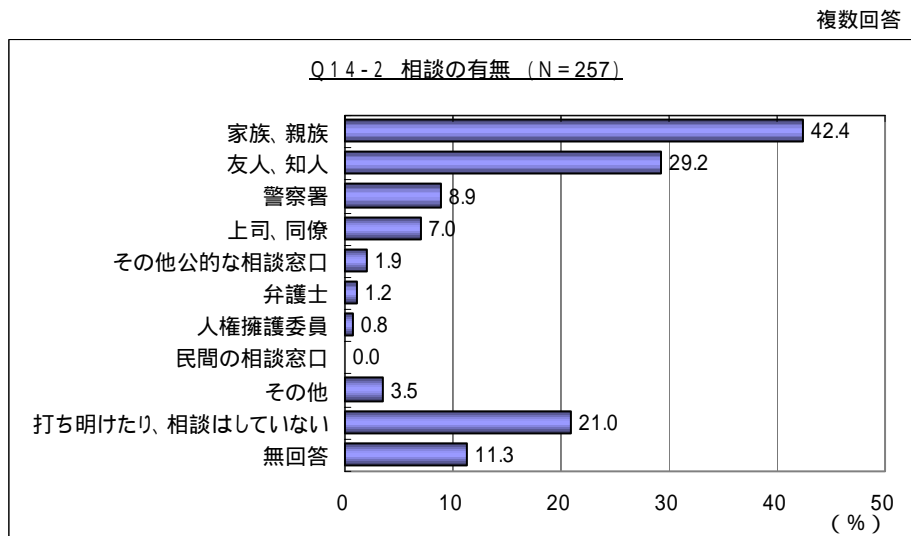
(2) 加害者について

ストーカー行為を受けた体験があると答えた人に、相手について尋ねると、「わからない」が43.6%、無回答が9.7%で、残りの約半数が相手を特定していることとなります。その中には、「職場関係者」(13.2%)や、「顔見知り程度の人」(10.9%)、「知らない人」(9.7%)、「知人・友人」(8.2%)、「元恋人」(7.0%)と続いています。



(3) 相談の有無

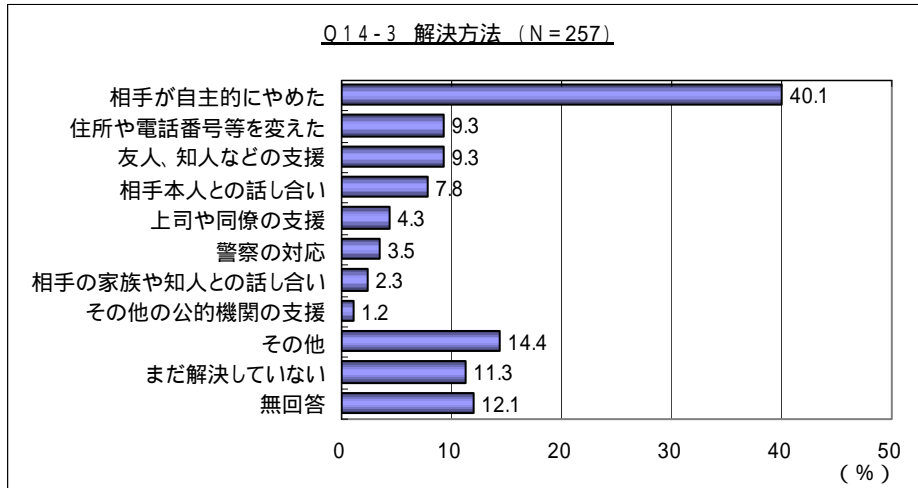
ストーカー行為を受けた体験があると答えた人に、誰かに打ち明けたり相談したか尋ねると、約7割の人が何らかの相談をしています。相談相手については、「家族、親族」が42.4%と最も多く、次いで「友人、知人」が29.2%で、ほぼこの2つの項目に集中しています。その他には、「警察署」(8.9%)や「上司・同僚」(7.0%)が続きます。



(4) 解決方法

どのように解決したかについては、「相手が自主的にやめた」が40.1%と約4割を占め、次いで「住所や電話番号等を変えた」が9.3%、「友人、知人などの支援」が9.3%と続いています。一方、「まだ解決していない」も11.3%と1割を超えています。

複数回答



7 「その他の暴力行為」の被害の体験

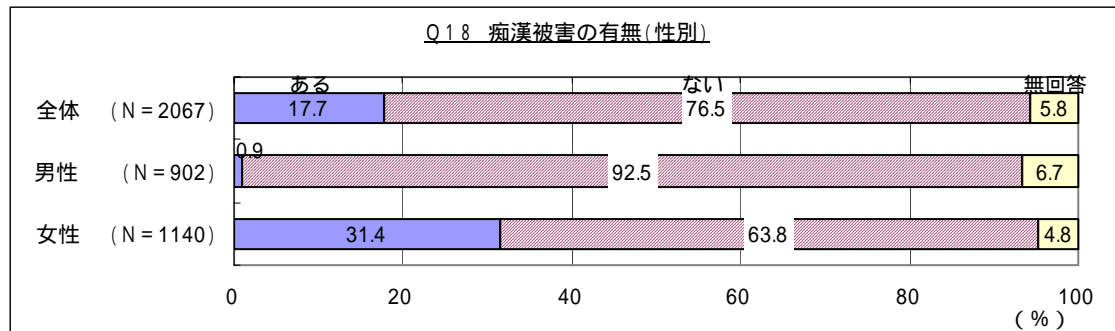
上段：％
下段：回答者数

(1) 痴漢被害の有無

痴漢被害について、経験が「ある」と回答した人が17.7%と2割近くを占めています。性別で見ると、「ある」と回答した人は、男性が0.9%に対して、女性が31.4%と女性は3割を超えています。特に20代女性は54.7%と半数を超えました。

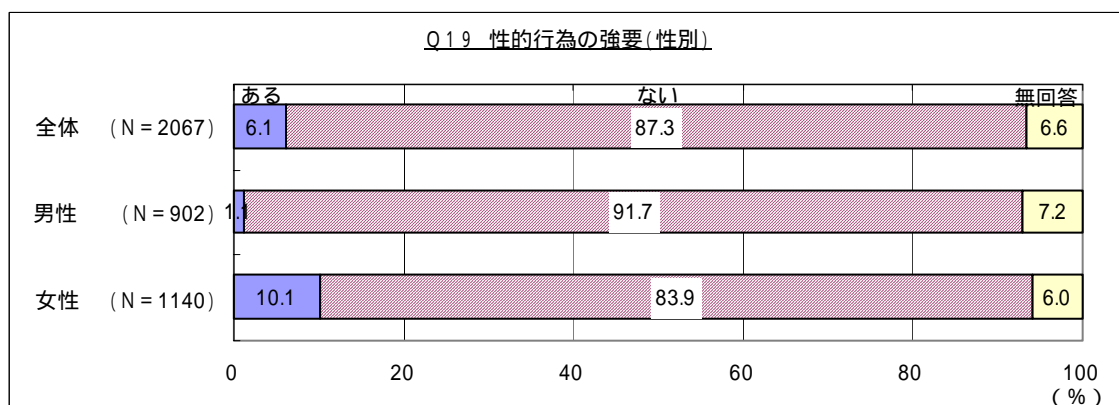
Q18 痴漢被害の有無

		全体	ある	ない	無回答
合計		100.0 2067	17.7 366	76.5 1581	5.8 120
男性	20代	100.0 67	1.5 1	97.0 65	1.5 1
	30代	100.0 110	0.0 0	97.3 107	2.7 3
	40代	100.0 167	1.2 2	94.0 157	4.8 8
	50代	100.0 226	0.4 1	93.4 211	6.2 14
	60代	100.0 188	1.6 3	91.5 172	6.9 13
	70歳以上	100.0 142	0.7 1	84.5 120	14.8 21
	女性	20代	100.0 106	54.7 58	44.3 47
30代	100.0 168	39.9 67	57.7 97	2.4 4	
40代	100.0 222	47.3 105	50.5 112	2.3 5	
50代	100.0 248	35.1 87	60.9 151	4.0 10	
60代	100.0 246	13.4 33	81.7 201	4.9 12	
70歳以上	100.0 150	5.3 8	79.3 119	15.3 23	



(2) 性的行為の強要

いやがっているのに性的な行為(わいせつな行為や性交等)を強要されたことがあるかについて、「ある」と回答した人は6.1%でした。性別で見ると、男性が1.1%に対して、女性は10.1%と1割を超えています。

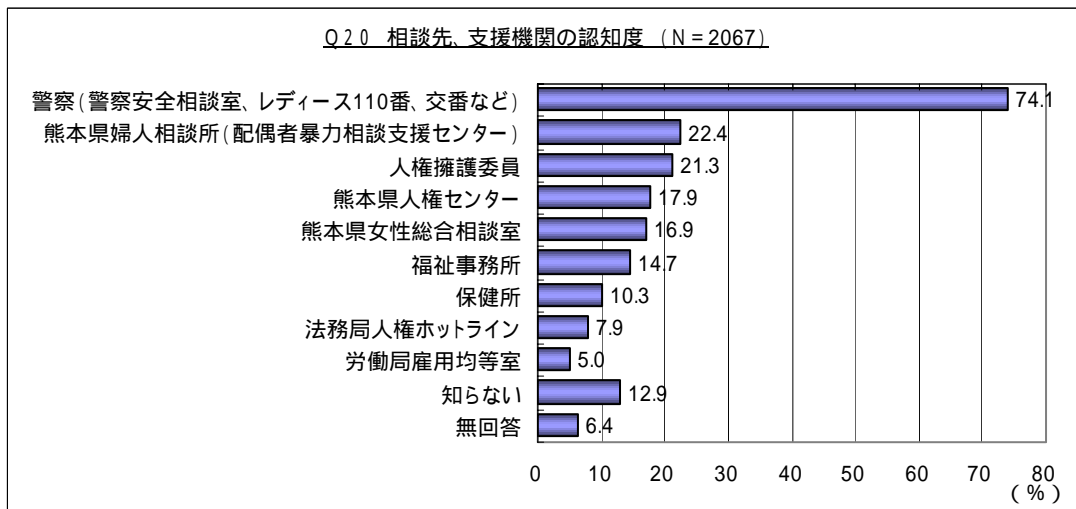


8 暴力被害対策について

(1) 相談先・支援機関の認知状況

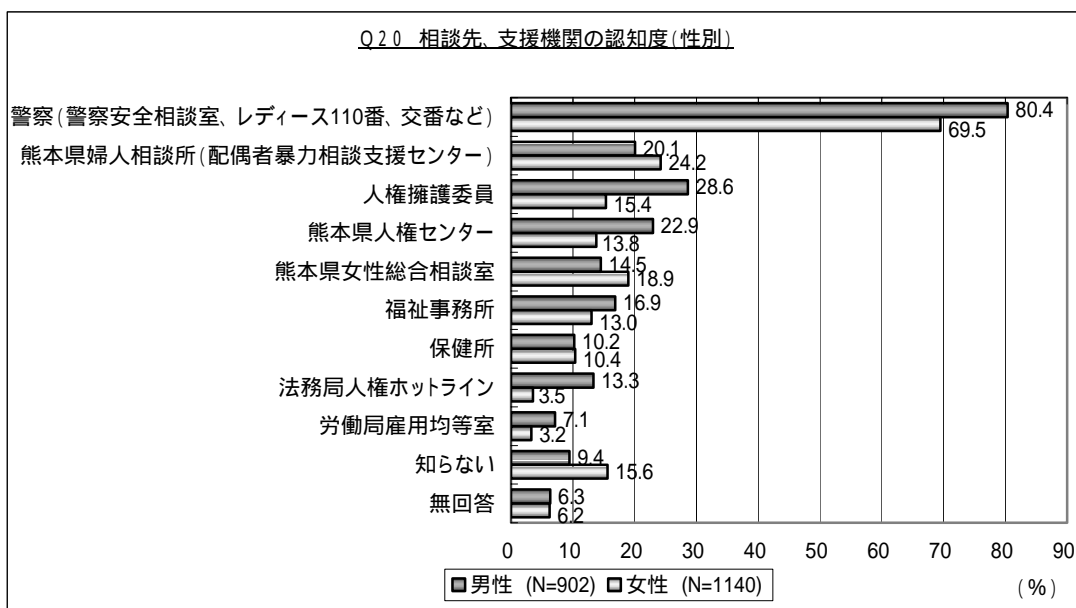
暴力被害の相談先・支援機関の認知度については、「警察（警察安全相談室、レディース110番、交番など）」が74.1%と最も高く、「熊本県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」が22.4%、「人権擁護委員」が21.3%と続きます。一方、相談・支援機関について「知らない」と回答した人も12.9%と1割を超えています。

複数回答



性別でみると、男性は「警察」(80.4%)、「人権擁護委員」(28.6%)、「熊本県人権センター」(22.9%)と続き、女性は「警察」(69.5%)、「熊本県婦人相談所」(24.2%)、「熊本県女性総合相談室」(18.9%)と続いています。

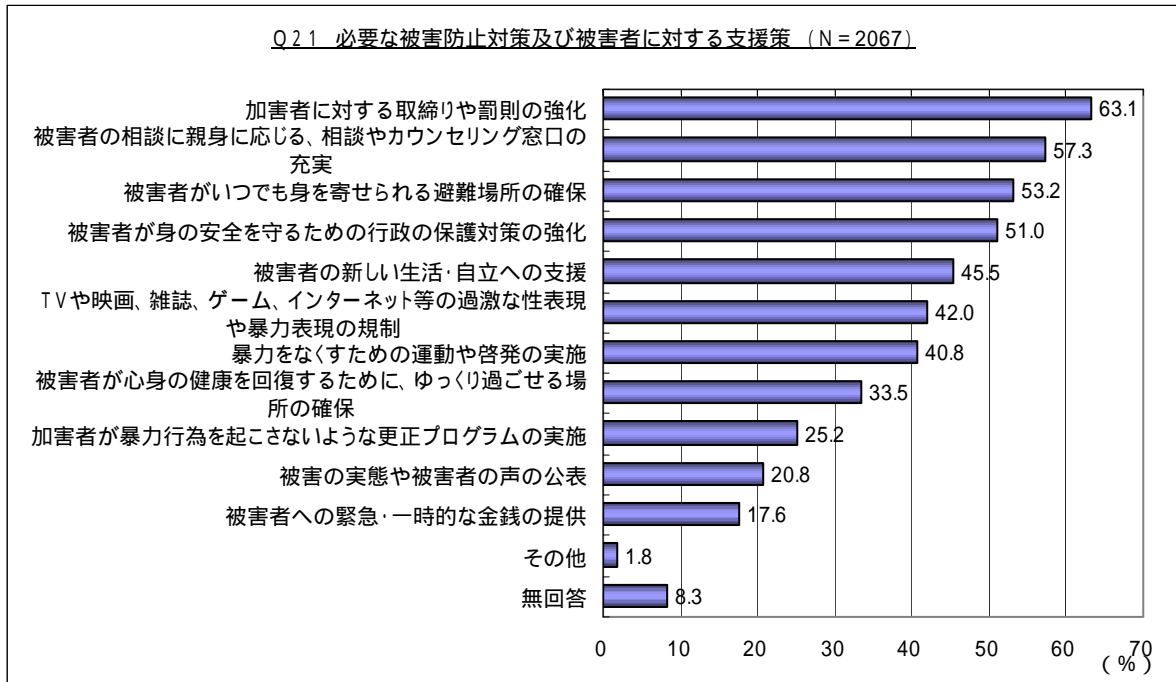
複数回答



(2) 必要な被害防止対策及び被害者に対する支援策

被害防止対策及び被害者に対する支援策で何が必要かについては、「加害者に対する取締りや罰則の強化」が63.1%、「被害者の相談に親身に応じる、相談やカウンセリング窓口の充実」が57.3%、「被害者がいつでも身を寄せられる避難場所の確保」が53.2%、「被害者が身の安全を守るための行政の保護対策の強化」が51.0%とそれぞれ半数を超えて続いています。

複数回答



參考資料編